

平生町告示第60号

平成28年第1回平生町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成28年2月24日

平生町長 山田 健一

1 期 日 平成28年3月9日

2 場 所 平生町議会議事堂

開会日に応招した議員

中本 敦子さん

村中 仁司君

河藤 泰明君

細田留美子さん

平岡 正一君

福田 洋明君

松本 武士君

中川 裕之君

淵上 正博君

河内山宏充君

岩本ひろ子さん

応招しなかった議員

長岡 浩君

平成28年 第1回(定例)平生町議会会議録(第1日)

平成28年3月9日(水曜日)

議事日程(第1号)

平成28年3月9日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の日程
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案第1号 平成27年度平生町一般会計補正予算
- 日程第6 議案第2号 平成27年度平生町一般会計補正予算
- 日程第7 議案第3号 平成27年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第8 議案第4号 平成27年度平生町下水道事業特別会計補正予算
- 日程第9 議案第5号 平成27年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算
- 日程第10 議案第6号 平成27年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計補正予算
- 日程第11 議案第7号 平成27年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第12 議案第8号 平成27年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 日程第13 議案第9号 平成28年度平生町一般会計予算
- 日程第14 議案第10号 平成28年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 日程第15 議案第11号 平成28年度平生町下水道事業特別会計予算
- 日程第16 議案第12号 平成28年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計予算
- 日程第17 議案第13号 平成28年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計予算
- 日程第18 議案第14号 平成28年度平生町介護保険事業勘定特別会計予算
- 日程第19 議案第15号 平成28年度平生町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第20 議案第16号 平生町行政手続条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第17号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例
- 日程第22 議案第18号 平生町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第23 議案第19号 平生町の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第24 議案第20号 平生町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

- 日程第25 議案第21号 町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第26 議案第22号 町長等の給料の特例に関する条例の全部を改正する条例
- 日程第27 議案第23号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第28 議案第24号 平生町水産廃棄物処理事業特別会計条例を廃止する条例
- 日程第29 議案第25号 地域再生法に係る固定資産税の不均一課税に関する条例
- 日程第30 議案第26号 平生町教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例
- 日程第31 議案第27号 平生町環境審議会条例の一部を改正する条例
- 日程第32 議案第28号 平生町堆肥センター設置及び管理条例を廃止する条例
- 日程第33 議案第29号 平生町営住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第34 議案第30号 平生町営特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第35 議案第31号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第36 議案第32号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減、共同処理する事務の変更、共同処理する事務の構成団体の変更及びこれに伴う規約の変更について
- 日程第37 議案第33号 広島市と平生町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について
- 日程第38 承認第1号 専決処分の承認について
(平生町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例)
- 日程第39 承認第2号 専決処分の承認について
(平生町税減免条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例)
- 日程第40 報告第1号 平生町土地開発公社の平成28年度事業計画及び資金計画並びに予算について
- 日程第41 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑

本日の会議に付した事件

- 日程第2 会期の日程
- 日程第5 議案第1号 平成27年度平生町一般会計補正予算
- 日程第6 議案第2号 平成27年度平生町一般会計補正予算
- 日程第7 議案第3号 平成27年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第8 議案第4号 平成27年度平生町下水道事業特別会計補正予算
- 日程第9 議案第5号 平成27年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算

- 日程第10 議案第6号 平成27年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計補正予算
- 日程第11 議案第7号 平成27年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第12 議案第8号 平成27年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 日程第13 議案第9号 平成28年度平生町一般会計予算
- 日程第14 議案第10号 平成28年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 日程第15 議案第11号 平成28年度平生町下水道事業特別会計予算
- 日程第16 議案第12号 平成28年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計予算
- 日程第17 議案第13号 平成28年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計予算
- 日程第18 議案第14号 平成28年度平生町介護保険事業勘定特別会計予算
- 日程第19 議案第15号 平成28年度平生町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第20 議案第16号 平生町行政手続条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第17号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例
- 日程第22 議案第18号 平生町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第23 議案第19号 平生町の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第24 議案第20号 平生町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第25 議案第21号 町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第26 議案第22号 町長等の給料の特例に関する条例の全部を改正する条例
- 日程第27 議案第23号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第28 議案第24号 平生町水産廃棄物処理事業特別会計条例を廃止する条例
- 日程第29 議案第25号 地域再生法に係る固定資産税の不均一課税に関する条例
- 日程第30 議案第26号 平生町教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例
- 日程第31 議案第27号 平生町環境審議会条例の一部を改正する条例
- 日程第32 議案第28号 平生町堆肥センター設置及び管理条例を廃止する条例
- 日程第33 議案第29号 平生町営住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第34 議案第30号 平生町営特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第35 議案第31号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第36 議案第32号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減、共同処理する事務の変更、共同処理する事務の構成団体の変更及びこれに伴う規約の変更について
- 日程第37 議案第33号 広島市と平生町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関

する協議について

日程第 38 承認第 1 号 専決処分の承認について

(平生町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例)

日程第 39 承認第 2 号 専決処分の承認について

(平生町税減免条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例)

日程第 40 報告第 1 号 平生町土地開発公社の平成 28 年度事業計画及び資金計画並びに予算について

日程第 41 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑

出席議員(11名)

2 番 中本 敦子さん	3 番 松本 武士君
5 番 村中 仁司君	6 番 中川 裕之君
7 番 河藤 泰明君	8 番 淵上 正博君
9 番 細田留美子さん	10 番 河内山宏充君
11 番 平岡 正一君	12 番 岩本ひろ子さん
13 番 福田 洋明君	

欠席議員(1名)

1 番 長岡 浩君

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 河島 建君 書記 村井 泰行君

説明のため出席した者の職氏名

町長	山田 健一君	副町長	吉賀 康宏君
教育長	高木 哲夫君	会計管理者	高岡 浩行君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長			羽山 敦紀君
総合政策課長	藤田 衛君	町民課長	石杉 功作君
税務課長兼徴収対策室長			兼末 仁君

健康福祉課長	田代 信忠君
経済課長兼農業委員会事務局長	藤山 一人君
建設課長	瀬戸 孝博君
教育次長兼学校教育課長	角田 光弘君
社会教育課長	岡村 茂樹君
総合政策課長補佐	池田 真治君

午前9時00分開会

議長（福田 洋明君） ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより平成28年第1回平生町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（福田 洋明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において、平岡正一議員、岩本ひろ子議員を指名いたします。

日程第2．会期の決定

議長（福田 洋明君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月22日までの14日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、会期は14日間と決しました。

日程第3．諸般の報告

議長（福田 洋明君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

諸般の報告につきましては、お手元に配布しております議会日誌のほか、地方自治法第235条の2第3項の規定による平成27年12月、平成28年1月及び2月実施の例月出納検査の結果報告並びに地方自治法第199条第9項の規定による平成27年度定期監査の結果報告及び地方自治法第121条第1項の規定による本定例会における議案等の説明のため出席を求めた者及び委任を受けた者の職、氏名の報告はお手元に配布のとおりであります。

これをもって、諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

議長（福田 洋明君） 日程第4、行政報告を行います。

まず、町長に行政報告を求めます。山田町長。

町長（山田 健一君） 議員の皆さん、おはようございます。

正月から慌ただしく時が過ぎ、既に年度末の3月を迎えました。

ことしも、元旦には恒例の大星山の初日の出を迎えようの行事に参加をいたしました。近年になく穏やかな暖かい日の出を迎えることができました。感動の日の出を拝むことができました。

ことし1年が本町にとっても飛躍の年となることを願いながら、御来光を目に焼き付けて、よいスタートが切れたと思ったところであります。

ことしに入ってから、日本列島に低気圧が張り出し、大雪に見舞われ、交通機関の影響を受けた地域もあり、九州の奄美地方においても115年ぶりの降雪があったとの報道もありました。かと思えば、2月14日には、山口県を除く中国地方で春一番が観測をされ、寒さも和らぎ、草木が芽吹く弥生の月を迎えました。春の訪れを告げる梅の花から、桃の花へと移り変わり、徐々に春らしさが増してくるよう感じられます。

そうしたさなか、平成28年第1回平生町議会定例会を開催をいたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、お忙しい中にもかかわらず、多数の御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

このたびの本定例会に御提案をいたします議案は、平成27年度補正予算8件、平成28年度予算7件、条例15件、事件3件、承認2件、同意2件、報告1件でございます。

それではまず、国政から御報告を申し上げたいと思います。

去る1月4日に召集されました第190通常国会の中で、安倍首相は施政方針演説を行っております。

1月22日に行われた施政方針演説の冒頭に、「この国会に求められていることは、懸案に真正面から『挑戦』する答えを出すことだ」と強調され、挑戦の目標として、「1億総活躍社会」と「世界経済の新しい成長軌道」、「地方創生」、「よりよい世界」の4つを列挙されたところであります。

そうした状況の中での国の予算であります。

平成28年度の国の一般会計予算は、9兆6千7百21億8千万円で、安倍政権が掲げる「1億総活躍社会」を実現するための関連施策が目玉で、社会保障費の増大のほか、防衛費も初めて5兆円を突破し、予算規模は4年連続で過去最大を更新するものであります。

既に3月1日に衆議院本会議で可決されたところでありまして、憲法の規定によりまして、3月末までに年度内成立が確定したことになります。

平成28年度の予算案は、高齢化に伴い社会保障費が3兆9,738億円と、過去最大を更新し、政権が掲げる「1億総活躍社会」関連は約2兆4,000億円、幼児教育の無償化拡大や保育の受け皿確保を促すとしております。

税収については、所得税と法人税等の伸びで、5兆7,040億円、5.6パーセントの伸びを見込んでおります。新規国債発行額は、2兆円を減らして3兆4,320億円。公債依存度は35.6パーセントとなり、リーマンショック前の水準に低下をしたとされていますが、依然として高い水準にあることには変わりはありません。

地方交付税については、1兆5,811億円で、対前年度比1.6パーセントの減額となっております。

次に地方財政計画であります。この地方財政計画は、地方自治体の新年度予算編成の目安となるものであり、去る2月9日に国会に提出をされております。

平成28年度の地方財政計画の規模は、東日本大震災分を除いた通常収支分で総額8兆5,759.3億円、対前年度比0.6%の増となっております。地方創生に必要な経費として、「まち・ひと・しごと創生事業費」が前年度と同水準で措置されるとともに、高齢者支援や情報システム改革等の重点課題に取り組むための経費や、公共施設の老朽化対策のための経費が盛り込まれたところであります。

この地方財政計画における地方の一般財源総額については、前年度とほぼ同水準の額が確保されておりました。一般財源総額の中の、財源不足に対応する特例地方債であります臨時財政対策債は、税収の増加を受けて、昨年度より16.3%減の3兆7,880億円と大幅に抑制をし、一般財源の質も改善をされたとしております。

こうした国の状況であります。特に、地方交付税につきましては、国税の一定割合を充てる地方固有の財源であります。

これまでの三位一体改革により大幅に削減された地方交付税の復元と増額は絶対に必要でありまして、引き続き、全国町村会や地方6団体で一丸となって、地方の喫緊の課題や情勢の対応について、精力的に地方の声を国政に訴えていきたいと考えております。

次に、県の予算について触れます。山口県は、2月16日に新年度予算案を発表いたしました。

村岡知事は会見において「若い人が山口県で働き、子育ても安心してできる環境を作ることで、県の活力を高めていきたい」と、人口減少の克服に向けての決意を述べられたものであります。

一般会計は総額7,025億9,200万円で、前年度予算と比べて0.6%の減少となっております。2年ぶりのマイナス予算となっております。

なお、知事におかれましては、活力みなぎる県づくりを推進するため、人口減少克服に向けた取り組みへの重点配分、国の取り組みと一体となった緊急課題への対応、さらには財政収支均衡に向けた緊急的な財源確保対策等の実施の3つを基本方針として、予算編成に当たったと言われております。

以上、国や県の状況ではありますが、今後も地域の実情を踏まえ、議会の皆さまの力も借りながら適時、適切に対応すべく全力を尽くしてまいりますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、12月定例会以降の諸般のことを中心に、行政報告として触れてみたいと思います。

まず、協働のまちづくりについてであります。先日発行いたしました広報ひらお2月号にも掲載して、町民の皆様にもお知らせをしておりますが、各コミュニティ協議会や設立準備委員会における取り組み状況について、報告をさせていただきます。

まず、宇佐木コミュニティ協議会においては、町内でいち早く協議会を設立をされるとともに「地域づくり計画」を策定をされ、4つの部会においてそれぞれ活動を実践をされております。

主な活動内容としては、あいさつ運動、国道清掃、自主防災講演会、一斉クリーン作戦、盆踊り大会、あいさつ運動推進標語募集、ふれあい祭り、自治会対抗グランドゴルフ大会、防犯防災パトロール、どんど焼き等々などがありますが、赤子山登山道整備につきましては、まち・むらコミュニティ協議会と豎ヶ浜コミュニティ協議会とともに、3つの協議会が共同して、1月31日に作業を実施をされております。

また、かわら版「うさなぎ」についても随時ではありますが、これまで4号発行されております。

大野コミュニティ協議会においても、「地域づくり計画」を策定をされまして、4つの部会において、各種の活動・展開をされております。

主な活動としては、大野防災チャレンジ、ラジオ体操会の共催、盆踊り大会の共催、公民館まつりの共催、通学路整美、どんど焼きの共催、そして、「ふれあいサロンおおの」を開設をされ、毎週金曜日の午後には、ふれあいの場を設けられておられます。

また、情報便「かけごえ」を随時発行され、これまで4号を発行されております。

豎ヶ浜コミュニティ協議会においても、「地域づくり計画」を策定をされ、4つの部会において、各種の活動を展開されております。

主な活動内容としては、地域づくりアンケート、3部会合同奉仕活動、認知症サポーター養成講座、マイナンバー制度説明会、うそ電話詐欺撲滅講習会、もちつきなどの行事やイベントを開催をされております。

また、「かわら版」を毎月第4金曜日に発行され、これまで10号を数えております。

平生まち・むらコミュニティ協議会においても、「地域づくり計画」を策定され、5つの部会において各種の活動を展開をされております。

主な活動内容としては、サツマイモの苗植え、ラジオ体操会、盆踊り大会、いもほり&バーベキュー大会の会、クリスマスパーティー、たこづくりの会、どんど焼き等々、行事やイベントを開催をされております。

また、ふれあい便を毎月第4金曜日に発行され、これまで12号を数えております。

曽根地区と佐賀地区におきましては、それぞれのコミュニティ協議会設立準備委員会において、本年4月から5月にかけての協議会設立に向けて、取り組みが進められております。

曽根コミュニティ協議会設立準備委員会の主な活動として、設立準備委員会とともに役員会をそれぞれ9回開催をされ、地域づくりアンケートの実施並びに地区懇談会を2回開催をされております。また、設立準備会だよりを、これまでに4号発行されております。

佐賀コミュニティ協議会設立準備委員会の主な活動内容としては、設立準備委員会を5回、役員会を8回開催され地域づくりアンケートの開催や、県庁中山間応援隊の活動受け入れなどを実施をされております。

また、準備会だよりを、これまで3号発行をされております。今後におきましても、各地区ごとのコミュニティ協議会等の活動に対しまして、町としても支援をしていく考えであります。

次に、行政協力員アンケート調査についてであります。

今年度も行政協力員アンケートを145自治会の行政協力員さんに対し、昨年の秋に実施をいたしました。これは、町内の自治会の組織運営や活動内容に関する実態を把握をし、今後の自治会活動の参考とし、自治会活動の活性化に役立てることを目的にしておるものであります。回収率につきましては、118自治会から回答をいただきまして、81.4%となっております。

この調査結果として、自治会長の年齢60歳以上の方々が約7割という結果になっております。

また、自由意見におきまして、意見や要望が42の自治会からありました。

御意見のほとんどが、若者の定住、高齢化で活動が難しい、空き家などの問題、まちづくりやコミュニティ活動についてなど、自治会における課題や現状が浮き彫りになっていると思います。このアンケート内容につきましては、町長以下、職員で内容を共有し、また、自由意見のあった行政協力員全ての方には直接連絡をし、こちらから説明やお話をさせていただきました。いただきました貴重な御意見に対し、すぐ対応できるものや難しいものもありますが、行政協力員と情報交換ができたものと思っております、一定の成果があったものと思っております。

なお、この内容につきまして今後、広報やホームページに掲載していくことといたしております。

次に、第3次平生町男女共同参画プランの策定についてであります。平生町男女共同参画プラ

ンについては、平成17年3月に策定をし、現行の第2次プランは、平成23年度から27年度までの計画期間となっております。国においては、第4次男女共同参画基本計画を昨年末に閣議決定をし、山口県においても今年度中に第4次山口県男女共同参画基本計画として改定の予定となっております。

このような流れの中で、本町における第3次男女共同参画プランの策定については、ひろげよう男と女連絡協議会の役員5名並びに一般からの3名を加えた8名の策定委員によりまして、昨年6月から11月までの間、計7回の策定委員会を開催され、本計画の原案を作成されたものがあります。その間、現行プランの進捗度を測るための指標を示していることから、7月には住民意識・実態調査を実施したところであります。原案の作成後、2月1日の平生町男女共同参画推進会議において修正が加えられ、2月3日から3月3日までの1か月間で、パブリックコメントを実施したところであります。今後、3月末に印刷製本を行った後に、概要版を全戸に配布する予定といたしております。

次に、第4次平生町総合計画についてであります。去る3月4日平生町総合計画審議会の田村伸夫会長および村川真由美副会長から審議会を代表して、町長に答申書の提出がありました。この答申は、平成28年度から32年度までを計画期間とする第四次平生町総合計画後期基本計画の策定について、平成27年8月31日、平生町総合計画審議会に諮問をし、まちづくりアンケート調査結果など、町民の皆さんの御意見を踏まえた上で、5回の審議会を経て、答申が示されたものであります。

答申に際して田村会長から、「住民に対して本計画並びに継続的な評価・改善の仕組みを確立をし、本計画の推進に努められたい」ことなど6項目についての要望がありました。計画の着実な実施、そして見直しを行いながら、本計画の将来像であります「人とまち『きずな』でつなぐ元気な平生」を目指してまいりたいと考えております。

以上、12月定例会以降の主な諸般について、行政報告として報告をさせていただきました。議長（福田 洋明君） 次に、教育行政に関する報告を教育長に求めます。高木教育長。

.....
教育長（高木 哲夫君） おはようございます。

それでは12月定例会以降の教育行政についての進捗状況や経過について御報告申し上げます。まず、平生小学校の家庭訪問再開についてであります。家庭訪問は児童・生徒の家に訪問し、学校での生活や学習の状況などを保護者に伝えるとともに、児童・生徒の通学路の確認や家庭での様子を把握するなど、学校と家庭の信頼関係を深めるための行事であります。本町においては、佐賀小学校及び平生中学校において毎年実施しておりますが、平生小学校においては、平成25年度から中止しております。保護者への多大な負担、また年度当初、児童と担任がしっかり

コミュニケーションとることが必要な時期に、十分な児童理解ができないままの訪問となること等、それらを考慮しての当時の判断だったと聞き及んでおります。しかしながら、児童の自宅を担当が確認しておくことは重要であることから、家庭確認日を設け4月下旬に担当が各家庭を確認しておりました。家庭訪問が中止となり、間もなく3年が経過すること、中止したことに賛否両論があることなどから、学校と家庭をつなぐ大事な家庭訪問を中止したことの検証を行うよう校長に依頼しておりました。このたび、校長と学校運営協議会との協議により家庭訪問が必要なことと判断され、28年度から再開することが決定されたところであります。家庭との連携を深め、地域総がかりで子供たちの学び、育ちを支えてまいりたいと思います。

次に、新教育委員会制度への移行についてであります。このたびの3月定例会におきまして、本年3月末をもって私が教育委員を辞任することに伴いまして、新教育長の任命の議案が提案される予定でございます。本議案が可決されることにより、4月1日から教育委員長と教育長のポストを一本化した新教育長が誕生し、改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づきます、教育委員会制度へ移行するものであります。新教育委員会制度の大きなポイントについて申し上げますと、まず先ほど申し上げた新教育長の設置、2つ目が権限が集中する新教育長へのチェック機能の強化と会議の透明性、3つ目が全ての地方公共団体に「総合教育会議」を設置すること、最後に教育に関する「大綱」を策定することです。また、教育委員の任期は4年ですが、新教育長の任期は3年に縮小され、旧制度における教育長の任期にかかわらず、新しく任命した時点から3年間の任期開始となるものであります。本町におきましては、制度の経過措置を尊重しながら現在まで旧制度のまま教育行政に取り組んでまいりましたが、このたびの新教育長の設置に伴い新制度へ移行することとなります。滑らかな移行となりますよう、しっかり取り組んでまいりたいと思います。以上をもちまして教育行政の報告を終わります。議長（福田 洋明君） これをもって、行政報告を終わります。

日程第5 . 議案第1号

議長（福田 洋明君） 日程第5、議案第1号平成27年度平生町一般会計補正予算を議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。山田町長。

町長（山田 健一君） それでは、議事日程に沿いまして、まず補正予算1件のみ提案をさせていただきます。

議案第1号平成27年度平生町一般会計補正予算についてでございます。この補正予算につきましては、山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会委員の補欠選挙にかかわるものであり、補正額といたしましては85万5,000円を追加いたしまして、予算総額は51億1,061万5,000円となるものであります。

歳出の内容といたしましては、7ページになりますけれども、選挙費に海区漁業調整委員補欠選挙費を新設をし、選挙に係る人件費、事務費を計上いたしております。

歳入につきましては、前に戻りまして6ページでございますが、海区漁業調整委員補欠選挙費にかかわる県委託金及び財政基金からの繰入金を財源充当いたすものであります。

このたび、委員のうち選挙による委員であります漁業者代表委員の内1名が2月に逝去され、委員に欠員が生じたため、漁業法第93条第2項の規定により補欠選挙を行う必要が生じたものであります。同じく漁業法において準用されることとなっております公職選挙法第34条第1項の規定によりまして、補欠選挙の期日は、その行うべき事由が生じた日から50日以内とされております。さきの山口県選挙管理委員会におきまして、3月15日告示、24日投票と定められましたので、この件に関するもののみで補正予算を調製をし、御議決をお願いをするものでございます。よろしくお取り計らいいただきますようお願いを申し上げます。

.....
議長（福田 洋明君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

次に、提出議案に対する質疑を行います。議案第1号平成27年度平生町一般会計補正予算について質疑はありますか。平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 歳入のところのいわゆる財政基金からの繰入金6,000円ですが、補正予算で財源が不足すると基金を取り崩して繰入金を組むと、こういう作業をずっと繰り返しておられます。前回もされましたので、予備費の項目が1,500万円ございます。ここからの組み替えはできないのかと思ひまして、事務方にも検討してもらうように話をしておりましたが、予備費の組みかえということは私としては手続はされるべきではないかと思うんですが、1,500万円あるんです。どういうことで繰入金になるのか。今までずっと見過ごしておりましたけど、何となく疑問も生じてまいりましたし、検討をされたのなら、またどういうルールが正しいのかについても御見解もお伺いしておきたいと思ひます。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 総合政策課長のほうから答弁いたします。

議長（福田 洋明君） 藤田総合政策課長。

総合政策課長（藤田 衛君） 御質問の内容は、予備費からの充当はできなかったのかという御質問であったかと思ひます。

まずは、やはり予備費の充当ということも、これから検討もしていかなければならない項目だろうというふうに思ひますけれど、まだ本体の3月補正もございまして、当面は基金からの繰り入れということでさせていただいたところでもございまして。

議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 私が質問したのは、手続上どちらが優先するのかという見解をお伺いしたんです。それについての見解がないのなら、後のこともあるし、足りなくなったら困るから充当したというお話のようですけど、なくなれば後から基金から繰り入れする方法もあるわけですから、手続的にはどちらが正しいとまでは言いませんが、どちらが優先をするのか、その見解をお伺いしたんです。

議長（福田 洋明君） 藤田総合政策課長。

総合政策課長（藤田 衛君） 失礼いたします。基金からの繰り入れということか、あるいは予備費の充当かというふうな御質問でございますけれど、まずは基金からの繰り入れが先というふうに考えておるところでございます。

議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） そうすると、予備費は何のために組んだかということにもなるんですが、この点についてもお伺いしておきたいと思います。

議長（福田 洋明君） 藤田総合政策課長。

総合政策課長（藤田 衛君） 予算の編成段階で予測できないような事態に対応するための予備費だというふうに考えております。災害対応であったり、いろいろそういう状況が出てくるための予備費の計上だというふうに考えております。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。まず、議案第1号に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 次に、議案第1号に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 以上で、議案第1号に対する討論を終了いたします。

これより、採決に入ります。議案第1号平成27年度平生町一般会計補正予算を起立により採決いたします。議案第1号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第6．議案第2号

日程第7．議案第3号

日程第8．議案第4号

日程第 9 . 議案第 5 号
日程第 10 . 議案第 6 号
日程第 11 . 議案第 7 号
日程第 12 . 議案第 8 号
日程第 13 . 議案第 9 号
日程第 14 . 議案第 10 号
日程第 15 . 議案第 11 号
日程第 16 . 議案第 12 号
日程第 17 . 議案第 13 号
日程第 18 . 議案第 14 号
日程第 19 . 議案第 15 号
日程第 20 . 議案第 16 号
日程第 21 . 議案第 17 号
日程第 22 . 議案第 18 号
日程第 23 . 議案第 19 号
日程第 24 . 議案第 20 号
日程第 25 . 議案第 21 号
日程第 26 . 議案第 22 号
日程第 27 . 議案第 23 号
日程第 28 . 議案第 24 号
日程第 29 . 議案第 25 号
日程第 30 . 議案第 26 号
日程第 31 . 議案第 27 号
日程第 32 . 議案第 28 号
日程第 33 . 議案第 29 号
日程第 34 . 議案第 30 号
日程第 35 . 議案第 31 号
日程第 36 . 議案第 32 号
日程第 37 . 議案第 33 号
日程第 38 . 承認第 1 号
日程第 39 . 承認第 2 号
日程第 40 . 報告第 1 号

議長（福田 洋明君） 日程第6、議案第2号平成27年度平生町一般会計補正予算から日程第39、承認第2号専決処分事項の承認について平生町税減免条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例までを一括議題といたします。

町長に提案理由の説明並びに日程第40、報告第1号平生町土地開発公社の平成28年度事業計画及び資金計画並びに予算についての報告を求めます。山田町長。

町長（山田 健一君） ただいま議案第1号につきまして、御議決を賜りまして誠にありがとうございました。続きまして、議案第2号平成27年度平生町一般会計補正予算でございます。今回の補正額は2,347万2,000円を追加いたしまして、予算総額は51億3,408万7,000円となるものであります。

歳出の主なものより申し上げます。

初めに、今回3月補正予算の中で、給料、職員手当、共済費などの人件費につきましては、条例改正等に伴うものでありまして、それぞれの費目において計上いたしておりますので、その都度の説明は省略をさせていただきたいと思っております。

20ページからの一般管理費では、コミュニティ助成事業の補助申請をしておりましたが、選考の結果、このたびは見送りとなり助成事業補助金を減額いたすものであります。

21ページの情報通信費では、巧妙化するサイバー攻撃から組織の情報を守るため、三層の構えによる万全の自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化を図る必要があることから、これに関連する経費を計上いたしております。

全額、平成28年度に繰り越して、事業実施をいたすものであります。

庁舎管理費では、防災行政無線整備事業を確定見込みによりまして減額いたすものであります。

企画振興費におきましては、地方バス路線維持対策費補助金を計上いたしております。

22ページ財務財産管理費では、各費目の精算等に伴いまして発生した財源を今後の財政運営のため、財政基金へ積み立てるものであります。

25ページからの統計調査総務費では、確定によりまして、人件費及び事務費を補正するものであります。

27ページからの老人福祉総務費のねんりんピック実行委員会補助金につきましては、ねんりんピック実行委員会からの補助金が、県実行委員会から直接町実行委員会に支払われたことに伴いまして、実行委員会の補助金を減額するものであります。

介護保険事業勘定特別会計への繰出金は特別会計における給付費の減額に伴いまして、町負担分を減額するものであります。

28ページの臨時福祉給付金事業費では、確定見込みによりまして補正するものであります。

29ページからの保育所運営費では、県補助金の保育対策等促進事業費は、子ども子育て支援新制度により地域子ども・子育て支援事業費及び保育所運営費に変更したことに伴い、財源の組み替えが主な内容であります。

30ページの子育て世帯臨時特例給付金事業費につきましては、確定見込みによりまして補正いたすものであります。

31ページの予防費及び健康づくり推進事業費では、予防接種、各種検診委託料を実績見込みによりまして減額をいたすものであります。

33ページの清掃費では、周東環境衛生組合への負担金が確定によりまして、減額いたすものであります。

34ページからの土地改良事業費では、農免農道整備事業負担金が確定によりまして、減額いたすものであります。

36ページの漁港建設事業費では、漁業集落環境整備事業特別会計の補正に伴いまして、一般会計からの繰出金を減額いたすものであります。

37ページからの道路橋梁新設改良費では、確定によりまして、県道路改良事業負担金を減額いたすものであります。

38ページの河川維持改良費では、確定によりまして、排水機場整備事業負担金を減額いたすものであります。

39ページの住宅管理費では、町営住宅使用料の減収により、財源の組み替えが主な内容であります。

下水道整備費では、下水道事業特別会計の補正に伴いまして、繰出金を減額いたすものであります。

40ページの非常備消防費では、助成事業活用による実施を予定をしておりましたが、申し込みも多かったことにより、このたびは見送りとなり、消防団装備品整備に係る消耗品費を減額いたすものであります。

また、津波・高潮ハザードマップ作成委託料を確定によって減額いたすものであります。

41ページから44ページにかけての教育総務費、小学校費、中学校費、幼稚園費につきましては、それぞれ確定あるいは確定見込みによりまして、補正いたすものであります。

また、小学校費及び中学校費の学校管理費では、平生小学校及び中学校の耐震補強工事の確定に伴い、財源の組み替えが主なものであります。

44ページからの社会教育費、保健体育費では、それぞれ確定見込みによりまして補正いたすものであります。

47ページの公債費の利子につきましては、償還額の確定に伴い減額するものであります。

続きまして、歳入について御説明を申し上げます。

11ページから12ページにかけての地方譲与税、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、地方交付税につきましては、それぞれ交付見込み等によりまして、追加あるいは減額をするものであります。

12ページから17ページにかけての、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金、県支出金、財産収入、諸収入につきましては、歳出において御説明をいたしました事業に伴います特定財源であります。確定見込みによりまして減額あるいは増額をいたすほか、国の補正予算にかかわる事業分を追加計上いたしております。また、雑入の市町村振興宝くじ交付金につきましては、宝くじの売上金の一部が配分されるものでありまして、町単独事業への財源となるものであります。

17ページから18ページにかけての町債では、各事業費の確定見込みによりまして、減額又は増額をいたすものであります。

前に戻りまして、7ページ、第2表の繰越明許費につきましては、先ほどの歳出の情報通信費で御説明いたしました自治体情報セキュリティ対策に関する経費を繰り越すものであります。

8ページの第3表、地方債補正につきましては、先ほどの歳入で御説明いたしました地方債の増額または減額によりまして、起債額を変更するものであります。

なお、48ページから52ページに給与費明細書、53ページに地方債に関する調書を添付しておりますので、御参考に供していただきたいと思います。

以上で、議案第2号平成27年度平生町一般会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第3号平成27年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算について御説明申し上げます。

今回の補正額7,065万2,000円を減額をいたしまして、予算総額は20億3,867万7,000円となるものであります。

歳出であります。7ページからでございます。一般管理費では、条例改正に伴い人件費を増額いたすものであります。

8ページの共同事業にかかる高額医療費拠出金につきましては、平成27年度の確定見込みによりまして増額いたすものであります。

9ページの保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、確定見込みによりまして減額いたすものであります。

10ページの予備費につきましては、共同事業交付金等の歳入の減少に対応するため、財源を取り崩すものであります。

続きまして歳入について御説明いたします。

6ページの療養給付費等国庫負担金につきましては、確定により、高額医療費共同事業交付金及び保険財政安定化事業交付金につきましては、確定見込みにより減額いたすものであります。一般会計繰入金につきましては、人件費の増額により、増額いたすものであります。

続きまして、議案第4号平成27年度平生町下水道事業特別会計補正予算につきまして御説明申し上げます。

今回の補正額2,267万8,000円を減額いたしまして、予算総額は6億7,548万4,000円となるものであります。

歳出につきましては、10ページからでございます。

下水道管理費の委託料及び流域下水道事業維持管理負担金につきましては確定見込みにより、公課費につきましては確定によりそれぞれ減額いたすものであります。

下水道整備費の流域下水道事業負担金及び物件移転補償につきましては、確定見込みにより、それぞれ減額いたすものであります。

歳入につきましては、8ページからでございます。

下水道事業費負担金につきましては、見込みによりまして減額いたすものであります。

一般会計繰入金は歳出が減額となったことにより、減額いたすものであります。

雑入の流域下水道事業維持管理費につきましては、確定見込みにより増額をいたすものであります。

町債の下水道事業債は事業の確定見込みにより減額をいたすものであります。

前に戻りまして、4ページの第2表繰越明許費につきましては、公共下水道整備事業につきまして、平成28年度へ繰り越して実施するためでございます。

5ページの第3表地方債補正につきましては、先ほどの歳入で御説明いたしました地方債の減額によりまして、起債額を変更いたすものであります。

16ページに地方債に関する調書を添付しておりますので、御参考に供していただきたいと思っております。

続きまして、議案第5号平成27年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算につきまして御説明申し上げます。

今回の補正額118万7,000円を減額いたしまして、予算総額は8,669万5,000円となるものであります。

歳出につきましては、7ページでございます。

漁業集落排水施設管理費の工事請負費につきましては確定見込みにより、公課費につきましては確定により、減額いたすものであります。

歳入につきましては、6ページでございます。

一般会計繰入金につきましては、歳出が減額となったことにより、減額いたすものであります。

続きまして、議案第6号平成27年度熊南地域介護認定審査会特別会計補正予算につきまして御説明申し上げます。

今回の補正額27万円を追加をいたしまして、予算総額は2,782万2,000円となるものであります。

歳出につきましては7ページでございますが、条例改正に伴い人件費の増額をいたすものであります。

6ページの歳入でございますが、歳出の増額に伴いまして、事業会計繰入金を増額いたすものであります。

続きまして、議案第7号平成27年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算につきまして、御説明申し上げます。

今回の補正額2,748万8,000円を減額いたしまして、予算総額は12億9,847万5,000円となるものであります。

歳入につきましては、10ページからでございます。

一般管理費では、条例改正に伴い人件費を増額いたすものであります。

11ページから12ページの保険給付費の介護サービス等諸費と介護予防サービス等諸費は、給付見込みによりまして、減額いたすものであります。

13ページの包括的支援事業・任意事業費では、家族介護支援事業の介護用品支給に伴う所要の額を増額するものであります。

歳入につきましては、6ページからでございます。

介護給付費国庫負担金は介護給付費の見込みに伴いまして、減額するものであります。国庫補助金の調整交付金につきましては、介護給付費の見込みに伴いまして減額いたすものであり、地域支援事業交付金につきましては、介護用品支給事業の増額に伴いまして、増額いたすものであります。支払基金交付金につきましては、介護給付費の減額に伴いまして、減額いたすものであります。

7ページの県負担金・県補助金及び8ページの一般会計繰入金は介護給付費の見込み等に伴いまして、減額または増額をいたすものであります。

続きまして、議案第8号平成27年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算について御説明申し上げます。今回の補正額7万9,000円を追加いたしまして、予算総額は、2億2,922万8,000円となるものであります。

歳出につきましては、7ページでございます。一般管理費では、条例改正に伴い人件費を増額いたすものであります。

歳入につきましては、6ページでございますが、歳出の増額に伴い、一般会計繰入金を増額いたすものであります。

続きまして、議案第9号平成28年度平生町一般会計予算について、御説明を申し上げます。

議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。再開を10時05分からいたします。

午前9時50分休憩

午前10時05分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。山田町長。

町長（山田 健一君） 平成28年度予算は、本町のまちづくりの指針であります第四次総合計画の後期基本計画と第六次行政改革大綱の初年度であり、平生町未来戦略の事実上のスタートの年となります。これらの計画の実践により、人口減少や少子高齢化等の本町を取り巻く状況の変化や町民のニーズを的確に反映した未来の平生町を展望した「まちづくり」を推進していくという思いを込めて、平成28年度の予算編成テーマを「協働と持続可能なまちづくりの実現」と決めました。

平成26年度の普通会計決算では、3年連続して実質単年度収支が赤字となり、この要因は、財政基金からの取り崩しが積み立てを上回ったことによるものであり、基金依存体質が改善されていないことを示すものであります。

平成27年度末の財政基金残高は、26年度末から1億2,315万7,000円増加して、3億7,022万9,000円の見込みとなりますが、引き続き厳しい財政状況であることに変わりはありません。

平成28年度予算におきましては、重点施策を着実に実施するため、第6次行政改革大綱実施計画の実践により財源の確保を図り、また、将来にわたって持続可能な財政構造を構築していくことといたしております。予算編成に当たっては、新たな編成方針である「一般財源ベースでの枠配分方式」による編成を各課に指示をして、経常経費の肥大化の抑制に努めてきたところであります。また、同時に、国並びに県の予算動向を注視し、特に地方創生や経済対策等、情報収集に努めながら対応してまいりました。

歳入面では、我が国の経済は、実質GDPが4半期ぶりにプラスからマイナスになるなど、日本経済は景気の停滞感を強める中で、地域経済においても景況感は見られず、本町の新年度の町税は引き続いて前年度を下回る見込みであります。地方交付税においては、国の財政対策において地方税及び地方消費税交付金の伸びを大きく見込んでいることや、国勢調査による人口の減少

が普通交付税算入に影響する見通しであり、前年度当初予算比較では、減少となる見込みであります。

歳出においても、扶助費などの社会保障関係経費や公債費などの義務的経費、他会計への負担金、繰出金等の固定経費の一般会計に占める割合が大きいなど、財政運営は引き続き厳しい状況にあります。

このような厳しい状況を踏まえて、新年度から第6次行政改革大綱に基づく実施計画により、行政改革に取り組んでまいります。大綱に記載の改革項目については、着実に実施をしていくことが求められる状況であります。私を初め職員全員が、日々の業務の中で、少しでも財政面を改善していこうという前向きな姿勢で職務に臨むことが、まず改革の第一歩であるというふうに認識をいたしております。

徹底した行政改革の実施によりまして、持続可能な行政組織へと体質を強化するため、現状をしっかりと把握しながら、スピード感をもって取り組んでまいり所存であります。

このような厳しい財政状況にあっても、住みよさが実感できて、住んでよかったと言える地域をつくるのが、我々に課せられた使命であります。笑顔あふれ、明るく、住みよいまちづくりは今後とも取り組んでまいりたいと思います。

次に、第4次平生町総合計画の将来像であります、「人とまちきずなでつなく元気な平生」のもと、5つの基本目標に沿い、平成28年度のテーマであります、協働と持続可能なまちづくりの実現を設定しておりますが、この基本目標に沿って御説明を申し上げます。

まず、1つ目の基本目標は「みんなの笑顔が輝くまち」。子育て環境の整備、育児支援といたしまして、柳井市、田布施町と共同で病児・病後児保育に取り組むことといたしております。保護者の就労時に子供が病気になり自宅での看護ができない場合の支援となるものと期待をいたしております。

コミュニティスクールコンダクター事業は、やまぐち型地域連携教育推進事業の一環として、熊毛郡3町共同でコンダクターを配置をして、コミュニティスクールの充実などに取り組むものであります。学校支援員や学校図書司書などにつきましては、引き続いて配置をし、学習支援の充実に向けて取り組みを進めてまいります。

学びの支援事業は、子供たちの自発的な学習支援に向け英語検定試験受験料を助成をし、英語学力の底上げにつながるものと期待をしているところであります。英語指導助手につきましては新たに1名配置して、2名体制で幼稚園までを含めた国際理解にかかわる活動を支援することといたしております。

次に、2つ目の基本目標であります、「快適で住みよいまち」であります。安全安心確保のため、交通安全施設整備や街路灯設置整備費への助成に引き続き取り組んでまいります。また、

空家等対策特別措置法に基づきまして、特定空家への対応として空家等対策計画に着手することとしており、快適な住環境整備に取り組むことといたしております。

佐賀地区の高潮対策として、漁港海岸保全事業を引き続き実施をいたします。

公共施設の耐震化につきましては、学校施設は平成27年度で完了いたしましたことから、今後においては社会教育施設の耐震化に取り組むこととしており、平成28年度は中央公民館の耐震化工事を実施することといたしております。

次に、3つ目の基本目標は、「健やかで安心して暮らせるまち」であります。医療費を抑制し、国保会計の健全性を維持するため、特定検診の受診率向上に向けて取り組みを拡充してまいります。地域で安心して出産できるように、柳井広域圏共同で産科医師の確保支援にも取り組んでまいります。福祉医療対策につきましても、障害者や乳幼児、ひとり親家庭といった生活弱者への医療費の支援に取り組むことといたしております。

臨時福祉給付金事業につきましても、対象者への周知に遺漏のないように努めてまいりたいと思います。がん検診などの各種検診につきましても、受診率の向上による健康寿命の延伸に取り組んでまいります。

次に、4つ目の基本目標は、「活気に満ちた明るいまち」であります。未来戦略における取り組みの一環であります。町内での起業を、業を起す、起業を希望される方への支援により、町の活性化に寄与してくれることを期待しております。広島広域都市圏での共同事業として、広島・宮島・岩国地方観光連絡協議会への参画をし、広域圏一体となった観光振興にも取り組むことといたしております。

継続しての取り組みであります。環境保全型農業の推進に向けて伝承の土づくりに取り組み、特産品センターのこだわり栽培農産物の生産振興を図っていきたくと考えております。

近年、町内の農産物などに多大な被害を与えている有害獣、特にイノシシであります。この被害抑制を図るとともに、現状把握や防止対策の在り方や体制を検討して、次期鳥獣防止対策を策定することといたしております。産業間の連携促進や交流人口の拡大を目指し、引き続きひらお産業まつりへの支援も取り組んでまいります。

次に、5つ目の基本目標であります「一人ひとりが主役のまち」についてであります。平成25年度に参加と協働のまちづくり条例の具現化に向けた取り組みとして、協働推進プランを策定いたしました。そのプランに基づき、各地域のコミュニティ協議会の設立や活動の支援を初め、地域活動拠点の確保と機能向上、地域ごとのプラン策定支援、まちづくりリーダーの養成など取り組みを進めてまいりたいと思います。地域おこし協力隊による地域おこしの支援活動を初めとして、地域元気づくり交付金により、コミュニティ協議会の設立や活動などを支援する運営交付金やグループや団体での地域課題を解決する事業に対する交付金など措置をいたしております。

す。また、従来の自治会活動費交付金制度の取り組みや集会所建設等事業補助金も引き続き取り組んでまいりますが、引き続いて、空き家改修補助金として、空き家を有効に活用して活動される自治会に対し、初期開設費用としての補助金を計上し、自治会活動や地域活動への支援に取り組んでまいりたいと思います。柳井広域圏共同での婚活イベントや若者定住促進、三世帯同居等応援に向けた住宅の取得等への助成による人口定住にも、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。ふるさと納税の促進に当たりまして、クレジット決済の導入など納税者の利便性の向上対策や、返礼品となる平生町の特産品の充実に向けた取り組みにも力を入れていきたいと考えております。

以上、5つの基本目標の基本的な考え方を申し上げましたが、後ほど議事日程に基づき、それぞれ個別に御説明を申し上げたいと思います。

予算書の説明に入ります前に、議案とともに平成28年第1回平生町議会定例会資料をお配りをいたしておりますが、この資料の2ページに平成27年度との款別比較、並びに3ページに予算の節別分析を明記いたしておりますので、予算書とあわせてごらんいただきたいと思っております。

一般会計の予算総額は、48億8,000万円でありまして、前年度比1,300万円、0.3%の減少となっております。

それでは、主要事業や新規事業を中心に歳出から御説明を申し上げます。37ページからでございます。

38ページにかけての議会費につきましては、6,897万円で前年度対比10.6%の減少であります。この要因は主に議員共済会負担金の減少によるものであります。

39ページからの総務費は、7億1,889万1,000円で前年度比0.5%減少と、ほぼ前年並みとなっております。

39ページから42ページにかけての一般管理費では、新規事業として、人口減少や高齢化が進み、地域の担い手不足が問題となっている現在、将来にわたって地域を活性化させ持続していくためには、その地域で生活を共にし、将来の担い手となる人材が必要となります。このため、地域おこし協力隊により、地域活動を行いながら、地域力の維持・強化に取り組む経費を計上いたしております。

また、平生町参加と協働のまちづくり条例を具現化させる取り組みとしての協働推進プランに基づき、地域の課題解決や地域力の向上に取り組む活動を支援し、コミュニティ協議会への支援にかかわる経費等を計上いたしております。

42ページからの情報通信費では、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行により、社会保障・税番号制度に関連する経費を計上いたしております。

44ページからの庁舎管理費では、庁舎改修事業といたしまして、第3庁舎の外壁が老朽化に伴う雨漏りが発生をしており、外壁改修のための経費を計上いたしております。

45ページからの企画振興費では、平成26年度予算を平成27年度に繰り越して、事業実施をいたしました起業支援事業及び町外の若者が定住する際、住宅購入費用を助成をする若者定住促進住宅補助事業等の移住・定住促進のほか、生活支援に要する経費を引き続き計上いたしております。新規事業といたしましては、本町出身者に対してふるさと回帰のきっかけ作りにつながる同窓会開催に要する経費の一部を補助する費用や、ふるさと納税については専用ポータルサイトの活用やクレジット決済の導入に係る費用を計上いたしております。

また、町土地開発公社は用地先行取得事業等を実施してまいりました。しかし、近年ではこれらの役割を終えていると考えられることから、解散に向けて公社所有地を購入し、公社債務整理に要する経費を計上いたしております。

47ページからの財務財産管理費では、引き続き新地方公会計制度導入に向けた準備のため、固定資産台帳更新支援等の経費を計上いたしております。

48ページからの交通安全対策費では、工事請負費として、カーブミラーやガードパイプ、街路灯設置費補助金を計上いたしております。

50ページからの賦課徴収費では、委託料において町税計算業務や課税プログラム変更業務など計上いたしております。

51ページからの徴収対策費では、滞納者の滞納処分にあつては費用を計上いたしております。

52ページからの戸籍住民基本台帳費では、平成27年度に引き続き、社会保障・税番号制度に関連をした通知カード・個人番号カードの交付事務に係る経費を計上いたしております。

53ページから56ページまでの選挙費では、平成28年度に予定されている参議院議員選挙費と海区漁業調整委員選挙費を計上いたしております。

56ページからの統計調査費では、主な統計調査として、経済センサス活動調査にあつては費用を計上いたしております。

58ページからの民生費は、15億7,832万5,000円で前年度比8,401万4,000円、5.6%増加いたしております。主な要因といたしましては、年金生活者等支援臨時福祉給付金の計上によるものであります。

社会福祉総務費では、社会福祉協議会への補助金として、地域福祉権利擁護事業の活動費等に対する助成として計上いたしております。その他、国保会計への繰出金の計上が主なものであります。

60ページからの老人福祉総務費では、敬老会行事を初めとした継続事業にあつては費用を計上しておりますほか、老人福祉センターの公共下水道の排水施設を設置するための費用を計上

いたしております。また、国の補助金を活用して、高齢者向け住宅がスプリンクラー等の消防設備の整備に要する所要額を計上いたしております。

62ページの福祉医療対策費では、福祉医療費の支給に要する経費を計上いたしております。また、継続事業といたしまして、後期高齢者医療制度の被保険者を対象として、人間ドックの費用の助成のための経費を計上いたしております。その他、後期高齢者医療療養給付費負担金や後期高齢者医療事業特別会計への繰出金を計上いたしております。

62ページから64ページ、障害者福祉費では障害福祉サービス費負担金及び障害児給付費負担金が予算額の8割以上を占めており、相談支援、移動支援、意思疎通支援のほか、日常生活用具給付等の所要額を計上いたしております。

64ページからの臨時福祉給付金事業では、低所得者の負担緩和のための措置として今年度は1人当たり3,000円の給付を行うほか、新たに賃金引き上げの恩恵が及びにくい低年金受給者への支援のための措置として、1人当たり3万円の給付を行う経費を計上いたしております。

66ページからの児童環境づくり推進事業費では、継続事業といたしまして、児童クラブ事業や子育て支援センター事業の運営費を計上いたしております。

67ページの児童措置費では、児童手当として、所要の経費を計上いたしております。

保育所運営費では、町立の佐賀保育園の運営費と法人保育園保育委託料が主なものであります。

また、新規事業として、子育て世代からのニーズが高く、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成を図るため病児・病後児保育事業に要する費用についても計上いたしております。

72ページからの衛生費は、3億34万2,000円でありまして、前年度と比較して、916万7,000円、3.0%の減少となっております。

72ページの保健衛生総務費では、柳井地域広域救急医療事業や柳井医療圏救急医療施設運営費、救急告示病院運営費の負担金等を計上いたしております。

また、平成26年度予算を平成27年度に繰り越して、事業実施をいたしました周産期医療を担う総合病院に補助する費用を引き続き計上いたしております。

73ページからの母子衛生費では、継続事業といたしまして、乳幼児健康診査や妊婦健康診査の所要の経費を計上いたしております。また、新規事業として、柳井医療圏内の分娩を取り扱う病院の産科医等の処遇改善を通じて、急激に減少している産科医等の確保をするための補助金を計上いたしております。

74ページからの予防費では、各種予防接種に係る所要の経費を計上いたしております。

75ページから76ページにかけての健康づくり推進事業費では、継続事業といたしまして、各種検診事業やがん検診事業など所要の経費を計上いたしております。

76ページからの環境衛生費では、浄化槽設置整備事業費補助金等を計上いたしております。

環境保全費では、新規事業として、全国的に深刻化している空き家問題について、空家等対策の推進に関する特別措置法の施行に伴い、空家等の対策を総合的かつ計画的に実施するために、空家等対策協議会委員の報酬を計上いたしております。

78ページからの清掃費では、周東環境衛生組合、熊南総合事務組合への負担金が主なものであります。

79ページの労働費は920万1,000円でありまして、ほぼ前年並みとなっております。

80ページからの農林水産業費につきましては、2億5,532万円でありまして、前年度比3,914万2,000円、13.3%減少いたしておりますが、この要因は主に漁港海岸保全事業費の減少によるものであります。

81ページの農業振興費では、継続事業として、伝承の土づくり推進事業やジャンボタニシ防除支援対策事業、ミカンバエ防除支援対策事業等への補助金を計上いたしております。

83ページから84ページの土地改良事業費では、地域防災上のリスク除去のため、ため池機能の廃止に係る事業計画書を作成する費用を計上いたしております。また、工事請負費として単独土地改良事業費を計上いたしております。その他、事業最終年度となりますが、県事業であります平生中央2期工事の農免農道整備事業負担金を計上いたしております。

85ページの林業総務費では、やまぐち森林づくり県民税関連事業を活用し、町内の繁茂竹林を伐採する経費を助成する費用を計上いたしております。

また、農林産物への被害防止のため、有害鳥獣捕獲対策委託料や有害獣防除柵等設置事業、鳥獣被害防止対策事業の補助金等の所要額を計上いたしております。

86ページからの水産振興費では、水産廃棄物処理事業特別会計の廃止に伴いまして、土地借上料を一般会計に組み替えるものであります。

また、水産振興対策事業費として、種苗の放流事業に加え、アサリ母貝団地の保全及び新規就業者募集活動等に係る経費を助成することといたしております。

87ページからの漁港建設事業費では、漁港海岸保全施設長寿命化計画の策定に伴う点検等に係る経費を計上いたしております。

工事請負費では、海岸保全事業として小森地区の胸壁工事に係る経費を計上いたしております。このほか、漁業集落環境整備事業特別会計への繰出金が主なものであります。

89ページからの商工費では、1,922万5,000円でありまして、ほぼ前年並みとなっております。

商工振興費では、平生町商工会への補助金として商工振興対策費や平成24年度から実施しております。ひらお産業まつりへの補助金等の所要額を計上いたしております。また、新規事業といたしまして、質の高い消費相談が受けられることを目的に、1市4町で広域的に消費生活相談窓口を設置することに伴う広域消費生活センター運営費のほか、国の半島振興広域連携補助事業を活用し、柳井地区広域一体となったサザンセット・ロングライド等の事業に取り組む経費を計上いたしております。

90ページにかけての観光費では、新規事業として、広島・宮島・岩国地方観光連絡協議会負担金として、広島広域都市圏の観光素材を活用した各種プロモーション等を一体的に推進する事業の所要額を計上いたしております。

91ページからの土木費は4億9,268万6,000円でありまして、前年度比2,138万8,000円、4.2%の減少となっております。主な減少要因といたしましては、排水機場整備事業や下水道事業への繰出金の減少によるものであります。

92ページの道路橋梁維持費では、古万屋橋及び第二荒木橋補修に要する経費及び道路の舗装補修等を計上いたしております。また、新規事業として町道山辺穴ヶ迫線の、のり面の防災対策に伴う測量調査設計業務に係る経費を計上いたしております。

道路橋梁新設改良費では、主に単独町道改良事業の所要額を計上いたしております。また、県事業の農免農道事業における仮設道について、平成28年度の事業完了後、町道として利用するため所要額を計上いたしております。

93ページからの河川維持改良費につきまして、単独河川改修事業に要する経費を計上するほか、中川排水機場整備事業の県への負担金を計上いたしております。

94ページの砂防費では、自然災害防止事業の県への負担金を計上いたしております。

95ページの港湾建設費では、港湾整備事業元利償還金に係る負担金を計上いたしております。下水路費では、単独下水路改修事業に要する経費を計上いたしております。

97ページの住宅管理費では、継続事業として用途廃止した住宅2戸の解体経費を計上いたしております。

98ページの下水道整備費では、下水道事業特別会計への繰出金を計上いたしております。

99ページからの消防費は、2億5,675万円でありまして、前年度比0.5%減少と、ほぼ前年並みになっております。非常備消防費では、自主防災組織合同訓練に係る経費を計上いたしております。

100ページの消防施設費では、柳井地区広域消防組合への負担金が主なものであります。

102ページからの教育費は、4億5,117万5,000円でありまして、前年度比2,168万8,000円、5.0%増加いたしております。その主な要因といたしましては、中

中央公民館の耐震補強及びトイレ改修工事によるものであります。

事務局費では、学校支援員を1名追加し、計14名配置することとし、児童・生徒の一人一人が豊かな学校生活を過ごせるように支援してまいります。また、新規事業として、コミュニティスクールコンダクターを配置することで、小学校と中学校の支援等をつなぎ、小・中9年間の学びや育ちを学校・家庭・地域全体で見守り、育てる取り組みを支援してまいります。さらに、小規模校においても電子黒板等のICT機器を活用したわかる授業の実践や、情報活用能力の育成等のニーズが高まっていることから、学校のICT化を推進していく費用を計上いたしております。

104ページからの小学校費の学校管理費では、佐賀小学校のプールの塗装に係る経費を計上いたしております。

106ページからの小学校費の教育振興費では、小学校へ配置する補助教員を2名配置することとし、きめ細かい配慮のある教育を推進してまいります。また、遠距離通学費や就学援助費等につきましても、引き続き所要の額を計上いたしております。

108ページからの中学校費の学校管理費では、管理教室棟の屋根の防水及び天井改修に要する経費のほか、トイレ改修に係る経費を計上いたしております。

110ページからの中学校費の教育振興費では、継続事業として、遠距離通学費や就学援助費につきまして所要額を計上いたすほか、平成28年度から新しい教科書が導入されるため、新教科書に対応した指導書の購入経費を計上いたしております。また、新規事業として、児童の自発的な学習意欲を支援するため、英語検定の検定料を半額助成し、英語力の基礎的な知識や技能を確実に身につけられるよう、補助金の所要額を計上いたしております。

112ページからの幼稚園費では、工事請負費といたしまして、遊具改修に係る経費を計上いたしております。

114ページからの社会教育総務費では、2カ年事業として取り組んでおります土手町南蛮樋使用の木材の保存処理をした後、歴史民俗資料館に展示する予定といたしております。

115ページからの公民館費では、中央公民館の耐震補強工事及びそれにあわせてのトイレ改修工事を計上いたしております。

122ページからの保健体育総務費では、少年スポーツ教室として、スポーツ少年団の活性化を目的にした教室で、今年度は陸上教室を行うものであります。

123ページからの保健体育施設費では、老朽化しているハートランドひらお運動広場の防球ネットの張替工事の費用を計上いたしております。

125ページの災害復旧費は、428万2,000円でありまして前年度と同額であります。

126ページの公債費は、5億8,756万円でありまして、前年度比6.1%減少いたし

ております。

127ページの諸支出金につきましては、1億2,227万3,000円でありまして、前年度比1.0%の増加となっております。

128ページの予備費につきましては、前年同様の1,500万円を計上いたしております。続きまして、歳入につきまして御説明申し上げます。

12ページからであります。まず町税につきましては、全体では1億8,997万5,000円でありまして、前年度比では129万7,000円、0.1%の微減となっております。個人町民税では、景気回復の動きは見られず、人口の減少も影響し、課税所得の増加が見込めない状況により、減収を見込んでおります。固定資産税では、家屋の新築増築及び太陽光発電設備投資による償却資産の増加により、増収を見込んでおります。税収財源の確保に向け、今後においても、公平・適正な賦課徴収に努めていきたいと考えております。

15ページからの利子割交付金、配当割交付金及び株式等譲渡所得割交付金では、平成27年度の実績見込みや地方財政計画等を勘案し、計上いたしております。

16ページの地方消費税交付金では、税率引き上げの影響が通年化した平成27年度の実績から前年度当初に比べて7,000万円の大幅な増加を見込んでおります。

17ページの地方交付税につきましては、国勢調査による人口の減少等による影響を見込んで、全体で6,500万円、3.4%の減少で計上いたしております。

18ページの分担金及び負担金は、4,873万2,000円でありまして、前年度比で1.6%減少となっております。要因といたしましては、法人保育園分の保育料が減少したことによるものであります。

19ページからの使用料及び手数料では、主に町営住宅使用料の減収により、前年度比で5.6%の減少となっております。

22ページからの国庫支出金は、主に国の施策であります年金生活者等支援臨時給付金にかかる補助金の増加により、前年度比では4,167万4,000円、9.4%の増加となっております。

25ページからの県支出金では、主に漁港海岸保全事業補助金や国勢調査に係る委託金等により、前年度比では1,045万3,000円、3.0%の減少となっております。

31ページの寄附金につきましては、歳出の際に説明しましたようにふるさと納税の拡大に向けた取り組みを積極的に取り組んでまいりますので、増加を見込んだものであります。

繰入金につきましては、地方交付税の減少や社会保障関係経費の増加等、財源不足に対応するため、やむを得ず、財政基金から9,697万9,000円を繰り入れるものであります。繰越金は、前年度同様の3,000万円を計上いたしております。

32ページから34ページにかけての諸収入は、7,266万3,000円でありまして、前年度比で2.5%減少しております。主にねんりんピック実行委員会等の減少によるものであります。

35ページから36ページにかけての町債は、3億6,480万円でありまして、前年度比3,540万円、8.8%の減少となっております。引き続き新規借入の抑制に努めてまいっているものであります。

前に戻りまして、8ページの第2表債務負担行為につきましては、町土地開発公社の所有地取得に伴います借入金の債務保証の限度額を定めるものであります。

次の9ページの第3表 地方債につきまして、それぞれ適債事業や財政対策分として町債を起こすものであります。なお、129ページから135ページに給与費明細書、136ページから139ページに債務負担行為に関する調書、140ページに地方債の現在高の見込みに関する調書を添付をいたしておりますので、御参考に供していただきたいと思います。

以上で、平成28年度平生町一般会計予算について、説明を終わらせていただきます。

続きまして、特別会計予算につきまして、別冊の予算書によって順を追って御説明を申し上げます。

議案第10号平成28年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算についてであります。予算総額は、19億8,957万2,000円でありまして、前年度比0.1%の減少となっております。

歳出につきましては、17ページからでございます。

失礼しました。19ページからの保険給付費では、27年度実績見込みによりまして、一般被保険者療養給付費は前年度比で1.5%の増加を見込んでおります。退職被保険者等療養給付費は13.8%の減少と見込んでおります。

20ページからの高額療養費では、一般被保険者高額療養費で前年度対比は1.5%の増加を見込んでおります。退職被保険者等高額療養費では被保険者数の減少により前年度対比では12.7%減少いたしております。

23ページの後期高齢者支援金では、後期高齢者医療制度への現役世代からの支援分として、被保険者に応じて各保険者に納付が割り当てられているものですが、4.6%の減少を見込んでおります。

25ページの介護納付金につきましては、国民健康保険会計の介護保険負担分でありまして、前年度対比で7.8%の増加を見込んでおります。

共同事業拠出金であります。27年度実績を勘案をし、前年度と比較すると、高額医療費拠出金で5.1%の減少となっております。

保険財政共同安定化事業拠出金では3.8%の減少を見込んでおります。

26ページからの保健事業費の特定健康診査等事業費につきましては、平成28年度も引き続き受診勧奨に取り組み、新たな集団健診の経費を計上し、受診率の向上に努めてまいりたいと思います。

戻りまして8ページからの歳入でございます。8ページから10ページまでの国民健康保険税については、国の税制改正に伴いまして低所得者への軽減対象の拡大により、一般被保険者国民健康保険税は3億1,623万3,000円で前年度比は6.2%の減少を、退職被保険者等国民健康保険税は1,558万3,000円で、被保険者数の減少により、前年度対比で31.5%の減少を見込んでおります。

11ページから12ページの、国庫支出金と県支出金につきましては、保険給付費の見込みによりそれぞれ算定をいたしております。

13ページの前期高齢者交付金につきましては、65歳から74歳まで加入者の割合における保険者間の負担調整を行うものでありまして、前期高齢者の加入率や給付費の見込みにより前年度対比で7.1%減少するものと見込んでおります。

共同事業交付金につきましては、平成26年度実績見込みによりまして、全体で3.9%減少となっております。

14ページの一般会計繰入金につきましては、それぞれルール分により計上いたしております。
議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。再開を11時05分からといたします。

午前10時49分休憩

.....
午前11時05分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。山田町長。

町長（山田 健一君） 続きまして、議案第11号平成28年度平生町下水道事業特別会計予算についてであります。

予算総額は、6億6,902万2,000円でありまして、前年度比7.5%の減少となっております。

歳出につきましては、10ページからでございます。下水道管理費では、流域下水道事業維持管理負担金を計画流入量の見込みによりまして、減額いたしております。

11ページからの下水道整備費では、委託料として、中村南地区の実施設業務及び大規模な地震・津波が発生した場合にも迅速に下水道機能の維持・復旧できるようにするためのBCP、事業継続計画、策定業務を計上いたしております。

工事請負費につきましては、補助対象事業費の減少に伴いまして、前年度比で1,208万

円の減少となっております。

流域下水道事業負担金につきましては、県の浄化センター長寿命化計画策定、機器改築更新事業の負担金として、所要額を計上いたしております。

13ページの公債費では、元利償還金で3億8,053万7,000円見込んでおります。

7ページからの歳入では、受益者負担金は対象戸数の減少等による減少を見込んでおります。下水道使用料につきましては、平成27年度の実績を勘案し、減少を見込むものであります。

8ページの国庫補助金につきましては、公共下水道事業にかかる国庫補助分でございます。一般会計繰入金につきましては、歳出で御説明いたしました事業費の減少により、所要額を計上いたしております。

9ページの下水道事業債は、公共下水道事業や流域下水道事業負担金等に対する借入予定額であります。

前に戻りまして、4ページの第2表債務負担行為につきましては、下水道へ接続する水洗トイレ等改造資金の貸付に伴います損失補償に対するものであります。第3表地方債につきましては、本会計の事業に対し、町債を起すものであります。

続きまして、議案第12号平成28年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計予算についてであります。予算総額は、8,689万5,000円でありまして、前年度比で1.2%の減少となっております。

歳出につきましては、9ページからの漁業集落排水施設管理費の工事請負費では、佐賀地区におけるマンホールポンプ自動通報装置のデジタル化に要する経費と公共ます設置等の経費を計上いたしております。

7ページからの歳入につきましては、漁業集落排水施設使用料は、平成27年度の実績等を勘案し、1,540万円を計上いたしております。

8ページの一般会計繰入金は、前年度対比で1.6%減少いたしております。町債は、資本費平準化債の発行を予定をしております。

4ページの第2表債務負担行為につきましては、下水道事業会計と同様に排水施設への接続する水洗トイレ等改造資金の貸付に伴います損失補償について、定めるものであります。第3表地方債につきましては、本会計の事業に対し、町債を起すものであります。

続きまして、議案第13号平成28年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計予算についてであります。予算総額は、2,780万8,000円でありまして、前年度比0.1%の増加となっております。

歳出は7ページになりますが、認定審査会運営のための所要の経費を計上いたしております。

6ページの歳入におきましては、これまでと同様に3町の負担割合に応じた負担金と事業会

計繰入金をそれぞれ計上いたしております。

続きまして、議案第14号平成28年度平生町介護保険事業勘定特別会計予算についてであります。

予算総額は、13億162万3,000円でありまして、前年度比0.5%の減少となっております。

歳出につきましては、11ページからでございます。

13ページからの保険給付費の介護サービス等諸費では、利用実績等を勘案し、前年度比で0.1%の増加を見込んでおります。

14ページからの介護予防サービス等諸費では、利用者の減少に伴い、6.7%の減少を見込んでおります。

15ページからの高額介護サービス費につきましては、利用実績等を勘案し、8.0%の減少となっております。

17ページの特定入所者介護サービス費では、対象者の減少により、前年度比4.5%の減少となっております。

20ページの包括的支援事業・任意事業費の任意事業費では家族介護支援事業の介護用品支給事業に要する経費が増加となっております。

戻りまして、6ページからの歳入では、第1号被保険者保険料については、前年度比で0.1%とほぼ同額を見込んでおります。

8ページにかけての国庫支出金、支払基金交付金、県支出金につきましては、保険給付費等の減額・増額により、それぞれ所要の額を計上いたしております。

9ページの一般会計繰入金につきましては、それぞれのルール分により計上いたしております。

続きまして、議案第15号平成28年度平生町後期高齢者医療事業特別会計予算についてであります。予算総額は、2億1,793万6,000円でありまして、前年度比4.9%の減少であります。

歳出については9ページからでございますが、10ページの後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、一般会計からの繰り入れる保険基盤安定や事務費等の負担金と保険料収納分をあわせて広域連合に納付するものであります。後期高齢者医療広域連合からの算定見込みにより減少いたしております。

歳入につきましては6ページからであります。保険料につきましては、広域連合の試算をもとに計上いたしております。前年度対比で6.4%の減少となるものであります。一般会計繰入金につきましては、事務費と保険基盤安定分とをあわせたものとなっております。

以上で、平成28年度各特別会計予算の説明を終わらせていただきますが、該当いたします各特別会計予算の末尾に、給与費明細書及び債務負担行為に関する調書、並びに地方債に関する調書をそれぞれ添付いたしておりますので、御参考に供していただきたいと思います。

続きまして、議案第16号平生町行政手続条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。本条例につきましては、行政手続法の一部改正、及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の制定に伴い、国民の救済手段の充実・拡大を図るため行政手続の規定を追加するものであります。主な内容といたしましては、国民が法律違反をしている事実を発見をした場合に、行政に対し適正な権限行使を促すため、その是正のための処分等を求めることができるようにするとともに、法律に基づく行政指導を受けた事業者が、行政指導が法律の要件に適合しないと思う場合に、行政に再考を求める申し出を手続きとして位置づけるものであります。なお、この改正によりまして、平生町税賦課徴収条例及び平生町税減免条例におきまして、平生町行政手続条例の引用箇所の変更が生じますので、あわせて改正をいたします。施行日につきましては、平成28年4月1日といたします。

続きまして、議案第17号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例について御説明申し上げます。

本条例につきましては、行政不服審査法の全部改正に伴い、平生町情報公開条例、平生町個人情報保護条例、平生町固定資産評価審査委員会条例、及び平生町税賦課徴収条例において、それぞれ所要の改正を行うものであります。

平生町情報公開条例及び個人情報保護条例につきましては、審査手続きの公平性を確保しながら、同手続きの簡素化を図るため、両条例に基づく開示請求等に係る決定又は不作為に係る審査請求があった場合でも、審理員の指名を行わず、行政不服審査会への諮問は行わないこととなりました。というのも、本法の改正により、公正性の向上を図るため、審理において、職員のうち処分に関与しない者を審理員として位置づけて、審査請求人と処分庁の主張を審理し、行政不服審査会等の第三者機関に諮問した後に裁決することになりますが、情報公開及び個人情報保護関係につきましては、従来から情報公開審査会及び個人情報保護審査会を設置をしております、審査の公正性が確保できることから、審理員の審理及び行政不服審査会の諮問を行わず、従来どおりの手続きとするものでございます。また、不服申立ての手続きが審査請求に一本化されることから、字句の訂正をいたしております。

平生町固定資産評価審査委員会条例につきましては、審査における審議の手続きに関する規定を整備するとともに、引用法令名の変更をいたしております。平生町税賦課徴収条例につきましては、不服申立ての手続きが審査請求に一本化されることから、字句の訂正をいたしております。施行日につきましては、行政不服審査法の施行日であります平成28年4月1日といたしております。

ます。

続きまして、議案第18号平生町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。本条例につきましては、地方公務員法の一部改正、及び先ほど申し上げました行政不服審査法の全部改正に伴い、所要の改正をいたすものであります。改正の内容といたしましては、不服申立ての手続きが審査請求に一本化されることから、字句の訂正をし、人事行政の運営の状況を公表する項目を変更いたすものでございます。施行日につきましては、平成28年4月1日といたします。

続きまして、議案第19号平生町の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。本条例につきましては、先ほど申し上げました地方公務員法の一部改正及び学校教育法の一部改正に伴い、所要の改正をいたすものであります。改正の内容といたしましては、同条例において地方公務員法の引用箇所を変更しております。また、学校教育法の改正により、小学校に係る規定が整備されており、育児を行う職員の早出遅出勤務の対象の小学校に係る規定を改正いたしております。施行日につきましては、平成28年4月1日といたしております。

続きまして、議案第20号平生町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例、及び議案第21号町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例について、一括して御説明申し上げます。両条例につきましては、本年度山口県人事委員会勧告に基づき関係条文を改正するもので、期末手当支給割合を変更いたすものであります。改正の内容といたしましては、期末手当について、年間の支給月数を現行の3.1カ月分から0.05カ月分加算し、3.15カ月分へと引き上げるものであります。施行日につきましては、公布の日といたしますが、平成27年度の期末手当分につきましては、12月の期末手当において調整を行うものであります。

続きまして、議案第22号町長等の給料の特例に関する条例の全部を改正する条例。本条例につきましては、非常に厳しい財政状況の中、特別職の給料月額を、町長は20%、副町長は15%、教育長は10%をそれぞれ減額するものであります。施行日につきましては、平成28年4月1日とし、1年間の減額措置といたします。

続きまして、議案第23号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。本条例につきましては、先ほど申し上げました本年度の山口県人事委員会勧告に基づき関係条文の改正をいたすとともに、地方公務員法の一部改正及び行政不服審査法の全部改正に伴い、所要の改正をいたすものであります。改正の内容といたしましては、世代間の給与配分の観点から若年層に重点を置きながらの月例給の水準を平均して0.3%引き上げるものに加え、勤勉手当について、年間の支給月数を現行の1.5カ月分から0.1カ月分加算し、1.6カ月分へと引き上げるものであります。

平成27年度における4月からの年間給与につきましては、情勢適応の原則に基づき、民間との実質的な均衡が図れるように4月から増額とし、3月に年度末調整を行う予定であります。また、55歳以上の職員の昇給を抑制するとともに、地方公務員法の改正により従来規則にて規定をいたしておりました等級別基準職務表について本条例にて規定することとし、同法及び行政不服審査法の引用箇所の変更をいたすものであります。

なお、管理職手当につきましては、別に規則で定めることにより、平成27年度に引き続き、平成28年度においても課長職については50%、課長補佐職については48%それぞれ減額することといたしております。施行日につきましては、給与に関する規定については公布の日からとした上で、適用は平成27年4月1日からとし、その他の規定に係る施行日については平成28年4月1日といたします。

続きまして、議案第24号平生町水産廃棄物処理事業特別会計条例を廃止する条例について御説明申し上げます。本条例につきましては、平成8年度に事業開始した水産廃棄物処理事業について平成20年度から休止状態にあることに加え、水産加工業者の減少や取り扱う加工品の変遷によりまして、今後において事業再開の見通しがないため、水産廃棄物処理センターの建物以外の耐用年数が経過した機械設備について、用途廃止をすることに伴い当該特別会計を廃止するものであります。施設の建物につきましては、耐用年数が残っていることから、設置及び管理条例は存続することとなるため、当該特別会計に計上していました借地料につきましては、一般会計予算へ移すことといたしております。施行日につきましては、平成28年4月1日といたします。

続きまして、議案第25号地域再生法に係る固定資産税の不均一課税に関する条例について御説明申し上げます。本条例につきましては、地域再生法の一部が改正されたことに伴い、同法に規定する地方活力向上地域である町内の一部地域において特別償却設備を新設あるいは、増設した事業者について、固定資産税の不均一課税を行うため必要な条例を制定するものであります。主な内容といたしましては、地方活力向上地域内において、本社機能の移転及び域内企業の本社機能等の拡充に伴う特別償却設備を新設し又は増設した事業者について、該当施設に係る固定資産税を初年度から3年間軽減を図るものでございます。施行日につきましては、公布の日といたします。

続きまして、議案第26号平生町教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例について御説明申し上げます。本条例は、本年4月1日から、改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき新教育長を任命することに伴い、教育長の勤務時間その他勤務条件に関し必要な事項、及び同法第11条第5項の規定に基づき、教育長の職務に専念する義務の特例に関し必要な事項について定めるものでありまして、それぞれ一般職の職員の例に準ずるとするものであります。施行日につきましては、教育長の任命に合わせて、平成28年4月1日といた

します。

続きまして、議案第27号平生町環境審議会条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。本条例につきましては、現在町議会議員、知識経験者、企業代表者及び民間団体等の代表者の4つの区分によりそれぞれ委員数を決めております。しかし、全体の委員数のみを規定することで、必要な人材を効率的、効果的に選任することができることから、このたび委員数の規定について「15人」を「15人以内」とし、委員の構成区分ごとの人数を削除するものであります。施行日につきましては、平成28年4月1日といたします。

続きまして、議案第28号平生町堆肥センター設置及び管理条例を廃止する条例の御説明を申し上げます。本条例につきましては、平成13年度に耐用年数が経過をし、水産廃棄物処理事業の製品倉庫として使用していました平生町堆肥センターについて、水産廃棄物処理事業の事業廃止に伴い、本施設もその役目を終えることから用途廃止をするため、関係する条例を廃止するものであります。施行日につきましては、平成28年4月1日といたします。

続きまして、議案第29号平生町営住宅条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。本条例は、入居の公募方法を変更し、老朽木造住宅の用途廃止をいたすものであります。内容につきましては、現在町営住宅の入居に係る公募方法として行政協力員により伝達することが規定をされておりますが、町ホームページにて募集することといたすものであります。また、用途廃止の対象となる住宅は隅田住宅1戸、尾土路住宅1戸の合計2戸でありまして、木造住宅の耐用年数として定められております30年を既に経過しておりますことから、用途廃止をし、別表中の当該住宅戸数を変更するものであります。施行日につきましては、平成28年4月1日といたします。

続きまして、議案第30号平生町営特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。本条例は、さきに申し上げました平生町営住宅条例の改正の内容と同様に、入居の公募方法について、行政協力員より伝達することが規定されておりますが、町ホームページにて募集することといたすものであります。施行日につきましては、平成28年4月1日といたします。

続きまして、議案第31号公の施設に係る指定管理者の指定についてを御説明申し上げます。本施設は、地方自治法の一部改正により導入されました指定管理者制度により、平成23年度より5年間の指定期間を設けて管理運営してまいりましたが、平成28年3月31日をもって指定期間が満了することとなり、新たに指定管理者の指定を行うものであります。指定管理者の指定手続きにつきましては、平生町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例において規定しておりますが、同条例第2条により、募集につきましては公募が原則でございますが、同条例第6条により、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより事業効果が相当程度期

待できると思慮するときは公募によらず指定管理者候補として選定できる旨の規定がされているところであります。

このたび、老人憩の家及び老人作業所の指定管理者の選定にあたっては、同条例第6条により、公募によらない選定をいたしたものであります。地元自治会又は老人クラブをそれぞれ指定管理者の指定候補として引き続き選定いたしました。選定理由といたしましては、地域に密着した団体であり、地域からさまざまな要望を施設管理に直接反映でき、利用者の平等な利用の確保やサービスの向上、経費の削減が期待できるものでありまして、今後においても指定管理者として能力が十分であると判断をしておるところでございます。指定期間につきましては、施設の性格等を考慮し、前回と同様5年間といたしたいと思っております。地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定をしようとするときは、議会の御議決を必要といたしますので、本定例会に御提案いたすものであります。

続きまして、議案第32号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減、共同処理する事務の変更、共同処理する事務の構成団体の変更及びこれに伴う規約の変更についてを御説明申し上げます。本議案につきましては、山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減、共同処理する事務の変更、共同処理する事務の構成団体の変更及びこれに伴う規約の一部を変更するため、地方自治法第290条の規定により、一部事務組合を構成する市町議会の議決が必要となることから、御議決をお願いするものであります。

主な内容といたしましては、同組合から美祢市萩市競艇組合を脱退させ、同組合に岩国地区消防組合、宇部・山陽小野田消防組合を加入させ、同組合の共同処理する事務のうち、非常勤職員に係る公務災害補償事務を共同処理する団体に宇部市、山口市、防府市、美祢市、周南市及び山陽小野田市を加え、公立学校の学校医等に係る公務災害補償事務を処理する団体に美祢市及び周南市を加えるものであります。また、新たな共同処理する事務として、行政不服審査会を同組合に設置し、同会の権限に関する事務を加え、県内37団体を同事務の共同処理する団体とするものであります。

続きまして、議案第33号広島市と平生町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議についてを御説明申し上げます。本議案の上程に至る経緯につきましては、本町は平成27年7月に加入し、東は三原市から西は山口県柳井エリアまでの24市町で構成された広島広域都市圏協議会において、圏域内のまちの活性化と産業・経済の活力増進を図るための取り組みを進めてきたところであります。さらに、これまでの取り組みを基礎として、国が設けた連携中枢都市圏制度を活用し、圏域内経済の活性化と人口減少に立ち向かうための諸施策についての協議を重ねてまいりまして、平成28年2月4日に開催されました同協議会において、連携中枢都市圏である広島広域都市圏を形成するための連携協約案の最終確認がされたところであります。

本協約は、人口減少・少子高齢化社会にあっても、広島市と本町を含む関係市町が広島広域都市圏全体の経済成長のけん引、高次の都市機能の集積・強化及び圏域全体の生活関連機能サービスの向上に関する取り組みを協力して実施することにより、ローカル経済圏を構築し、もって圏域の経済を活性化し、自律的で持続的な発展を図ることを目的としております。これまでの協議を踏まえて、このたび、本協約を広島市と協議して締結する運びとなりましたので、地方自治法第252条の2第3項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

続きまして、承認第1号平生町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、及び承認第2号平生町税減免条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、一括して御説明申し上げます。

両処分につきましては、平成28年度与党税制改正大綱が示され、政府から一部手続きにおける個人番号の利用取り扱いについて見直しがされたことに伴い、緊急に執行を要するため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平生町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例及び平生町税減免条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例を、平成27年12月28日付で、それぞれ専決処分させていただいたものであります。

両条例につきましては、それぞれ平成27年5月臨時会及び平成27年12月定例会にて改正の御議決と承認をいただいたものでございますが、当該議案上程後に示された平成28年度与党税制改正大綱において、個人番号の利用の取り扱いが見直されたことを踏まえ、政府において個人番号の記載を求めることによって生じる国民の負担軽減を目的とした見直しがされたことにより、本町該当条例の年度内の改正が必要になったものであります。

まず承認第1号平生町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例につきましては、平成28年1月以降に納税義務者から申告・申請を受ける手続きのうち、町民税及び特別土地保有税の減免申請書への個人番号の記載について省略する規定を設けるものであります。

承認第2号平生町税減免条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例につきましては、平生町税減免条例、平生町国民健康保険税条例及び平生町介護保険条例において、同じく平成28年1月以降に受ける減免申請等の際に個人番号の記載を省略できる手続きについて規定するものであります。両条例とも、施行日は公布の日からとなっております。

以上をもちまして、予算14件、条例15件、事件3件、承認2件の議案につきまして提案理由説明を終わらせていただきます。また、予算及び事業関係の補足資料といたしまして、別冊を添付いたしておりますので、参考に供していただきたいと思います。

なお、説明不足の点もあらうかと思っておりますので、皆様方の質問によりまして、私並びに説明出席者よりお答えを申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、報告第1号平生町土地開発公社の平成28年度事業計画及び資金計画並

びに予算につきまして、簡単に御報告を申し上げます。

本日提案いたします議案の末尾に添付いたしておりますのは、去る2月23日に平生町土地開発公社理事会を開催いたし、御承認をいただいているものであります。

事業計画につきましては、公社の主目的であります公共用地の取得、造成でございますが、これらに伴います資金計画及び予算を定めたものであります。この内容につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定によりまして、町議会に御報告を申し上げるものでございます。

以上で、数多くの議案の提案を終わらせていただきますが、よろしく御審議をいただきまして、御議決を賜りますように、よろしくお願い申し上げます。

議長（福田 洋明君） これをもって提案理由の説明を終わります。

日程第41．一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑

議長（福田 洋明君） 日程第41、一般質問、行政報告及び提出議案に対する質疑を行います。

まず、一般質問を行います。 質問の通告順により順次発言を許します。河藤泰明議員。

議員（7番 河藤 泰明君） それでは、質問させていただきます。備災、減災への取り組みについて質問いたします。私たち日本国民は幾度となく大地震と大震災を経験しました。幸い、平生町は震源から離れていたため、直接の大きな被害は受けてはいません。しかし中には御家族や友人、大切な方が被害に遭われたという町民の方もいらっしゃると思います。大地震と大震災を契機に、行政も町民も防災対策に全力で取り組んでこられたと思います。

近年で言えば、阪神淡路大震災から18年後に東日本大震災が起きました。関西と東北、さまざまな環境や条件の違いはありますが、東日本大震災が起こるまでの18年間にもっと備えることができたはずだと思います。備えること、備災、災いに備える、備災です。また被害を少なくすることもできたと思います。この減らす減災ということです。東日本大震災から丸5年がたち、人々の記憶は年々薄れ、防災意識は低下しているのが現実ではないでしょうか。これも、人間が生きていく中では、自然の流れかもしれませぬ。しかし、現実に地球規模で地震活動期の中にあるのは確かです。次に、また同じような規模の地震が発生したときに、どれだけ地震と震災に備えることができるか、災害を減らすことができるのかは、今何をするかにかかっています。

多くの消防団員が命を落とした東日本大震災から丸5年を迎える今だからこそ、特に非常備消防としての平生町消防団について、減災・備災についての取り組みをお尋ねしたいと思います。どのような取り組みをされてるのでしょうか。お尋ねをいたします。

また1年半前にも消防団についてお尋ねをしております。そこで、御答弁いただいた内容、知識、技術の習得できる体制づくり、充実に向けての体制づくりを進めていく、これを課長にしっかり対応させるというふうに答弁をしていただきました。このことについても、対応、また実施

されたことについてお尋ねをいたします。

そして、その取り組まれたことの結果、成果です。これを町民の皆さんに見ていただける機会の1つが出初め式だと考えています。その平生町消防団の今年の出初め式について、現時点での総評と課題、その課題に対する対応についてもお聞かせください。よろしくお願いいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 備災、防災の取り組みについてということで、御指摘のように間もなく3・11の5年目を迎えます。町としても改めて哀悼の意を半旗を掲げ、そしてまた黙禱するように今、しておりますけれども、改めて防災、減災、備災の気持ちを新たにしたいというふうに思っております。

確かに御指摘のように、阪神淡路大震災があって、その後東日本大震災、このときには消防団員の方もこの防潮堤の門を閉める最中、あるいは避難誘導する途中ということで、消防庁の調査で253人が亡くなったというふうに出しております。せっかくこうして団員が献身的に避難とかに当たっていただき、その安全をしっかりと確保していくというのは大変大事な課題だというふうに受けとめております。したがって、できるだけ、詳しくはまた総務課長のほうから答弁いたしますが、できるだけいろんな機会に訓練やそして研修やそういうものをしっかりと積極的に受けるように。そしてそのやっぱりスキルアップをしながら、これは消防団もそうですし、近年は、女性の消防団もできましたけども、それぞれいろんな機会を通じて、スキルアップを図っていけるようにということで、今取り組んでいただくようにいたしております。あわせて、団員の皆さんが安全な環境の中でやれるように装備につきましても、大変な厳しい状況ではありますが、年々にその装備の充実に向けて取り組みを進めさせていただいておるところです。町としても、これから皆さんがほんとにしっかりと現場を十分現場での状況を踏まえて、広域消防等々とも連携のとれるように、いろんなまた情報交換もしながら、スキルアップできるように努めていきたいというふうに考えております。出初め式での課題を含めて、総務課長のほうから答弁をいたしたいと思えます。

議長（福田 洋明君） 羽山総務課長。

総務課長兼選挙管理委員会事務局長（羽山 敦紀君） ただいまの御質問に補足でお答えさせていただきます。

まず、消防団員のスキルアップということでございますけども、今年度は昨年6月に県の総合防災訓練が柳井県民局管内で行われました。その際に大野地区におきまして、避難訓練を開催いたしました。同訓練におきましては、地元第5分団が避難の誘導等を行いまして、避難完了後にはミニ講習会を、団員を講師として実施しております。また、この災害、この訓練によりまして、災害発生時の円滑な避難体制の確立や防災意識の向上が得られたと思っておりますし、団員

につきましても防災力の向上が図られたものと思っております。

また、その他団員のスキルアップの目的といたしましては7月、8月昨年ですけども、には柳井広域消防組合からの講師を招きまして、全団員が参加し、心肺蘇生法、AED止血法、異物除去法などの普通救命講習も受講いたしております。

そして、副分団長以上の幹部クラスにつきましては、山口県消防団充実強化シンポジウム、昨年3月でしたけども、下期でありましたが、県内はもとより県外の消防団の事例を実際に聞いて、実情等を把握することによりまして、今後の消防団の運営にも参考になるのではないかと考えております。

また、女性消防団員につきましても、女性消防団員セミナーに3名ではありますけど参加をいたして、女性にできる防災についての研修、女性リーダーとしての活躍も期待いたしたいと思っております。

また、県の消防学校等において開催されております、教育訓練、また防災士の資格取得等につきましても、分団長を通じて各分団に通知をしております、実際に受講者もおりますし、それぞれスキルアップを図ったものと思っております。

また、来年度28年度につきましては、山口県の消防操法大会が開催されますけれども、これは毎年開催されておりますが、このたびは平生町が出場の順番に当たっております、その出場する際に15日程度の訓練を予定しております。そういった機会を捉えながら、基本的な操作の習得や消防団としての規律を学ぶことができますので、また各分団には御案内をし、実際に出場する分団とともに、訓練の礼式等も学んでいけたらと思っております。

消防団の訓練につきましては、25、26、27とそれぞれ行っておりますけども、25年度につきましてはポンプ中継送水訓練、そして26年度につきましては礼式訓練と無線機を使用した放水訓練、また27年度につきましては、先ほど申しました普通救命講習の訓練も行っております。

それと、それらを踏まえて今回の出初め式での課題また総評ということで、私どものほうからお答えさせていただきますけども、今回の出初め式におきます御指摘事項につきましては、担当職員からも報告を受けております。そして、今申しましたように県の操法訓練におきます訓練におきまして、実際にそれぞれの団員に周知徹底を図りながら礼式訓練、また実際的な実働訓練も行っていきたいと思っております。

それとあわせて、いただいた御指摘の件につきましても、平生町消防団の幹部会におきまして、各分団長に周知徹底をしながら、いろんな意見等も集約しながら消防団、平生町消防団としてどうあるべきかということをもた協議させていただきたいと思っております。以上でございます。
議長（福田 洋明君） 河藤泰明議員。

議員（7番 河藤 泰明君） 御答弁ありがとうございます。再三、消防団と防災についての質問させてもらって、またかと思われたかもしれないですけども、答弁いただいたときはほんとかなり期待をして終わるんですけども、今課長から詳細ありましたが、何ちゅうんですか、毎年分団が1分団、2分団、3分団っていう言い方が違うだけで、前年の踏襲した訓練、それが新しいことやったとしてもそこで出た課題を課題から出てきた、それを補う訓練っていうのはされてないように非常に感じるんです。その失敗したとことか、問題、課題だと思ったところにご必要な訓練ちゅうのはあると思いますんで、ぜひその辺にももう1度目を向けていただけたらなと思います。

女性の消防団員、数名ではあります、参加していただいたということは、災害発生時にほんと女性の力というのはすごく重要だというふうに言われてますので、3名も分団員数からすれば3名とはかなりの確率での参加ですので、すごくすばらしいことだと思います。

操法大会も来年度やっというかほんとと徐々に技術、操法の技術の習得をする絶好の機会だと思いますので、分団に限らず希望者には参加をしていただけるような体制もつくっていただけたらなと思います。

訓練、先ほども言いましたけども、これをやれば十分だというような訓練はほんとにないと思うんですよね。なので、毎年1つずつ一気にというのは無理なんで、1つずつやるというのは、これは仕方ないと思います。もう理想の形に近づける体制はなくてはならないと考えております。

ここが会社であろうと、趣味の団体であろうと、入るきっかけは何でもいいと思っています。その考えは消防団に対しても同じでして、格好いいからとか放水してみたいからとか、何でもいいとほんとに思っています。大切なのは、さまざまな動機で入られた方を消防団員として育て上げる仕組み、これが1番大切だと考えています。その仕組みが、十分でなかったことが、課長はつきり答えていただけなかったのでちょっと言いにくいのでありますけども、今回の出初め式で個人としてはもう事故と考えています。出初め式での事故と、若手団員の退団、これにつながってしまったと考えています。

団員数確保も難しい、今この時代に、大切な団員を退団させてしまったこと、これ個人その退団してしまった個人の問題と捉えず考えていただきたいと思います。例えば就職難の中で、言葉は悪いですけども、第1志望の会社に入れずに腰かけでこられてる新人さんを一人前の職員に育て、生きがいを感じてもらえる仕組み、これが大切だと思います。それと同じぐらいに、長年勤められた方が早期退職を希望されるような職場であつてもいいけません。いつか起きる大地震とそれに伴う震災、少子化も高齢社会も財政難も今降って湧いたもんではありません。正しい情報や数字を直視し、十分に備えることが大切です。備災が大切ということです。避けられないものがあれば、被害を最小限に抑えることがほんとに大切です。備災と減災、両方大切だということ

なんですけれども、いずれにしてもトップが本領発揮できるか否か、これにかかっていると思います。

行政と議会は両輪に例えられますが、まさにそのとおりで、過去も今現在もそしてこれからもフィフティー・フィフティーの立場、方法は違えど、全量でベクトルを合わせ取り組んでいきたいですし、いただければと思います。

いずれにしても、人災、人災だけにはしてはいけなないと考えています。避けなければなりませんし、あってはならないと思います。

そこで、町長今、課長が答えていただいた前回の御答弁いただいたことから出た体制と対策ですね、と実行されたこと。これと今私の一般質問を聞かれて、この備災、減災に対する来年度以降のどういうふうにお考えか、お答えいただければと思います。よろしくお願いします。

議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。

再開を午後 1 時からといたします。

午前 11 時 57 分休憩

.....

午後 12 時 59 分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。山田町長。

町長（山田 健一君） 御指摘の点につきましては、これから幹部会等ありますから各分団長さんを通じて、各団においてしっかりこうした分団長の指示のもとで実質的な訓練含めて、しっかり対応していただくように幹部会でもう 1 度話をさせていただくようにしたいと思っております。

議長（福田 洋明君） 河藤泰明議員。

議員（7番 河藤 泰明君） 再々質問の前に 1 点、先ほど質問の中で退団をした若手団員がいるというふうに申し上げたんですけども、退団を決めた決意をしたっていうことでした。まだ退団届は出されて受理されて処理がされてるという状況ではない、その確認をせずに発言して申し訳ございませんでした。

1 つ目の質問に関しては、以上で終わらしていただいて、次の質問へ移りたいと思います。

2 番目の教育長の在任中の総括と今後に期待することはということで、このたび新制度への移行のタイミングに任期半年を残され後進に道を譲られたいと教育長の職を御勇退されます高木教育長に、まずはこれまでの御活躍に感謝と敬意を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

行政の事務方のトップというお立場から、教育長になられ、社会教育にまた学校教育にと全力を注がれる姿は、失礼ながらお手本としてまいりました。特に子供たちに本物を肌で感じてもらうためにと、御自身がみずから本気で取り組まれる姿に、特に心を揺さぶられました。子供たち

の心もほんとに動かしたと感じています。

そこで、このたびの御勇退に当たり、教育長在任中の総括と今後の平生町の教育行政に期待することがあればお聞かせいただければと思います。よろしくお願いします。

議長（福田 洋明君） 高木教育長。

教育長（高木 哲夫君） 御質問いただき光栄に思いますとともに、発言の機会をいただいたこと、まず御礼を申し上げたいと思います。

総括と今後の期待ということではありますが、これまで数々の功績を残しておれば、ではということで、ここで一席発言をさせていただくことになるんでしょうが、余りにもそれはおこがましいという気持ちでいっぱいでございます。でもせっかくの機会をいただきましたので、この7年半の間を少し顧みたいというふうに思っております。

7年半前を思い起こしますと、議会の皆様方の教育委員への就任の同意をいただきました。そのときに御挨拶として、これまで一生懸命取り組んできた行政職員として取り組んできた、そういったことをベースに、これからもやはり誠心誠意取り組んでまいりたいというふうにお話をさせていただいたと記憶しております。

また、4年前になりますか、2期目の御同意をいただいたときに、いろいろ河藤議員さんとの質問の中で発言がありましたが、結びの言葉として、私がとにかく一生懸命取り組む以外ないと思ってるというように結ばせていただきました。この7年半の間、やはりそういうふうに、とにかく自分にできる限りのことを一生懸命やっていくんだと、やったんだというふうに自分で判断をするなら、そのことだけは言えるんじゃないかなというふうに思っています。

しかし、日本経済でよく言われる、失われた10年とか20年とかいう言葉がありますから、今後の平生町の教育の歴史の中において、この7年、8年の間が平生町の教育の失われた7年、8年というふうに歴史が証明してくれたら、私の立場はないかなというふうに思ってるところでございます。

当時、就任当時ですが、町長から教育委員へというお話いただきましたときに、私の心の負担を和らげるという意味もあったんだと思います。耐震、学校の施設の耐震化が言われる時代でもありましたし、学校のコミュニティということも言われるときでもありました。ですから、ひとまず耐震化とコミュニティについて取り組んでもらいたいというふうに、2つの大きな課題、命題を与えられたことをちゃんと記憶の中にとどめておるわけでございますが、おかげさまで財政当局の理解もいただきまして、今年度末、学校施設の耐震化100%が達成できたのは、やはり7年、8年前に町長から言われたことが、1つは遂行できたというふうに考えれば、非常にうれしいことかなというふうに思ってます。

さらにコミュニティにつきましては、ちょうど就任した当時、平成20年度ですけど、文部科

学省から平生小学校がコミュニティスクールの指定を2年間の研究事業として指定を受けておりました。前任者からの取り組みがあったわけですが、その後2年が経過をして、町指定に移行するとともに、佐賀小学校、あるいは平生中学校も町指定のコミュニティスクールとして活動を開始したわけですが。

そういう意味で、学校が地域のそういったコミュニティの核となるということから、あわせて地域協育ネットの活動も時を同じくして活動が活発化してきました。25年度にその地域協育ネットが文部科学大臣表彰を受賞するという運びになった、こういったことの、当然私の功績ではなくて、もうそれ以前にそういった実態というのはありましたから、そういうたまたま受賞したときが私が教育長であったということでありまして、でも自分のときに大臣表彰受けたという、それもやっぱり自分としてはうれしいことの1つでもございます。

ちょうどそういうさなかで、コミュニティスクール、県としては地域教育力に日本一を目指して取り組むというさなかであって、法律、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、これが一昨年26年の5月に改正をされました。新教育委員会制度に移行するという改正内容でございますが、ちょうどこの法律の改正とめぐり合わせをいたしまして、ほとんどの自治体が経過措置を適用する中で、御存じのように昨年4月は県を初め、県下では下関と萩市が新制度に移行したということは御承知のことと思いますが、教育長の全国大会あるいはまた中国大会等でいろんな情報交換、情報共有を図りながら、いかに平生町の教育行政を新制度に移行させていくかというのは、ここ1年、ずっと考えてきたことでございます。

その時間が過ぎるということで、やはり教育長の任期の開始ということが、やっぱり1つ大きなものがあったというふうに思っています。これまででしたら、10月からスタートっていうのが、この新制度に移行することによって、その任命をされたところから、当然任期は4年から3年に縮小されたわけですけど、変えられると、今までやはり10月というのは途中人事といえは途中人事です。ですから、やはり定期異動に合わせた人事ができるなら、そのほうがベストではないかというのが私の持論でもございました。そういったところから、総合的に考えて、私の判断とさせていただいたわけでございます。とはいえ、4年前に4年の任期をいただきながら、半年を残して退任をするという道義的なものは感じております。しかし、制度の移行ということで、その点については、御理解と御了解をいただきたいというふうに思っています。

そういう中で、私の気持ちとしては、この7年、8年、本当にたくさんの方々を支えていただいたという感謝の言葉しかございません。議会の皆様方を初め、当然教育委員会の職員も手足となって働いてくれました。そしてまた、教育関係者との関係といたしますが、いろんな形で支援をいただかなければならない教育関係者の方々にもほんとはよくしていただきました。そこには恐らく山田町長を初め、前教育長の影ながらのバックアップがあったらというふうに思って

いるところで、ほんとに感謝の言葉しかございません。ほんとにいい教育行政のトップとして生活していますか、仕事をさせていただいた。このことだけは、大きく声を張り上げてでも言いたいというようなことがございます。

次に、期待することということでございますけど、そんなに自分のことをおいといて、次の方をお願いをするというのは、これまた言い過ぎな点も出てこようかとは思いますが、お許しいただけるとこういうことを想定して発言をさせていただきたいと思いますが、やはり在任中、学力の向上ということは常に課題として目標として掲げてきた部分はございます。

しかし私としては、15歳までは人としてしっかり成長してほしいという思いで取り組んできたつもりでございます。このいい事例が、最近目にした耳にしたということがあるんですが、今月1日、熊毛南高校の卒業式がございまして、答辞を読まれた方が本町出身の生徒、昨年も本町の生徒でした。今年送辞を読まれた生徒も本町の生徒。そういう意味で、内容的にほんとに、視野を広く持っているなところに配慮しながら、自分というものを見つめて、そして周囲に対する感謝の気持ちをあらわす答辞であったというふうに思いました。やはりそのことだけとりましても、ちゃんと人として成長してるな、大人への階段を一步一步確実に上がってるなというふうに感じさせていただきましたので、その点はやはりうれしいというか、こういう子供たちを育ててほしいなという気持ちでいっぱいございました。

また、1月に行われた成人式の二十歳の誓い、今年については全く私のほうが加筆修正をしておりません。彼、彼女がほんとに正直に気持ちを言葉にあらわしてくれたわけですけど、御記憶でございますでしょうけど、こういうふうに述べました。「多くの人たちのおかげで今日という日を迎えることができました。今改めて、お世話になった全ての人々に感謝という言葉を使いたい。」そして結びとして「この平生の地で生まれ育ったことに誇りを持ち、成人としての決意を心に刻み、歩いていくその道で必ず花を咲かせ、輝くことを誓います。」やはり毎年二十歳の誓いには感動するもんですけど、今年が最近の中でも1番感動させていただいたかなというふうに思いました。14歳の中学2年生の立志の集いでも、しっかり成長している姿を見せてくれました。私からは、「至誠惻怛」という大村智先生が色紙に書かれる言葉を生徒たちに送っておきましたけど、「真心と痛み、悲しむ心があれば優しくなれる。目上に誠を尽くし、目下には慈しみをもって接する。この気持ちで生きることが人としての基本であり、正しい道である」こういうふうにとちょっと先輩として言葉を中学校2年生に送っておいたわけでございますが、小学校のときに、2分の1成人式がございまして。今幼稚園、保育園の時代は、大きくなったら何になりたいという、民間のテレビ関係のところ録画をしながら放映がございまして、私はこれ4分の1成人式というふうに勝手に名づけております。ですから幼保の時代から小学校、中学校、そして高校、二十歳という形で、つながりをほんとにこのつながりを我々が持たなければいけない、大人

がそれをちゃんと支えてやっていかなければならない、そういう教育の世界であってほしいなというふうに思っているところでございます。

そうは言いますが、実際に今財政環境厳しいものがございますから、ハード面において十分なことはできないかもわかりませんが、ほんとに今の時代に何をしなければいけないかっていうのが、昨年大河ドラマ「花燃ゆ」で私は教えられました。志を持って住みよい地域をつくっていかなければならないということが、私は結論だったと思いますけど、今も150年前も一緒じゃないかというふうに思っています。ですから、当然今の時代、何をしなければいけないかっていうのは、おのずと答えはそこにあるんじゃないかなというふうに思います。そういう平生町政、平生町の教育行政、そういうものが続くということであれば、非常にうれしいしありがたいと思っています。

.....
議長（福田 洋明君） 次に、淵上正博議員。

議員（8番 淵上 正博君） それでは、通告書にしたがって質問させていただきます。

まず初めに、雇用促進住宅の対策において、定住対策についての質問をさせていただきます。

この質問は、私が2008年の9月議会で質問をしております。この時期には、雇用促進住宅は、各自治体へ譲渡をするか、廃止するかとしておりました。現時点では、そのときは随分事情が変わってきております。そのため、再度質問をさせていただきます。

雇用促進住宅の売却等について、平成27年度版では、地方公共団体は、雇用促進住宅を取得する意向がない、賃貸住宅として運営を続けるために、民間への売却に取り組む、3番目に雇用促進住宅は、閣議決定により、2021年度までに事業を中止をする。このように政府は自治体への譲渡が進まないことを理由に、廃止、民間への売却へと大きくスタンスを変えてきております。前回の質問のときには、町として買い取りはしない、民間に買い取りをお願いをしていくとしておりました。国が大きくスタンスを変えてきた今、町として雇用促進住宅をどうするのか、またどのような計画性があるのかをお伺いをいたします。

また、町内の雇用促進住宅の住民は、十三割の促進住宅と大野促進住宅で、約30名ぐらいだと聞いております。もし21年度に雇用促進住宅が廃止になると、現状のままでは、必ず人口減につながってしまうと考えられます。30名といえば、大きな数です。これをとめる方法も今、真剣に考えていく必要があるのではないかと思います。この人たちの定住対策は、どのように考えているのか、2点目の質問とさせていただきます。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 雇用促進住宅に関して2点御質問いただきました。雇用促進住宅の1つは、今後の計画ということですが、御指摘のように本町では雇用促進の平生の宿舎と大野にあり

ます第2宿舎と、それぞれ、当時は2棟80戸ありましたが、国の方針でこの売却をしていくという、譲渡または廃止、こういうような方向に段々変わってまいりました。

そのときに、町としてもいろいろ法人等とも協議をしながら、何とかこれを生かしていければということで十分協議をしました。当時は、民間売却はこれはだめだということで、断られたんですが、その後国のほうの方針もまた変わりました。全国的には雇用促進住宅等も災害があった後を受けて、いろいろまた方針変更等も行われたようでございますが、少なくとも今までいろいろ町としても何とかしようということで努力をしてまいりましたけれども、国はそういう形で廃止をしていきたいという方向で説明会を行ったりしております。

平生宿舎については、平成26年、おとし、民間売却への住民同意等を得ておまして、平成27、28年度で民間売却への手続を行っておる。平生第2宿舎大野のほうですが、これはここの2月に民間売却に向けての説明会の実施をしております。平成28年、29年で売却を進めていくと、それでなければ平成33年度で用途廃止をする、こういう方向ですから、当然そういうことになれば、入居者は平成30年ぐらいから退去しなきゃいけないということになってまいります。今、そういう方向ですから、ぎりぎりまで町としても民間で活用できる方法があれば、努力をしてみたいとは思いますが、具体的なそうした用途廃止に向けての動きが出てくるようであれば、もちろん今、平生宿舎に6所帯9人、第2大野のほうに12所帯23人、両方合わせて18所帯で32人の方が、今入居されております。したがって、おっしゃるように、この定住対策に結びつけていかなければいけませんから、窓口もしっかり明確にして、相談を受けながら相談をしながら、各課と連携をして、例えば空き家の活用も含めてですね、本町でしっかり定住をしていただくように円滑に町内で住み続けていただけるような方向も考えていかなければいけないというふうに今考えております。できるだけ何とか今の流れの中で、1番いい方法を考えていかなければいけないというふうに考えておりますので、定住対策を含めて視野に入れて取り組んでいきたい、このように思っております。

議長（福田 洋明君） 淵上正博議員。

議員（8番 淵上 正博君） では再質問をさせていただきます。

現在当町では、人口が急激に減ってきているように思われます。雇用促進住宅の住民の方々が当町に続けて住んでいただくには、町営住宅への移住が得策ではないかと考えられます。2021年といえば、あと5年もあります。今32名18所帯だと言われましたが、この18所帯分の居住対策といえば、現在の当町では大変だと考えられますが、しかし雇用促進住宅を追い出される人たちの住居の確保は喫緊の課題ではないかと思えます。即、対策に取りかからなければいけないと思えますが、当町の方針はどのようになっているかをお聞かせ願います。

もう1点、第4次の平生町総合計画、後期基本計画の良質な住宅環境整備では、平成26年の

町営住宅入居率は77.5%、平成32年度の目標値、これは96%となっております。また町営住宅の適正管理については、老朽化が著しい町営住宅については、計画的な修繕を実施するとともに、耐用年数を経過した町営住宅の解体、既存入居者の移転を進めると、このようになっております。しかし、解体をして町営住宅を少なくして、また分母を少なくして、目標値の96%に近づけたんでは、住民サービスのこれは低下につながるのではないかと私は考えております。この点についてはどのように考えておられるのか、2点目の質問とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 町営住宅の現状について、それからこのケースでどういう適用にしているのかということも含めて、先ほど言いましたようにきちっとこの対応については、相談の窓口を設定をして、これから協議をしていきたいというふうに思っておりますが、現状については建設課長のほうから答弁をいたします。おっしゃるように町営住宅の適正管理、そしてまた今それぞれ町の議案の中にありましたが、用途廃止に向けての対応等させていただいておりますけれども、なかなかこういう現状ですから、パイそのものをどんどん広げていくということにはならないと思いますが、しっかり有効活用していく方法はやっていきたいというふうに考えております。

議長（福田 洋明君） 瀬戸建設課長。

建設課長（瀬戸 孝博君） ただいまの御質問でございますけれども、まず雇用促進住宅の廃止に伴う町営住宅への入居、優先入居はできないのかという御質問でございますけれども、優先入居につきましては、国のほうから通知をされております。この通知の中で、公営住宅法の第25条1項の規定に基づく選考において、優先的に配慮してほしいとなっております。同文は公募を行った結果、応募戸数が入居戸数を上回る場合とされております。そのため公募せずに入居する特定入居の扱いとはなりません。このため入居条件である、所得条件や同居、親族要件に具備していない人や、他の条例に規定する入居条件に合わない、そぐわない場合は、入居ができないと思われま。本町では現在応募戸数が入居戸数を上回る場合の優先入居枠を設けた入居は、ただいま行っておりません。また、山口県近隣の市町も行っていないのが現状でございます。

それと、空き家の町営住宅の今の現状ですが、空き家が多い町営住宅は、特には主に中村団地、田名住宅でございます。中村団地、田名住宅につきましては、建設年度が45年から50年に建設された建物でございます。耐用年数を超える、また耐用年数を近く迎えます。建築基準法改正前に建築され、現在耐震基準を満たしていない住宅でありまして、現状判断において大規模修繕が必要な住宅につきましては、退去後の入居募集を見合わせているところでございます。以上でございます。

議長（福田 洋明君） 淵上正博議員。

議員（8番 瀧上 正博君） 今の答弁を聞かせてもらってみますと、何か町営住宅は全部潰して入れないような感じを受け取ったんです。事実は、それが事実ではないかと私は思いますけどね。現在において当町の人口減を食いとめる対策としては、この住居の確保、これが大きな課題だと私は思います。平生町の未来戦略においても、空き家対策については具体的な対策が盛り込まれております。しかし、町営住宅の確保も、私はこれは大変な重要な問題だと思いますよ。この双方をかみ合わせて定住対策が進むように、これからの対策をぜひよろしく願いをいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

次の質問は、医療費削減対策はということで、ジェネリック医薬品の推奨はということで質問をさせていただきます。現在平生町は、山口県の中でも健康寿命がトップとなっております。これはほんとに喜ばしいことだと私も感じております。健康寿命については、町内のいろんな方々と、今私はお話をさせていただいておりますが、必ず出てくるのが医療費の問題です。健康生活と医療費の増大とは切り離せないものがあるとは思いますが、病気の早期発見により、健康寿命が延びていく、これが一番いい、望ましいことではないかと今考えております。しかし、町内の医療費はこの最近について見ますと、県内でも上位に位置づけております。当町においても、医療費削減対策を進めていくべきだと今考えておるところでございます。

これは私ごとではあります、この2月に入ったときに1週間ぐらい熱が下がらないことがありました。そのときとうとうどうしようもなく病院に駆け込んだことがあったんですが、そのときのことで。診察を受けた後にまた問診票のようなものを渡されました。その中に書かれていたことですが、あなたはジェネリックを知っておりますかと、そして次に今回はジェネリック薬品を使用しますか、このように書かれておりました。私は即ジェネリック薬品としましたが、このとき一番驚いたのは、そのときもらった薬代のことです。今までの薬代の約半分以下でした。私もときどきは医者にかかりますけど、薬代がこれだけ安かったのは初めてのことでした。町のほうもいろいろと宣伝、お知らせ等に力を入れられておられるようですが、私が経験を踏まえて考えてみますと、広報等でお知らせをすると同時に、医療機関で皆さんに伝えることが一番効果があるように思えてなりません。ぜひ医療機関へ要請をしていくべきではと思いますが、町の考え方をお伺いをいたします。

もう1点、町内の、また近隣の医療機関で、ジェネリック薬品の使用量または調薬量と申しますか、全体の薬剤料金に対してのジェネリック薬品の普及率がわかれば、ぜひお伺いをしたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） ジェネリック薬品について、医療費の軽減対策の一環として活用していくべきではないかということで、具体的な普及率等については健康福祉課長のほうから、これは

町民課長、町民課長のほうから答弁をいたしますが、平生町はジェネリックの利用率は大変、県下でもトップクラスだというふうに聞いております。したがって医療費がたいぶ下がらんにやいけんところだろうとは思いますが、直結はなかなかしてないのが現状でございます、引き続き、今差額通知の制度とかいろいろ健康保険組合のほうでやったりしておりますから、引き続きこういった差額通知、あるいはまたジェネリック医薬品の希望カードというのを配布してやったりしております。それらを出してジェネリックの薬剤を使用していくということで、これからいろんな意味で、私なんかも途中で医者、お医者の方が勝手にジェネリックにしましよとかが言ってくれる場合もありますし、それから薬局でジェネリックにしましよと言われるケースもありますので、またぜひそうしてくださいということでお願いをしてやっていますから、もっとその辺はしっかり普及をしてくれるように取り組んでいきたいというふうに思っております。普及率等については、町民課長のほうから答弁いたします。

議長（福田 洋明君） 石杉町民課長。

町民課長（石杉 功作君） では、平生町の後発医薬品の普及率でございますが、12月診療月でございますと、平生町の県内でのランキングは1位でございます。後発医薬品の利用率が64.1%、県内平均が57.6%でございます、平生町といいますが、この東部地区は非常に高い利用率でございます、田布施町、平生町も非常に高く利用率をほこっております。

このジェネリックの医薬品につきましては、国民健康保険だけではなくて、全ての医療保険者、医療機関について促進を図る必要がありますので、実は県の協議会がございまして、県の薬務課というところに、山口県後発医薬品使用促進連絡会議というものが組織されています。この中には、県の医師会、歯科医師会、あと薬剤師会というものを組織して、この中で国保だけでなく全ての医療機関が、後発医薬品を有効的に促進をしていこうという動きをしております。以上でございます。

議長（福田 洋明君） 淵上正博議員。

議員（8番 淵上 正博君） ではちょっと再質問と言いますか、最後の質問。

ジェネリック医薬品の推奨といっても国保会計全体から見れば、小さいかもしれません。少しずつ対策を進めていくことが国保会計の歳出を抑えていくことにつながってくると思います。今言われましたが、当町は64.1%の普及率と、このようになってると言われましたが、しかし今町民の皆さん方から高い高いと言われている当町の国民健康保険税を、少しでも安くしていくためにはまず対策、一步踏み出すことが今、必要ではないかと思えます。ぜひこれを100%に近づけるような努力をしていってもらいたいと思えます。これで、質問を終わります。

議長（福田 洋明君） 次に、岩本ひろ子議員。

議員（12番 岩本ひろ子さん） それでは通告によりまして、人事評価制度について2点お伺いいたします。評価制度と職員給与の関連についてですが、職員給与については、成果を上げてくる職員も、そうでない職員も一律に特別問題のない限り、勤続年数により給与が上昇していく仕組みとなっています。それが行政の非効率となってあらわれてくるのではないかと考えます。職員の給与改定については、一律ではなく、評価によって処遇が変わるという仕組みが必要だとも考えられます。

今年度より、人事評価制度の実施に取り組みられますが、上司による評価ということだけでは上ばかりを向いた職員が優位となってしまいます。町民にとって有益な職員により評価をしなければなりません。そのためには、同僚や他部署、場合によっては上下関係のない外部の意見も取り入れて、客観的な評価とその評価に応じた給与というようにしていかなければと考えます。それならば、町民にとっても税金の使い方として納得できるのではないのでしょうか。

そこでまず1点目に、職員の給与改定については、一律ではなく、相対評価をして限られた給与を配布すること。2点目に、上下関係のない外部評価の活用についてを町長の考えをお伺いいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 人事評価制度に関連をして2点お尋ねでございます。きょうも、今朝ほど提案理由の中にもありましたように、地方公務員法の改正というものを受けて、地方公務員法の法律の公布を受けて、今人事評価についての取り組みが進められております。既に、国、県においては、平成21年度から導入されておりまして、本町では24年度から管理職において一部実施、その他の職員については、平成26年度から今試行という形で実施をさせていただいております。この施行日が、平成28年4月1日ということですから、本町においても来年度から全職員を対象に人事評価制度を実施をしていくということになります。

人事評価制度については、改正後の地方公務員法におきまして、任用、給与、分限その他の人事、管理の基礎とするために、こうした勤務評価、成績の評価をするんだという規定がされております。任用、給与、分限、その他の人事管理の基礎とするということでありますから、その評価結果は当然こうした任用や給与にも反映をされていくということになります。

ただ、この人事評価制度の目的といいますか、それはそういう形で1つの差をつけていくということよりも、能力、実績に基づく人事管理の徹底を図っていく、そのことによって職員の人材育成、これがやっぱり最優先で考慮されるべきことというふうに受けとめております。そのことが結果的に職員みずからが主体的に取り組んでいこうという取り組み、あるいは組織の結果的な活性化につながっていくというふうに考えておりまして、そこをやっぱり1つの大きな眼目にして、人事評価制度については公正に適正に実施をしていきたいというふうに考えております。

評価に当たって、外部評価を含めて考えていけということでございます。今外部評価も客観的にやるとすれば、外部の、ただ仕事ぶりとか仕事の中身について、これまたそういう意味じゃよくわからんという格好になります。そこら辺の評価の中の仕方についても、今評価者について、副町長をトップにして、職員7名で今、人事評価制度検討チームをつくって、ここで今、上司の評価等について、あり方について、今諮問をいたしております。ぜひ客観的、公正な評価ができるようにという私からの諮問を出しておりますから、この辺の答申が間もなく受けることにしております。答申の結果を十分吟味をして対応をしていきたいというふうに考えております。

議長（福田 洋明君） 岩本ひろ子議員。

議員（12番 岩本ひろ子さん） このたびの行政改革実施計画にありますように、人事評価制度に実施に取り組まれますが、プログラムを見ますと、評価する者、される者、評価する者は公平、公正な評価ができるような研修をしていくし、される者は人事評価の目的等を正しく理解する、研修をするというようですが、町長、何を期待されてるのでしょうか、お伺い、それを上ばかり見ていくような状況になっていくのではないかと思います、評価されることに目を向けてくようになるのではないかと思います、町長はその辺は何を期待しておられますか、お伺いいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 先ほども申しましたように、評価につきましては、やっぱりこの公平性、客観性の担保というのは、これは大事ですから、これはこれでしっかり今言いましたように検討チームで検討させておりますから、それを踏まえて結果を踏まえて対応していきたいというふうに思っておりますし、先ほど言いましたように、やっぱり能力、実績こういうものをしっかり把握をして、住民のサービスの向上につながるような職員のあり方、高い能力を持った職員を養成をしていくと、職員の人材育成という部分を最重要課題として取り組んでいければというふうに考えております。

議長（福田 洋明君） 岩本ひろ子議員。

議員（12番 岩本ひろ子さん） それも大変大切なことだと思いますが、評価したりされたりする研修より、町民にとっての有益になる職員の育成に努めていてもらいたいと思います。要望で質問を終わらせていただきます。

.....
議長（福田 洋明君） 次に、中川裕之議員。

議員（6番 中川 裕之君） それでは、通告にしたがって質問をさせていただきますが、その前に広報ひらおの2月号、先ほどちょっと出ておりましたけれども、平生町中学校がキャリア教育優良校として文部科学大臣表彰をお受けになったということが、この広報ひらおの2月号で紹

介をされております。ここ1年、2年ということではなくて、やはり7年、8年と長い間の関係各位の皆様のご御努力が、こういう結果につながったというふうに思います。お喜びを申し上げたいと思います。おめでとうございます。

それでは、通告1番、太陽光発電の設置状況について。普及と安全をどう両立させるか、環境に配慮した開発ができているのだろうか、ということについて質問をさせていただきます。

今メガソーラー、太陽光発電は、これは本町もちろんでそうではありますが、全国的にかなり普及をしてきておるようでございます。そしてこの平生町では、三、四年前に曾根沖の工業団地にユアサ商事さんがわざわざ議会のほうに出向かれて、開発したいという旨の話合いがあったと。そしてこれがこの太陽光メガソーラーのスタートぐらいになったというふうに記憶しております。続いて阿多田島へ山口住機さんとか、そして同じく曾根地区に株式会社協和エクシオさんという大規模なものから個人の私有地に小規模なものまで、開発が進んでおります。車で走っていても、ちょっと1週間、2週間しましたら、ここにもできているという状況で、平生町、それから柳井広域、田布施あたりでも普及が進んでるところであります。この設置の状況は大きく3つに分けられると思います。いわゆる自己私有、私有地、自分で所有している場所に自己資金でもって大規模な開発をする。こういう開発事業者さんを1つと。そして、小規模ではありますが、いわゆる自宅の屋根とかに自分の自己資金で設置をされるという、こういう小規模なものが1つと。そして土地をいわゆる会社、開発の事業者さんにお貸しをして、貸し与えて設置をすると、こういうふうに3つぐらいにタイプが分けられるのではないかなというふうに思っております。

いろんな開発設置がありましようが、普及をすればするほど、町にとっては、先ほどの町長の最初のあった話にありましたように、固定資産税等の税収面の増加につながるだろうと、厳しいまちの財政に少しでもプラスになれば、大変結構なことだなというふうに思います。引き続き、開発が進んでほしいというふうには思っております。

ただ、この全国的に見た場合に、このパネル発電、規制緩和も手伝って全国でも急増をしているようです。問題も発生しているというような地域もあるというふうなことも聞いております。この制度は売電価格が固定価格買い取り制度によって、高く設定をしてあると、かつ早く発電を開始したほうが利益が出やすい仕組みになっていて、一刻も早くしかも広い面積で開発したい、そういう業者さんが全国で出てきておると、これは当たり前前の自然の原理であると思いますが、この利益を優先する余りに、地域の環境に配慮することがおろそかになっている事例も起きているということのようではありますが、本町では今、見渡す限りにおいては、スムーズに進んでいる気もしますが、ここ三、四年の開発状況の中で、どういうふうな状況でしょうか。お尋ねをいたします。

議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。再開を2時10分からいたします。

午後1時54分休憩

午後2時10分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。山田町長。

町長（山田 健一君） 太陽光発電の設置状況についてということで、本町の状況について御質問をいただきました。太陽光発電、御指摘のように、全国的にも大変広まりを見せております。特に、固定価格の買い取り制度がスタートすることによりまして、かなり普及が、一気に広がっていったという状況がございます。本町も、今、メガソーラーが8基ございまして、そのほか、いわゆる農地転用の状況を見ますと、平成24年度が2件、25年度が6件、平成26年度で47件、27年度で25件ということで、少しピークアウトはしているかなという気はしますけれども、町内における状況については、今、そういうことで、結構、農地転用をしながら設置をしたりというようなことで、基本的には所有者の同意があれば設置できるということでございまして、それを受けてこういう形になっております。今のところ、景観等々含めて苦情等は寄せられておる状況にはありませんので、一応そういう状況であります。

議長（福田 洋明君） 中川裕之議員。

議員（6番 中川 裕之君） 平生町においては、今、町長がお答え、答弁いただきましたように、順調にいったらと。固定資産税等の税収面につながりますし、どんどん開発が進んでいったらほしいと思います。

ただ、全国的に見ると、愛知県の新城市。これはやっぱり地域の環境に配慮しないような開発がいろいろ行われておったということで、市が再生エネルギー推進条例というものを策定したと。こういう例も出てきております。

そうして2週間くらい前ですか、朝のニュースでやっておりました。はじめての訴訟問題、いわゆる兵庫県の姫路市、それで太陽光パネル反射光害、「公の害」じゃなくて「光の害」、これで訴訟に発展したということで、恐らくこれが太陽光訴訟については第一例目ではないかと思っております。テレビで大きく取り上げておりましたので、ニュースで。

室温が52度、室内温が上がるということで、52度の部屋に、その住宅地のすぐそばに数千枚のパネルが設置されて、それによってそういうようなことが起きたという例も起きておりますので、できるだけ、そういうことがないように開発は進めていただいて税収はいただくと、こういうことで、ぜひ進めていっていただきたいと思っております。今の一番の質問は、それで終わります。

次の、子育て支援についてということで、2番目の質問に移らせていただきます。

若者の出会いから結婚までの具体的なサポート、そうして病児病後児保育を初めとする保育

サービス事業、そして、児童手当のような経済的支援全般について、子育て支援についてお伺いをいたします。

この子育て支援、少子高齢化、人口減少社会ということで、そういうところへ突入していつているというような、全国的に状況があります。この国の施策目標の中にも、減少傾向に歯どめをかけて出生率も1.8ぐらいにしたいというふうに、中央のほうでもいろいろな施策を考えておられるようです。1月早々から始まりました国会、衆参両院の委員会の集中審議においても、そういったいろんな場面で、そのような発言が飛び出しておりました。そこで本町の具体的な子育て支援についてお聞きをしたいと思います。

この平生町の未来戦略、この中から第4章、政策目標1、若い世代が安心して結婚、出産、子育てができる環境の整備。基本戦略の4として子育て応援プロジェクトの中に14事業が記されております。これは全部聞きますと、時間も相当かかります。あとの質問者もいらっしゃいます。ですから、常識的な質問時間の範囲で進めたいと思いますので、中から、人的な質問が2事業。そして経済的な支援と思われる4事業、これについて、まず病児病後児保育の検討というのがあります。これは閉会中の総務厚生委員会の中でも、いろいろ担当の方からの説明を聞いて、進捗も進んでおるということは承知をしておりますが、その後の経過、そして将来の展望、こういったものを、お聞きをしたいと思います。そして、同じく、その事業の中に子育て短期支援事業というのがあります。この子育て短期支援事業というものは、具体的にどういうものかということをお聞きをしたいと思います。そうして、経済的支援に入るのであろうと思われる4事業、児童手当支給事業1つ、乳幼児医療費の助成事業、もちろん就学前の子供さんの医療費の助成事業だということだったと思いますが事業。3番目に児童扶養手当支給事業、そうして4番目として、私立幼稚園就園奨励費補助金交付事業、大変長い事業であります。この4事業、これを簡単に教えていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 子育て支援に関連をして、今、御質問をいただきました。

若者の出会いから結婚までの具体的なサポートから病児病後児云々とありますが、それぞれの未来戦略にかかわる子育て支援のそれぞれのプロジェクトについての諸施策については担当課長のほうから説明をさせたいと思っております。

私のほうからは、前段の若者の出会いから結婚まで、今、お話がありましたように出生率を上げようということですが、そのためには結婚をしてもらわんとはいけません。未婚率が、この地域は、いろいろ国勢調査等で見ても、非常に高い地域であります。それだけ男女の出会いの場が少ないということもあるのかなというふうに思っております。平成26年度から、ここの柳井広域圏で、1市4町で婚活イベントをやっております。

これは、実は大変、毎回定員がオーバーになって、場合によっちゃ抽選しなきゃいけないということで、大変人気が高いイベントに今なっております。何ほか、その中でカップルができて、結びついてうまくいったというケースもあります。

来年度も計3回予定をしております、そのうちの1つは平生町でも引き受けてやるということになっておりますから、できるだけ多くの若い人が参加をしてくれるように、1組でも多くのカップルが成立をしていくように努力をしていきたいというふうに思っております。それぞれの子育て応援についての支援事業については、それぞれ説明をいたします。

議長（福田 洋明君） 田代健康福祉課長。

健康福祉課長（田代 信忠君） それでは、それぞれ子育て支援諸施策の保育サービス事業別内容等御説明いたしたいと思っております。まず最初に、病児病後児保育事業でございます。

子供が病気の際に保護者が就労等によりまして看護が困難な場合に保育園、また幼稚園、また小学校に通園、通学できない子供を町の委託する施設で預かる事業でございます。これにつきましては保護者のニーズも高いということから、来年度、平成28年度より柳井、田布施、平生の1市2町共同で運営を開始する予定にしております。利用料金は現在、協議はしておりますけども、1日当たり2,000円ということで行っていききたいと思いますし、また非課税世帯の方は全額免除を予定しております。

次に、子育て短期支援事業でございます。ショートステイとっておりますけども、保護者の病気、また仕事、また出産とか、看護、事故、災害等の理由によりまして、家庭において子供を養育することが一時的に困難になった場合、児童保護施設等で一時的に保護する事業でございます。この事業は、近年は、利用者はございません。今後、利用見込みも少ない事業ではございますけども、引き続き実施しております。現在、実施しております。利用料につきましては、町民税の非課税世帯2歳未満が1,100円、2歳以上が1,000円、その他の世帯は2歳未満が5,350円、2歳以上が2,750円というふうになっております。

次に、児童手当支給事業でございます。この制度は、昭和47年に施行されたものでございますけども、次代の社会を担う子供の育ちを社会全体で応援する事業でございます。中学校第3学年終了前までの児童の養育者に支給するものでございます。支給額は、3歳未満が一律1万5,000円、3歳以上、小学校修了前までが1万円、ただし第3子以降は1万5,000円。中学生は一律1万円ということでございます。対象者、今現在、約1,400人おられます。この事業は24年度からの児童手当ですけれども、その前は子ども手当とっておりました事業でございます。

次に乳幼児医療費の助成事業でございます。就学前児童の医療費の一部を助成いたしまして、乳幼児の保健向上と児童福祉の増進を図る事業でございます。これは、昭和48年度から始まっ

たもので、父母の町民税の所得の割合によりまして、支給額が決まっております。小学校の就学前の児童を持つ家庭が対象でございます。現在、受給者は約440人程度でございます。

最後に児童扶養手当支給事業でございます。これもかなり、昭和37年に施行された古い事業でございますけども、ひとり親家庭の児童の福祉の増進を図るため、手当を支給するものでございます。児童を看護している母、父など、養育している方で、児童が18歳に達する日まで手当を受けるものでございまして、所得額に応じまして、児童1人の場合が4万2,000円から一部支給ということで、9,910円、これ月額でございますけども、そういった支給額になっております。以上でございます。

議長（福田 洋明君） 角田教育次長。

教育委員会次長兼学校教育課長（角田 光弘君） それでは、お答えしたいと思います。

私立の幼稚園就園奨励費補助金交付事業でございます。こちらにつきましては、保護者の経済的負担の軽減と幼児教育の一層の推進を図るため、私立幼稚園に子供が通園している保護者に対しまして、一定条件のもと、入園料及び保育園料を減免するものでございます。

平成12年度から事業開始しております。この事業は、私立幼稚園が世帯ごとに入園料および保育料を減免した分につきまして、町が各私立の幼稚園に対しまして、補助金を交付するものでございます。減免対象の用件でございますが、園児が保護者とともに平生町内に住民登録があり、認可された私立の幼稚園に在園していることが用件となるものでございます。

減免区分につきましては、それぞれ基準がございまして、大きく6つの階層がございまして、生活保護を受けている世帯であったりとか、町民税が非課税の世帯、また所得割が非課税、所得割の額が一定基準以下、6階層に分かれまして、それぞれ補助限度額が定められております。

平成27年度におきましては、見込みでございますが、26人に対しまして、約180万6,000円程度の補助金を私立幼稚園に交付する予定でございます。以上です。

議長（福田 洋明君） 中川裕之議員。

議員（6番 中川 裕之君） いろいろ、説明を聞きました。また詳しく聞きたいところもありますが、一応、後にも質問者控えておられますので、また、総務委員会等で、またやりたいと思っております。次に同じく、今の未来戦略の中の第4章、基本戦略5、平生っ子育て・学びプロジェクトの中から、この13事業あります。

この中から1点だけ、国際理解英語力アップコーディネーター配置事業ということについてお尋ねをしたいと思います。

実は今、平生幼稚園は民営化して、漢字の平生幼稚園から平仮名のひらおですね、ときにうちうみ会さんの……（発言するものあり）保育園、平生保育園が民営化をして、そのときにうちうみさんが、一応、支給を受けられたということで議会のほうへ説明に来られましたね。そのとき

の責任者の方が、抱負を述べられたときに、いわゆる語学力ということで英語教育を考えておるんだというふうな発言があったかと思います。私は、ちょっと突っ込んで質問をした記憶があるんですが、そういうことを含めた状況の語学力アップコーディネーター配置事業はそのときの流れで来ておるものなのか、それとも、これは単独の、今回の未来戦略の中でのことなのか、その辺をちょっとお尋ねをしたいと思います。

議長（福田 洋明君） 角田教育次長。

教育委員会次長兼学校教育課長（角田 光弘君） それではお答えいたします。

御質問の平生保育園の民営化の際の説明会で、ひらお保育園の責任者の発言として語学力を身につける事業を考えているということとのございます。私はその発言の情報に接しておりませんので、どういうことで発言されたかについては理解いたしかねますが、この未来戦略に掲げておりますのは、平生っ子育て・学びプロジェクトの1つでございまして、国際理解英語力アップコーディネーター配置事業、小中9年間を見通した英語教育の推進とあわせまして、幼児期からのスタートイングリッシュによりまして、平生の子供たちの英語力の向上を目指す、そういう趣旨のもとに、この未来戦略の1つとして掲げているものでございます。ですから御質問のひらお保育園の件とは、直接関係はございませぬし、未来戦略として、町の単独事業として掲げているものでございます。以上です。

議長（福田 洋明君） 中川裕之議員。

議員（6番 中川 裕之君） とにかく子育て支援、これはやはり国も相当、力を入れておられます。町としても、町長もいろんな場面で子供は町の宝という、そういうフレーズの言葉を町長はよく、そういった場面でよく使われます。私も全くそのとおりだと思います。町の宝でありますので。地域で子供を育てると。これはもちろん未来戦略の、すばらしくいいことが書いてあります。ぜひ、この戦略に沿って平生の子供をたくましく、一緒に育てられる、そういうところでよろしくお願いをしたいと思います。

以上で終わります。（発言するものあり）いや、結構です。

.....

議長（福田 洋明君） 次に、細田留美子議員。

議員（9番 細田留美子さん） それでは通告しています児童館と児童クラブについてお尋ねいたします。児童館については、平生町子ども子育て支援事業計画の中で子どもの居場所づくりのほうにあります。子どもの遊び・活動の場の整備の事業実績として児童館事業の利用人数が、平成23年度に3,706人、24年度に4,902人、25年度に4,207人で、平成26年度の目標が6,025人となっております。この目標を達成するために児童館の活動にどのように取り組まれたのでしょうか。

各地の児童館の運営状況を調べてみますとゼロ歳から18歳を対象に、子供の居場所となる取り組みを始め、子供の育ちを支援する拠点として関連するグループ活動を応援したり、地域としっかり結びついた活動をしているところもあります。児童クラブを抱えているところではクラブ以外の子供との関係に悩んでるとも聞いています。平生児童館も、児童クラブのための施設と認識している人がたくさんいます。まず児童館の運営理念とどういった事業を行っているか、児童クラブ以外の子供たちの来館数など、現状を質問いたします。

次に児童クラブについてお尋ねいたします。第4次平生町総合計画の実施計画書では大規模児童クラブ分割という事業名があります。子ども・子育て支援新制度に伴い、大規模化している平生児童クラブを低学年、高学年の2クラスに分割し、サービスの充実を図るとあります。昨年か、4、5、6年生の児童が入りました。人数の変化や教室の状況など以前と変わったことと思います。課題や問題はないのかお尋ねいたします。

また、佐賀では保育園の2階を利用して児童クラブを行っています。これについても課題はないのか質問いたします。以上、児童館の理念と現況、児童クラブの現状と課題についてお尋ねいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 児童館と児童クラブについてそれぞれ御質問いただきました。

児童館につきましては、御指摘のように18歳未満の全ての子供に対象として、健やかに成長して欲しいと、そういう目的を持った施設ということになります。子ども・子育て支援制度がスタートして、この受け入れ児童が今、拡大をしたということもありまして、大変、今、手狭な状況になっておるようでございますが、現状についてでございますが、児童クラブの児童が利用しておるのが、約6割、来館児童が約4割ぐらい、6：4の割合のようでございます。ただ、お互いに利用する児童クラブの子供と来館をする子供と、それぞれ極々、自然に交流が図られておって、いい形で、今のところ、活用をいただいておりますというふうに認識をいただいております。佐賀の児童館の利用については今、ほとんど参加者がいないという状況でございます。

児童クラブについては、今、御指摘のように佐賀保育園の2階でやっておりますけれども、これも課題はないのかということでしたが、やはり少し小学校から距離があるということございまして、この辺をどうしていくのか、現況を踏まえて、いろいろこういった開設の場所についても検討をしていかなければいけない時期かなというふうにも思っております。

平生の児童クラブについては先ほどありましたように、この受け入れ児童数が今度、拡大をされましたので、定員を100から110名ということですから、本当は40名ということでは3クラス必要になってくる。今、2クラスで2階と下とでやっておるというふうに聞いておりますけれども、この辺についても、これからこういったところをどうしていくのか、場所等につ

いて、しっかり各課、連携、協議をしながら場所の確保を図っていきたいというふうに考えております。

議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

議員（9番 細田留美子さん） 児童館の本来の目的というお話がございました。今、6割、4割で、4割が自由来館児というお話でございました。いい関係にあると、町長はお思いのようですけれど、4、5、6年が入って2クラスになったために、いろんな事業をする部屋が現実的にはなくなっております。

例えば、子育てのお母さん方が集えるような、そういった母親クラブ的なものを育成する場所もない。そういった状況に、今、児童館はなっていると、私は思っております。その中でどうしていくか、児童クラブと児童館の関係。いままでは、児童館と児童クラブの関係がうまくかみ合っていて、いろんな事業、いい事業をしていらっしゃるし、クラブもいろんなクラブをしていらっしゃるし、それは、すごい評価をしたいと思えますけれど、今、4、5、6年が入ってきて、部屋を2つに分割したために、使える部屋がなくなってる。児童館として活動する部屋がなくなっているのが今現状です。午前中はありますけれども、そういったのが現状です。今、3クラスぐらいにしたらどうか、場所の確保がおっしゃってありました、町長さん。その場所の確保についてなんですけれど、例えば学校はどうだろうか。今、児童数が減っておりますので、学校の空き教室はないだろうか。それは、すぐ、誰でも考えることだと思うんです。

県内の状況は、337、児童クラブ数がございます。その中で、児童館とか児童センターを使っているのは27、学校の余裕教室を使っているのが124、学校施設内の専用施設を使っているのが95、あと公有地とか、公的施設を利用しているところ、保育園、幼稚園を利用しているところもあります。変わったところで民有地、それから民家とかアパートとか、団地の集会室を使っているところもございます。

子供たちの安心安全、移動のことを考えると学校がいいんじゃないかなと、学校が望ましいんじゃないかなとは思いますが、空き教室があるかないか。子供の数は減少しているけれど、空き教室がなかなか、学校に聞くとないと言われると思うんですが、そのあたりができてこない、これからの展望、例えば31年までに何とかしないといけない、3クラスにするのなら、それを何とかしないといけないというのが今回の制度の改定ですので、そのあたりを教育委員会としてはどのように捉えていらっしゃるでしょうか。お伺いいたします。

議長（福田 洋明君） 高木教育長。

教育長（高木 哲夫君） 教育委員会として、子育ての一環としての児童クラブといいますが、放課後子ども教室という形で私どもは名称をつけているわけですが、小学校の工作室を使って、学校支援ボランティアの方々が大体月1回ぐらいのペースで、特に平生小にあっては

3年生、佐賀小にあっては全学年を対象とした工作とかいろんなことで子供たちに指導をしております。児童クラブとの関係となりますと、確かに6年生まで枠が拡大されたっていうことは承知しておりますし、その場所が手狭になっておるといことも伺っております。いきなり学校の教室を使えばということも、これまで何度も議論が重ねられてきたものでありますけど、特に平生小学校にあっては平成21、22年度において第一校舎を建てかえました。このときに、もうすでに児童数の減少というのは予測されておりましたし、実態としても減少しておりましたので、3階建ての校舎を2階建てに変更をしております。ですから普通教室も1階2階合わせて12教室しかございません。

たまたま、今年度の1年生が2クラスということで、1教室が空いてるといえば空いてるわけですが、でも、もともとあった教室が12教室に変わったということで、特活室、あるいはまた、その1つの普通教室も有効活用をしているという状況でございますので、現時点において平生小学校に空き教室がある、児童クラブに開放できる場所はないというのが正直な気持ちでございます。とは言いましても、これからの共働き家庭の子育ての支援のためには、何とかしなければいけないという気持ちは重々持ち合わせておりますが、その解決策がじゃあこれだということまで、我々としては、健康福祉課を含めて早急な対応ができていない状況にはない。しかし、そういった気持ちだけは、あるかないかおっしゃればあるとしか申し上げようがございません。

議長（福田 洋明君） 次に、細田留美子議員。

議員（9番 細田留美子さん） 済いません。今の中に佐賀の件が入ってなかったんですけど、佐賀のほうも、今、保育園の2階にございますので、あれをできたら小学校のほうに移すほうが、私はそのほうがいんじゃないかと考えております。保育所との関係もあります。児童クラブに通ってる子供たちが保育所に、終わった時に来て、ちょっとちっちゃい子ですから、騒ぎながら2階に上がります。下には保育に預かった保育園児たちがおります。危ないこともありますし、いろんな問題があると思います。玄関が1つですから。そういったことも考えると佐賀の小学校に児童クラブは引っ越せないかなというのが、私の思いです。今、健康福祉課とお話をとおっしゃってありました。健康福祉課もさんざん今まで調べて、今まだ、答えが出てない状況のようです。一体、どうなっているのかと思います。確かに財政面を考えたり、場所がどこがあるだろうかと考えたり、今からの出生数の推移とか女性の就労者の推移とかいろんなものを考えながら、どこかないだろうかと、健康福祉課もすごく悩まれているとは思いますが、ただ、悩んでいるだけじゃ、もう31年期限がございましてから、それではだめ。とにかく一歩でも二歩でも進まないといけないところだろうと思うんです。そのためにも、例えば学校だったら、教育委員会のサイドになりますけれど、教育委員会の権益があります。例えば、新しくつくとしたら、建設課との話し合いも必要となります。でも、それぞれがいろんな権益を持っていますので、その

2つなり、3つなりが話をするときには、それぞれの権益を持っていますので、なかなか難しい。調整していくのが。その調整をする役は誰かといいますと副町長だと思います。最高責任者は町長です。でも、事務方のそういった折衝をするのは副町長だと考えます。副町長は、こういったことについてどのように考えていらっしゃいますか。お願いいたします。

議長（福田 洋明君） 吉賀副町長。

副町長（吉賀康宏君） ただいまの御質問でございますが、先ほど、町長も申しましたとおり、場所等については各課連携して取り組んで協議をしていきたいと思っておりますが、当然、各関係課がありますので、それぞれの分野がございますので、その辺の、円滑に運営できるということになれば、当然私の役目でございますので、私のほうでまとめ役として目的達成に向けてスピード感を持ってやっていきたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

議員（9番 細田留美子さん） それでは、2番目の役場内の女性職員の能力開発について質問いたします。

これまでも同様の質問を、男女平等や人材育成の観点から何回か行っております。性別による雇用差別をなくす目的で男女雇用機会均等法が施行されて30年が過ぎました。また、男女共同参画社会基本法ができてからも十数年たっております。そうしたことを考えると平生町役場でも女性管理職が、この場の行政側の席に座っていても当たり前だと考えます。

平生町の全職員の約30%が女性です。なぜこの場に、女性職員の姿がないのでしょうか。女性は結婚退職や出産退職するので戦力にならないと、今でも思われているのでしょうか。職場への女性の定着率はうんと上がっているのに、役職については男女差が歴然とあります。国においても少子化対策や労働力の確保などの必要に迫られる内圧と、男女は平等であるという基本的な人権、そういったものと国連の勧告などの外圧で、今回、女性活躍推進法を策定、本腰を入れております。

この法律による平生町内の女性の職業生活における活躍についての中心計画の策定は努力義務となっています。平生町の対応はどのようにお伺いいたします。また、現状をお伺いいたします。女性職員の採用割合や管理職の女性割合、各役職団体の女性割合、男性の育休取得率。各課への女性の配置の偏りはないか。仕事内容に男女の偏りはないかなど、現状について、どのように調査分析されているのでしょうか。またその結果、問題があればお答えください。

以上、女性活躍推進法での平生町の推進計画はどのようになっているかと、女性職員の置かれている現状と課題を質問いたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 女性の活用についての個性、能力を生かして、十分発揮できるような職

場の条件をしっかりと作り上げていくべきだという御指摘でございまして、以前から女性の登用について御指摘をいただいております。今回、特に、また、女性活躍推進法というテーマも出てきておりますし、事業主行動計画の指針が出ておりますので、行動計画を改定をしまいたいというふうに思っております。女性の管理職に占める割合を30%目標という設定をさせていただいて、その環境づくりに取り組んでいきたいというふうに思っております。個々の現状については総務課長のほうから答弁をいたします。

議長（福田 洋明君） 羽山総務課長。

総務課長兼選挙管理委員会事務局長（羽山 敦紀君） ただいまの町長の答弁に補足して回答させていただきます。現在、女性の管理職がこの場にはいないということで、現状といたしましては課長補佐以上を管理職と捉えるならば、12.5%が現在の町職員での管理職的なところの位置づけになろうと思います。その他の団体のパーセンテージにつきましては各種審議会とかそういう団体もございますけども、おおむね30%近くまでは必要と認識しております。ただ、毎年メンバーが変わってくることもございますので、今、現状はそのくらいであろうというふうに認識はしております。それから、男性の育児休暇はとっているのかということでもありますけども、残念ながら実績としては、今の段階ではございません。以上でございます。

議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

議員（9番 細田留美子さん） 30%を目標というふうに、今、しっかりと伺いました。

今、育休は男性がとってないというお話でした。女性が職場に進出して、しっかりと男性と同じように働くためには、男性も家庭進出していただかないと、その2つが揃わないと、女性の力を発揮する環境にならないと聞いております。

また、女性をしっかりと活用している企業はしっかりと伸びているという現実もございます。こういった職員の、これからの増員が余り見込めない今の状況の中でどうやっていくかと。住民に対して今までどおりのサービスをしたり、いろんな役場内の仕事をしたりしていく上では、とにかく皆さんにしっかりと力をつけてもらわないといけない。その眠っているものは、特に眠っているものは女性の中にあると、私は感じています。今までも、町長さん、頑張っていて取り組んでおっしゃってたんですが、今回の計画と今までの計画はどれほどの違いがあるのか、どれほどの実効性を担保してるか、お伺いいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 当然人事にかかわってまいりますから、女性の、まずは目標を持ちながら、できるだけ女性が活躍できるような、能力が発揮できる部署を含めて、積極的に人事の検討を進めていきたいというふうに思っておりますけれども、やっぱり職員の意識といいますか、これが本当に大事だというふうに思っております。これは男性も女性も含めて、こういった分野で

の意識をしっかりと、もう少し改革をしていけるように取り組みを進めていきたいと。ただ、今、先ほど言いましたようにいろんな審議会とか委員会とか、こういうところでの女性を登用してやるのは、今かなり女性の登用率は高まってきておりますけれども、人事面でも何度か過去、そういう試みをしております。女性のほうも、よしやってみようという気になって頑張ってもらえる職員の意識といえますか、尻込みをしないで、どんどん積極的に出ていく体制というものが、環境ができるように我々も配慮していきたいというふうに考えております。

議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

議員（9番 細田留美子さん） 今、審議会、委員会などは登用が進んでいるというお話がございました。今、平生町では臨時職員、非常勤の職員など、そういったパーセンテージがかなり上がっていると思います。そういった臨時非常勤の女性の職員に対する配慮はどのように考えられているのかを最後にお伺いしたいと思います。

平生町が、女性の力をきちんと認めてくれるすばらしい町だということになれば、若い女性の定住も進むと思いますので、そのあたりのことは町長にしっかり旗振りをしていただけたらと思います。今回30%というお話を、そういった確約をいただきました。ありがとうございました。

以上、臨時非常勤をお願いします。

町長（山田 健一君） 総務課長のほうから答弁いたします。

議長（福田 洋明君） 羽山総務課長。

総務課長兼選挙管理委員会事務局長（羽山 敦紀君） 今現在、平生町として臨時職員を雇用しておりますのが、女性の割合としては70.9%となっております。

先ほど町長のお話でありましたように、特定事業主行動計画の中で、女性の登用率を30%にするということを目標にしておりますので、それに向けて取り組んでいきたいと思っております。

.....

議長（福田 洋明君） 次に、中本敦子議員。

議員（2番 中本 敦子さん） 通告書に従い、財政難の平生町をお尋ねしたいと思います。

私は、昨年6月、町議会議員の要職に就かせていただき、10カ月になります。皆様の声を届けたいという思いに変わりはありません。議員としてまだまだ勉強中の身、町民の声を踏まえ、町民にもわかりやすい質問をさせていただきます。

平生町の財政が、よもやこれほどの低空飛行を続け、いつ落下するのではないかと思う不安な状態にショックを感じています。町長在任17年が過ぎました。やり方次第ではここまで冷え込まなかったのではないかと。もう少し早く、対策がとれなかったのか。17年前から既に少子高齢化社会が全国にやってくることは想定されておりました。

17年前、平生町を預かるトップとして強い、強い決意があったはずですが。先日、財源なくし

て改革なしと単独市政を貫き、在任4期16年で県内トップの健全財政力を誇る市長が引退するというニュースが流れました。信念として、市民のための政治家でなければいけない。私利私欲に溺れず、初心を忘れず、人を差別せず、どんな声にも平等に耳を傾けるとの思いを常に持っていたようです。

平生町は、財源難のため、職員の給与を、6月ごろをめぐりにカットする交渉が進んでいることを知り、議会が説明を求めたところ、説明に来たのは町長でなく、副町長と総合政策課長でした。家族を抱えた職員の身を切る改革までになっているのに、町長は余りにも安易で無責任です。

先ほど、予算の説明の中で、聞き間違いがなければ、平成28年4月1日より1年間、町長は給料20%、副町長が15%、教育長が10%のカットを実施するというのですが、私はまず初めに、職員を道連れでなく、まず、町長みずから1人で、20%ではなく、大幅なカットを実践してほしかったです。

役場庁舎内の明かりが夜遅くまでついています。また、土日には数台の車が止まっています。土日出勤も多いのではないのでしょうか。超勤はどうなっていますか。大丈夫ですか。このような財政難の状況の中、県内にもありましたが、県外においてもトップが責任は私自身にあると給料、ボーナスを大幅カット、また退職金を辞退したところもあります。このような状態を、町長さんはどう思われますか。

一般町民に対しましても、例えば、敬老祝金が27年は1万円が5,000円にカットされていました。28年は、その上、支給年齢が上がるなど、しわ寄せが町民にも来ています。ささやかな楽しみと思うかもしれませんが、大変なことです。後を振り返るより前進する工夫が必要ではありますが、まず、反省なくして改善改革はありません。

そこで在任17年間に単独町政を決めた根拠と単独町政選択後の実績、自己評価をお尋ねしたいと思います。あわせて、働く場所がないので町外に出て行って人口が減少している。企業誘致など、県、国などへの働き、交渉を密にしましたか。

2つ目に、各企業の倒産や撤退に対しまして行政として、どのように努力や対策、フォローをいたしましたでしょうか。

3番目、協働のまちづくりについては、やはり、予算の中で状況説明を受けました。会議を何回開いた。アンケートを整理した。挨拶をする。どんど焼きをする。盆踊りをする。草刈りをする。今に始まったことではありません。こんなのはもう生まれたときから、3つ、4つの子でも挨拶はします。それはもう基本です。身についたものです。管理される組織より、信頼関係による実践が本物のような気がします。私はまだ住民にも聞かれるんですが、協働のまちづくり、その意味がわからなくて、わからん者がわからん人に聞いたってこんがらがらだけじゃないかと思って、本当にまだここは、私も勉強していきたいと思います。

これほどの予算を使って、本当に自発的に、住民が動けるような体制がこの17年間、今までにどうしてとれなかったんだろうか。お金を使わないとできないのであろうかと思っています。そして財源がふえる見通しがあるなら教えてください。以上、お尋ね申します。

議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。再開を3時20分からといたします。

午後3時05分休憩

午後3時19分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。山田町長。

町長（山田 健一君） お答えをさせていただきます。

財政難の平生町を問うということで、数点御質問をいただきました。御指摘のように、大変厳しい財政状況に立っておりますが、御承知のように、今財政の健全化指標というのがございます。これ4指標あるわけですが、いつも言われておるのは実質公債費比率、それから平生町では将来負担比率、こういうことになろうと思います。この指標をスタートしたときは、将来負担比率は200を超えておりました。今190ぐらいまで高どまりしておりますが、これはいろいろこの前から議会でも議論があったように、いろんな背景があります。実質公債費比率については、借金が随分あったわけですから、これが今16.2%ぐらいに落ちてきております。これも、当初十八、九%あったと思います。そういう状況できておまして、今日の午前中の報告でも言いましたが、財調についても1億3,000万円、2,300万円積み上げて3億7,000万円にという27年度末でしておりますが、当面は何とか、やっぱり最低でも5億は確保したいということで、今、取り組みを進めさせていただいておりますけども、やっぱり、こういう現状で将来のことを考えると、今やっぱり手を打っておかないと我々としてもこれから先のいろんな財政需要等を考えるときに、本町の将来が危ぶまれるという状況でありますから、これは、今皆さんにお示ししておりますように第6次の行革大綱と実施計画、さらには第4次総合計画等々、しっかりこれを着実に実践をしていくということによって、一つの状況、展望を切り開いていきたいというのが、今の基本的な財政に対するスタンスということになろうと思います。

それから、本町として17年間の間に単独町制を決めた根拠といいますが背景といいますが、これは、もともとは合併協議をして、何とか1市3町での協議が続いておまして、そこに向けて広域合併をしていこうという基本的な考え方というのは、当初から平生町としても追求をしていくというスタンスというのはしっかり持ってやってまいりましたが、なかなか協議が前に進まない、最終的には法定協議会が白紙に戻されるということになって、結局、最初から単独町制で行くという方向で平生町はスタートしたわけではありません。もともと合併を追求するというスタンスの中で対応してきたということでございまして、この合併協議会が白紙に戻った後、合

併協議が打ち切られたわけでありますから、当然、単独としてやっていかなきゃいけないということで、緊急行財政改革等含めて取り組みを進めさせていただきました。いってみれば、大変厳しい状況が続いておるわけで、その中でも今までいろんな施策を展開をさせていただいてまいりました。きょうも単独町制選択後の実績ということで御指摘をいただきましたが、いってみればちょうど10年が経過をいたします。この10年間というのは、第3次の総合計画の後半の部分から第4次総合計画の前半という期間にあたります。この期間で取り組んできたことでございますけれども、午後の頭に教育長からも先ほど質問に答えてありましたように、一つは大きなテーマとしては、安全・安心のまちづくり、一つは学校耐震化の推進ということで、今年度で100%達成ということに成果を上げることができました。これは教育長にも本当に尽力をさせていただきまして、お話がありましたようにコミュニティスクールの早期導入、定着に向けての取り組み、それから、きょうもありましたように地域協育ネットで文科大臣表彰、あるいはまた、今回のキャリア教育で文科大臣の表彰を受けるということで、かつてない大きな足跡を教育長も残してくれました。そういった意味では、教育行政において安全・安心のまちづくりという面から言えば、学校の耐震化が全部できたということは一つの大きな成果であります。同時に学校教育の推進に尽力をしてもらったというふうに思っております。

防災の関係で言えば、今ちょうどやっておりますが、防災行政無線、これも24年度から4年かけて、これも全部この工事が完了いたします。こういった防災面での前進、あるいは、先ほど出ておりましたが、保育園の統合の問題、民営化の問題、平生保育園を統合したこと、さらには地域の活性化に関連をすれば風力発電7基、メガソーラー8基、先ほどからありますように外部資本の導入ということで取り組みをさせていただきました。もちろん、産業まつり、今日も提案をしましたがサイクルフェスタ含めて、観光協会等々、あるいは地域の皆さんのやる気を出していただいております。頑張っておりますということでございます。

それから、何よりも協働のまちづくりということで、先ほどいろいろありましたけれども、条例を制定をして、この制定の過程も町民の皆さんにもいろいろ参加をいただいて推進プランを策定をし、そして今コミュニティ協議会の設置に向けて、今それぞれの地域で御尽力をいただいております。ということでございまして、本当にこういった時代で、地域で、ある意味ではいろんな新しい解決を求められておる課題も発生をしてくるという状況の中で、いわゆる公民館単位でのこうした協働のまちづくりを推進していくという地域力をしっかり発揮できるような状況をつくっていかうと、これも一つの大きなテーマであります。これは今ようやく、きょうも申し上げましたように4地区できて、あと2地区がこれから間もなく結成をされると、それぞれが地域のプランを持って活動していただけるということでございますから、これはこれでしっかりつくり上げていって、町としてもバックアップをして地域の、本当に皆さんのそうした活力が発揮でき

るような環境づくりを進めていきたいというふうに思っております。

いろいろと挙げてみればたくさんありますけども、これら一つ一つ、どれをとっても議会の皆さんの御理解、町民の皆さんの協力、こういうものがなければ進まないわけでありますから、皆さんの御理解と御協力というものを感謝しながら、一定の厳しい中ではあるけれども成果を得ることができた。ただし、我々が今、現実乗り越えていかなければいけない課題は依然として大きなものがあるというふうに認識をいたしております。それは自己評価も含めてそういうことで回答にさせていただきます。

議長（福田 洋明君） 中本敦子議員。

議員（2番 中本 敦子さん） お話を伺いよくわかりました。でも、今、財政難に陥ってるので儉約や我慢も必要っていうのはわかりますが、これにも限度がありますので、住民、議会、職員みんな我慢することはいとわないと思いますけども、やっぱり平生町を一步前に出すということは、財源をどのように得るか、財源がないと前へ進まないと思うんです。だから、そこらあたりを再度お尋ねしたいんと、私は、平生町商業センサスと工業統計調査を、先日、経済課のほうに行ってもらったんですけど、その中で従業員の数が変わらず生産量が少ない、事業所数も従業者数も変わらないのに年間商品の販売数は低い、これはどういうことかなと思ってるんですけど、本当、経営が苦しい、倒産に近い、だんだん倒れていくんじゃないかなっていうような不安もありますので、町長さんにおかれましてはこういう調査もの、これは商業センサスさんのほうは5年ごとに出てますけど、これは最新の24年度で下がってますので本当に苦しいと思うんです。だから、早いうちに手を打っていただきたい、官民一体っていうのは、本当は工業者、いろんな町民の声に耳を傾け、行政で助けられることはどこですか、相談に乗れますかっていうような話を、声かけをどんどん出ていってしていただきたいと思います。それから商業のほうは事業所数も従業員数も販売数も全部下降線です。ということは、だんだん店がなくなっていくかな、どこもかしこも消えていくかなって、こういうのを見て行政のほうで主導をとって平生町をつくっていただきたいと思います。今あるお金をいかに上手に回すか、それでは前に進めないと思うんです。そこらあたりをみんなで知恵を出し合って平生町のために頑張りたいなと思っています。それから、もう町長さんにはそこらあたりにも着手して、住民の声を聞いて、本当に初心に戻って頑張りたい思いでいっぱいありますし、私も新人ですので、初心を忘れずずっと持ち続けて頑張っていきたいと思いますので、手を携えて頑張っていけたらなと思っています。

2番目の質問で、空き家対策について（発言する者あり）お願いします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 最初の財源対策でございますが、財源確保というのは御指摘のように、

大変大事であります。できるだけ儉約、我慢はすることは当然のことではありますが、それ以上に財源確保ということで行革大綱、あるいは実施計画において示しておりますけれども、健全な財政運営に向けて町税等の徴収対策強化、使用料、手数料、適正化、新たな税の検討を含めてやっていきたいということによって、こうした安定的な財源をどう確保していくか、これが、この第6次行革の中心になってこようと思いますから、これはこれでしっかりやっていきたいと思えますし、御指摘のように下松の例を引かれて言われましたけれども、財源は大前提であります。下松は、本当にこの辺はありませんが、昭和50年代は、まさに財政再建団体になっていた時期があります。それから今日に至るまで、先般、井川市長とも私も大変なかよくしてきますから話をしましたが「あのときの苦しいつらいことを思えば、少々のは頑張ってやったらやれるいや」という話をされておりましたけれども、財源なくして施策なしという先ほどおっしゃったような言葉というのは本当に大事なことでありまして、夢を持って、とにかく頑張ってやってくださいという激励を逆にいただいておりますけれども、やっぱり、我々は学ぶべきことはしっかり学んでいきたいというふうに思っております。

それから、商業センサスの話が出ておりましたけれども、もともと平生町も昔はずっとここは皆お店屋さんがいっぱいあったんですが、大型店の進出に伴ってだんだん商店が減ってくるという現状がございます。いろんな流通関係含めて、大手のところだんだん進出をしてきて、全体的には小さな小売店、これはどこの地域もそうでありますけれども少なくなってきた。その中で、今言われておるのは、もともと昔はみんなやれていたというのは、地域で経済が循環してたんです。皆、お互いにあそこで物を買って、服は……商店で買う、……さんはここで金物を買うとか、この地域でそれぞれお互いに経済が循環していたからやっていける、今そうでなくなっておりますから、改めてそういった地域でできるだけ循環していけるような経済のあり方というのをもう少し考えていこうではないかということが言われております。この時代どれだけやっていけるのかなということもありますけれども、できるだけ地域でお互いに支え合ったり、助け合ったりしていく、そういう仕組みっていうのは必要だと思いますから、商工会の皆さんとも十分連携をとって、これからも町もやっていきたいというふうに考えております。

議長（福田 洋明君） 中本敦子議員。

議員（2番 中本 敦子さん） 何か期待しているのか、やっぱりこのまま並行で行くのかなと思って、今ちょっと不安な状態ではありますが、本当に平生住民のために全力でお互い頑張っていかねばいけな思っております。

続いて、空き家対策について移ります。平生町の今までの対策と、今後どのようにするか、予算の中でも少々説明されましたが、先に質問に対してお尋ねしております平生町の人口の推移、人口の推移っていうのは世帯の推移です。それから家の戸数の増減、新築も含め、それから、そ

のうち空き家は何軒か、空き家が地区別ではどこが多いか、その傾向はどのように分析されているか、空き家の原因は何でしょうかというような空き家対策をどのように考えているかを、平生町の人口の推移、そして戸数の増減、それを5年ごとに調べてほしいというように私はお願いしておりましたので、その件も含めて御回答いただいたらいいと思うんですけど、空き家対策を今後どのように考えるか、分析等を含めて今の4つ、平生町の人口の推移、戸数の増減、空き家は何軒か、空き家は地区別ではどこが多いか、空き家対策をどのように考えて、お尋ねした部分でお答え願いたいと思います。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 町民課長。それぞれ世帯数の推移とか人口とか空き家の率とかっていうのを、町民課長のほうからまず答弁をいたします。

議長（福田 洋明君） 石杉町民課長。

町民課長（石杉 功作君） 今御質問のございました、まず平生町人口でございます。平成26年度末からを起点に20年さかのぼって平成6年度から5年ごとの人口推移でございますが、平成6年度が1万4,068人、11年度1万3,958人、16年度が1万3,688人、平成21年度が1万3,099人、平成26年度は1万2,617人となっております。世帯数でございますが、平成6年度4,978世帯、平成11年度が5,271世帯、平成16年度が5,468世帯、平成21年度が5,508世帯、26年度が5,614世帯で、世帯数はふえてますが核家族化が進んでいるという状況だと思います。家屋の棟数でございます。これが税務課からのデータでございますが、平成6年度棟数が4,958、平成11年度が5,450、平成16年度が5,711、平成21年度が5,820、平成26年度が5,932でございます、これは棟数といえますと、例えば、増築したら別のカウントになりますので、1つの家屋で増築すれば2つにカウントということになります。これが現在の状況でございます。

その中でも空き家でございますが、今年度の事業で空き家データバンクの作成を業者のほうに契約して、今成果品を待ってる段階でございますので、この中の棟数は調査中でございますが、町民課のほうでつかんでる数字としましては、現在は苦情のある空き家と、いろいろ地区の方々から老朽家屋ということで苦情がある空き家の総物件数が今のところ27物件、そのうち対応物件が9物件ございます。未対応で18件ということでございます。対応済みを含めまして、平生のまち・むら地区が12物件、大野地区が2物件、曽根地区が6物件、佐賀地区が7物件ということでございます。以上でございます。（発言する者あり）

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 今、町民課長が申し上げましたように、空き家データベースの作成を実態調査をやって取り組みを進めております。空き家の一覧表と言いますか分布図等についても出

てまいりますから、それをベースにして、今日も午前中提案理由で言いましたように、具体的な対策協議会を設置をして、そこで具体的な対策についてこれから取り組みを進めていくということになると思います。対策を総合かつ計画的に実施するために、この計画を具体化していきたいというふうに考えております。

議長（福田 洋明君） 中本敦子議員。

議員（2番 中本 敦子さん） 私はもっと進んだお答えがいただけると思ったんですけど、今の状態ではこれから調査するというので、後手後手に回っているような気がします。私がお尋ねした部分では、例えば、自治会長にここは家はあるけども空き家になってる、この地区には空き家が何軒、本当に業者にお金で委託しなくても自治会長に空き家がどこにありますか、どこの倉庫は住むようになってるけど使われない、そういうふうに住民の力を利用したらお金を使わなくてもいろんなところの情報が得られると思うんです。私は今日ここでそのデータをもとにお尋ねしたかったのは、そういうところは道路が整備されているか、上水道が通っているか、生活環境が整っているんだろうか、家族関係はどうだろうか、完全に空き家なのか、空きじゃなくて長男がいますよ、いや大阪にいますよ、東京にいますよ、土日は帰って来るんですよってというような空き家にも、ただ空き家一つで片づけるんじゃなくていっぱいあると思うんです。田畑があれば、光に住んでるけども田んぼはつくりに戻って来ていますよとか、そういう部分の調査を行政のほうでして、それが本当に行政と自治会とか町民とが一体となってお金を使わなくても調査物ができるというような、調べることによって、また調べた人は関心を示す、いろんなことに興味を持つ、そういうふうな部分だったら私は住民に心ばかりの調査費用、1軒当たり100円でも20円でもあげるってというような、電話代はあげるとかゆうようにして、地域ごと、平生町住民が全体で動けるってというようなそういうような発想とアイデアとかいろんなものを住民から求められたいと思うし、こんな簡単なことは職員の中にも考えてる人いると思うんです。でも、それは多分発言しにくい雰囲気にあるんじゃないかなってというような気もしますし、そういうことをしたら、町は本当に節約できるところはできるっていうようになるんじゃないかと思います。本当に固定資産を見直す、何をやる、町民税が上がる、そんなの若者出て行きますよ。子供たちも既にここに住みたくはない、どっかお父さん、お母さんを見れる場所に、柳井か岩国あたりまでなら家をあっちにつくりたいとかいう人がいるんです現に。だから、平生は、駅の近くだったらマンションがいっぱい建ってますよね。マンションじゃったらばあっと人数がふえますよ、マンションが入ったら。通勤圏はいいんです。本当に平生は空気がきれい、海がきれい、住みよい町だと思います。でも、その住みよいまちをどうやってPRするかっていったら、ここには空き家がありますよ、ここには何がありますよ、そういう情報を町のほうは収集したらいいたいと思うんです。きょうは町長さんも言われましたが、今46軒住宅が空いてる。そのうち緊急のために

2軒はとってるけども使えない住宅が四十何軒あり、もう入居できない住宅があるって言われましたけど、そこらあたりも町営住宅の空き家はお金がかかるから補修対応できない、補修費がものすごいかかるし、1万円以下の家賃では追えないんだってというような話もありますが、空き家を1年放棄すれば住めなくなります。空き家になった時点でその都度こまめに対応していれば、金は無駄にはなりませんよ。私が議員職になって2件の電話がありました。給料が低いので安い住宅はないかという問い合わせでした。私はすぐその都度対応しました。何て対応したと思いますか。「平生は満杯、入れん。」「そんななかね平生は環境もええのに、行きたかったのに。ほんならいつごろあくか、あいたらすぐ知らせて」って言って、平生に住みたい人が現にいます。50万修理代がかかってもいいじゃないですか。住むことだけを考えたら無駄に思われますが、住むことにより人がふえ、個人商店や個人専門店、スーパーが繁栄します。また、町内には職人がいます。パーマ屋さんもいるし何もいる、そういうところがみんな栄えるんです。同じ税金を使うなら町民の喜ぶ使い方を考えたらいかがでしょう。修理できるんだったら修理して、出て行った人がすぐ逃げたからもうここは住めないって、現に住んでた人が出ていった、住んじょったんじゃから住めると思うんです。だから、そこらあたりを、四十何軒といたら100人ですよ。夫婦連れとは限らん、小学生の子供が2人いるとかゆうたら、1軒の住宅で4人も3人もふえるじゃないですか。そういうように人口をふやすというのは、若者が平生町に家を建てたら50万円あげます、そんな無駄なことじゃなくて、今ある物を有効に使う、そういうアイデアを皆さんから募集したらどうでしょうか。いいアイデアを持ってる人はいっぱいおると思います。診療所がありますね、課長さんからもらったんですが、いつ廃止になりましたかって言ったら19年って言われました。私を含め余田の友達が胆石で詰めて、あそこへ看板がかかっているから行ったって、そのまま10年ぐらい前かなと思ったら19年だからって、閉鎖になってもう三、四年たってましたね。看板だけは熊南の日曜診療所って看板が建っておりました。私、すぐ役場へ言ったら「あれはどこの事務所に行くかわからんけど、外せって言っといてください」って言ったら「ありゃあ平生町が払い下げてもらうて平生町の管理にあるから」ちゅうてゆうたらすぐのきました。その看板だけは、曾根の公民館の前です。あそこへフェンスがあってその後ろに電話ボックスもあります。あれをのけたら公園のほうが全部死界にならないんです。小さい保育園の子が遊んでても不審者があっても全部見えるんです。あれをのけたら大型車も入るんです。いらぬものがいっぱい。整理してないんです、町は。もう少し平生町は所有物、所有地の管理を町民の模範となるように、空き家を責めるより自分たちの管理をきちんとして町全体の環境づくりをしてはいかがですか。所有地の整理、整頓、3つ目が清潔、4つめ清掃、しつけ、これが5S徹底の基本の実践です。企業じゃったらこれをやるそうです。それをやってきれいに更地にして、それから花を植えたらどうですか。自主的にみんなが花を植えます。そしたらお金はかか

らんです。フラワーベルトもいらないんです。そしたら自分らが、苗を町が買わなくてもうちにあった花でやろう、ここでやろうって地域地域でみんな頑張りますから、そういうふうなアイデアを出して、本当に儉約して平生町をつくらなければいけません。私たちはもうどこへ行くこともできないんです。ついこの住みかは平生なんですからけなすわけにもいきませんので、本当に手を携えて行くってことが大事ですので、ちょっといっぱい言いましたけども、そこらあたりのお気持ちを聞かせてください。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 率直にいろいろ感じておられることをお伺いをできました。いろいろ今後の参考にさせていただきたいと思ひますし、空き家の有効利用、適正管理も含めて、しっかり対応していかなければいけないというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） いいですか。

.....
議長（福田 洋明君） 次に、河内山宏充議員。

議員（10番 河内山宏充君） 一般質問を2点ほどいたします。

まず、1点目は行政改革について、2点目がプレミアム付商品券についてということで、それぞれ質問をさせていただきます。

まず、1点目の行政改革についてです。項目が7点ほどということで質問させていただきます。この行政改革っていうのは行政改革大綱、また実施計画を含めたものということで御理解をいただければと思います。いろいろと見ていくと、1点目が何で平成27年度から行政改革大綱を実施されなかったのか、また、この行政改革大綱をずっと実施、実践されている中で、果たして、本当に信頼ある町民の負託に答えられていると言えるのだろうか。提案も含めてなんですけども、2点ほど続いております。

まず1点目なんですけれども、過去においても懇談会等で行政改革懇談会等を持たれて住民の意見を反映するという仕組みを過去においてされてらっしゃいましたけれども、5次、6次とそういう組織を持たずにされてらっしゃいます。住民意見を反映する環境を整えるべきだという立場で質問をさせていただくとともに、事業別予算決算で、やはりこの過程の見える化を町民の皆さん方にしっかりと報告していくべきじゃないか、提案も含めて2点をさせていただいて、確認の意味で行政改革大綱という実践の中で、果たして職員さんが積極的にかかわる仕組みっていうのはどう担保されているのかということで質問させていただきます。そして6点目なんですけれども、経常経費削減についてそれぞれこういうことをしますよということで実施計画の中で言われてますけれども、私のほうからも1点ほど提案も含めて、その後、最後7点目として、行政改革っていうのは簡素合理化ということで国の主導によりスタートしてるといふ経緯がありま

すので、最後の項目で、一部組合も含めた構成町の町の長としてのお考えを確認させていただいていう7点項目を質問させていただきます。よろしく願いをいたします。

それでは、まず1点目、なぜ平成27年度からの行政改革大綱案は策定をし、スタートをされなかったのか、町長さんのお気持ちをお尋ねをいたします。過去においては、平生町は昭和60年から第1次、第2次、第3次、第4次、第5次と、第1次から10年間は、これは合併との地方分権との絡みがあって、国の主導も少し方向転換をするかどうかということで、第1次に至る経緯の後は、少し行政改革に対する取り組みは当町でもなかなか進んでおりませんでした。ただその後、平生町ではずっと過去継続をされてきていらっしゃいます。それが第2次、第3次、第4次、第5次と17年間ずっと取り組んでこられたわけですけど、私、実は27年度から当然実施をされるのではないかなというふうに思ってたんですけども、27年度からは行政改革大綱を策定し実施されるっていう体制をとられませんでした。これは一体どういうことだったんでしょうか。実施されなかった理由をまず最初にお尋ねをさせていただきます。なぜ平成27年度から行政改革大綱を実施し、策定をされなかったのか、町長さんなりの理由があると思いますので、この際、議会できちんと説明をまずはさせていただきたいと思います。

続いて、この行政改革大綱なんですけれども、町民サイドから言わせていただきます。これは本当に信頼ある負託に応えていらっしゃるのかなというふうに思います。何でそういうふうに見えるか、地方自治体の行政サービスのあり方とか住民に対するサービスを今後どうしていくかという、やはり住民目線での議論、説明が欠けているところに一番の問題があるのではないだろうかという私なりの解釈で質問いたします。そういう理由を行政改革大綱案、今回第6次に示されていらっしゃいますけれども、3つほどこの数字を上げて、これは本当にどうなんだろうかということでお尋ねをさせていただきます。3点あります。

まず1つは、行政改革大綱案に示されてる各年度当初の職員数です。これは配置別ですよ。部門別っていうんですか、これは行政改革大綱案の中では、議会事務局は3ということになっております。平生町の人事行政運営等の状況公表では議会は2になってると。

2つ目に職員の総数なんですけれども、行政改革大綱案の各年度の当初の職員総数をお示しいただいてるんですけども、平生町人事行政の運営等の状況としてホームページ上で公表される数字と比較して、毎年度職員総数はマイナス1となってるんです。教育長の身分が特別職の身分になったから職員対象外としたということなんですけれども、それは平成27年度からなんです。それ以前からもうずっとマイナス1っていうのがホームページ上ではこれ、このたびの行政改革大綱案ではこれっていうふうに、つまり、平生町には定義の異なる部門別数の職員さんの数と総数が存在をしているということなんです。常々、行政改革大綱の中で適正な職員数の確保をとうたわれていらっしゃるんですけども、2つの異なる職員定数をそれぞれ公表されてる、こ

れって一体どういう目線で公表をいただいているのでしょうか。

それと3点目なんですけれども、職員定数が150とされていらっしゃる。これたしか私が記憶の範囲の中では、第4次の行政改革大綱と集中改革プランというのが2つがあって両方をやっていくってということで町長さん言われてたと思います。集中改革プランのほうでは、27年4月1日、職員定数148を計画目標値として定めてらっしゃったんじゃないでしょうか。今158って言われてますね。果たして、この経緯ってというのは本当に行政の中でちゃんと決められたこと、そしてやりますよって言われたそれなりに信頼のあるスタンスで負託に応えてますよということ、まずは先に住民の皆さん方にギブする必要があると思うんです。

まず、3点ほど、職員数の数を根拠に上げて、本当に信頼ある負託に応えていらっしゃるんでしょかっていうことをお尋ねをいたします。

3点目なんです、住民意見を反映する環境を整えるべきじゃないかということで前段でも申し上げましたけれども、やっぱり、住民の皆さんと声を聞いて行政改革もやっていかなきゃならんんじゃないか、そのためには、やはりこういう体制を整えるべきじゃないか、提案をさせていただきます。

先ほども少し触れましたけれども、第4次の行政改革の進め方としては、改革項目に基づいた計画の事項については、今後、行政評価の一環として取り組んでいきます、特に施策、関連については、行政改革推進本部を中心とした組織の中に住民意見を反映する環境を整えることにより、官民一体となって現状認識を高め、実態に見合った施策を展開していきます。確かに、第4次の行政改革懇談会されて、いろんな補助金とか交付金がメインだったと理解しております。ただ、そういう状況が今後変化、今変化しているって言われるにしても、やはり、行政改革ですから行政サービスのあり方そのものが問われている、地域の中では地域に住民という一方の行政サービスの担い手であり、受け手もいらっしゃる、こっちも行政として行政サービスの担い手であり、やはり受け手でもないかと思うんです。この中で協働のまちづくりというのをどう構築するかということで参画関係を相乗効果なり発揮をされて、協働のまちづくりをしていこうっていう理念だったと思うんです。その後、第5次行政改革では住民意見を反映する環境は整えられなかった、第6次においても市内だけの議論で改革をされてきたと。そして「毎年次計画策定の必要としますます高度化、多様化していく住民ニーズや増大する財政需要に対し、限られた行政資源、人員、財源等の中での的確に対応していくためには、今後も行政財政運営のさらなる効率化、最適化を図り、将来にわたり持続可能な行政サービスを提供できる町政運営体制を構築する必要があります」と随分前からこれと同じような文言を記載されて、ずっと第1次、第2次、第3次、第4次、第5次、第6次と来てるんです。多分、これからも行政改革ということがあれば7次、8次、9次と続くんでしょけれども、当然この文言が載ってくると思うんです。しかしながら、一本

の大きな幹をつくるためには時代環境の変化にも十分対応できる組織、運営体制を構築しとかな
いといけない。第6次の平生町の行政改革大綱は先ほどからも後期基本計画を下支えするもので
すというふうにおっしゃってる。また、今も申し上げましたけども、全国的に行政改革、自治体
にとってそれぞれ必須のテーマになってくると思います。ただ、一方で全国の市町、行政改革を
策定されていらっしゃらないところもある。ちょっと古いんですけども25年10月1日現在
で、町村です。ごめんなさい。1,722あった中で1,303、施行率は75.7というような
数字もあります。されなくても行政サービスをどうするかということで随分とみずから考えてや
ってらっしゃるところもあるというのも事実だと思います。第4次にやって、第5次、第6次に
何で住民意見を反映する環境を整えてやっていかんのんかちゅうことなんですけれども、やはり、
協働のまちづくりの原点はここにも当然反映されていくべきじゃないかと思うんです。それはい
ろんな行政情報、住民情報いろいろプライバシーの問題もありますけれども、行政サービスがど
う住民の皆さん方に反映していくか、やっぱりまちづくりの根本的な原因、また、先ほどから少
しありましたけれども町民の皆さん方の意欲なり、そういうものを向上させるきっかけづくりに
しなければならないと思います。なぜ、第5次、第6次の策定に当たり住民の意見を反映する環
境を整えられなかったのか、町長さんなりのお考えを3点目にお尋ねをいたします。

4点目、5点目は、少し提案も含めて行政改革に対する提案、提言として質問をさせていただきます。

まず、1点目は4点目として事業別予算、決算で過程の見える化を実践されてはどうだろうか
ということをご提案させていただきます。行政資源量、税、そして人口が減少する中で、行政改革
をすることで行政サービスが可能なように住民に見せかけることはやめるべきではないかってい
う私のスタンスです。はっきりと、将来にわたり持続可能な行政サービスを町が提供し続けるこ
とは、ひょっとすると幻かもしれない、ひょっとしたらもうやめるべき時期かもしれない、そう
いうことをはっきり説明するべきではないかと思うんです。常々これも随分前から自主財源の確
保、しかし、一向にお話は、町の具体例は出てきておらないと私理解しております。自主財源の
確保を含めた増税がない限りは行政サービス、いわゆる事業をするかしないか、負担を軽減する
かどうするか、これしかないと思うんです。もう既に各自治体によって行政サービスの質も異な
っていると思います。もうそういう時代なんです。例えば、平生町では乳幼児の予防接種やって
ないけれども、ほかの自治体ではやってる。例えば、有害鳥獣の補助金に対してもいろいろとや
ってらっしゃるけれども金額は違う、やってらっしゃらないところもある。一番気になるのが、
ほかの地区がやめてるからやめてるっていうんじゃないで、それが、かえて町の特徴でもある
ということ。ほかの県内で唯一やってないんだけどもやってる、そういうことをみんなで一緒に
考えてやっていきましょうよちゅうことなんです。そのためにはどうしたらいいかちゅうことを

少し考えました。行政サービスは資源量にあわせて事業量を制御、そしてシステム化することが当然必要になってくると思うんです。ただ、継続するだけの前提でなくて、それぞれの税、人口にあわせた削減、もうこれ削減しなきゃいけないのは目に見えてると思うんです。それをもっと本当に言わないといけないと思うんです。お知らせしないと。そういうための仕組みづくりをしようじゃありませんかというのが事業別予算、決算で過程の見える化です。例えば、いろいろ調べてますと、兵庫県の川西市では既に実施されてるんですけども、事業別予算、決算の過程の見える化をしてらっしゃいます。資源量にあわせて事業量を制御する動議づけ、また町民と行政がともにまちづくりの課題を認識、共有できるっていうシステムができてるようで、私もホームページ上ではちょっと見たんですけど、当然、一般質問の通告をするときにこの名前を書いてますんで、私、今原稿を読んだら御調べになって、またそのほかの情報で既に行政のほうで早く把握されてらっしゃるじゃなからうかと思ったんですけども、とにかく住民と一体になった真に主体的な行政改革への取り組みのアクションをともにとろうじゃないですかということなんです。その方法の一つとして提案をさせていただきたいのは、事業別予算、決算で過程の見える化ということなんですけれども、実施されてはどうか。町長さんのお考えを4点目にお尋ねいたします。

5点目に、これも提案を含めて申します。職員さんがどうしても主体的にやってくれないと、行政運営というのは非常に重要な主体者でなければならないと思うんです。行政サービスっていうのは、地域の住民皆さんが一生、胎児から墓場までっていうふうに表現することもできるんじゃないかと思うんですけども、そこで安心して快適に暮らすことができるよう自治体が行うサービスだと思うんです。例えば、子育て支援とか障害者支援、国民健康保険、介護保険、生活保護、教育であり、上下水道の整備であり、道路事業であり、環境保全であり、消防、非常備常備も含めてなんですけども、そういう町民の皆さん方の行政サービス、公平公正であることを公共の福祉に反してはならないという性質もありますが、やはり、その時代に応じた町民ニーズを的確に把握し、それに対応する施策、事業を素早く判断していくことが大事だと思います。そのためにはどうしたらいいかということなんですけれども、窓口業務等をされてる職員さん、技能労務者を含めての一般職の主事、主査クラスの皆さん方、この方々が上司から言われたことだけをやっていればいいというのではなくって、職員さんがみずから声なき町民のニーズを的確に捉え、主体となって行政運営をしていくというそういう育成が必要ではないかと思います。

そこで、お尋ねしたいのは、町の行政運営の柱である総合計画、実施計画、主要施策、行財政改革の内容について、職員さん、先ほども言いましたけれどもそういった階層の皆さん方、どの程度理解をされてるか調査したことはあるか、また、そういう職員さんが積極的にみずからかわる仕組みは今どういうふうにつくられているか、このことを確認をしてまた御提言もさせてい

たきます。

長くて済みません。もう2つですので御勘弁をお願いいたします。

それと、経常経費削減についてお尋ねをいたします。第6次の行政改革実施計画の基本目標の2、健全な財政運営ということで重点項目1として「経常経費削減の推進、経費節減計画を28年度中に検討策定し、29年度から計画を実行し歳出の抑制を図る」とされていらっしゃる。そこで、いろいろと私なりに考えまして、先ほども申し上げましたけど、削減案を御提言をし、お尋ねをいたします。それは何かって言ったら、特別職の期末手当に対して支給されている加算措置、これを減額されたらどうでしょうか。問題点としては、一般職の給与に関する条例のみを特別職の中で適用されてるんですが、一般職の皆さん方は職員の扶養親族認定の基準に関する規則ということをきちんと、こういう場合には扶養手当を払いますよというふうにこの規則の中で認定されているんです。このほうもきちんと守られてるかどうか、まず疑問点が特別職の場合。

2点目に、財政非常事態というふうに言われてるんですけども、慣例ですと特別職の期末手当に対する加算措置、支給されてませんか。何でそういうことを言うか2つ理由をお尋ねをいたします。特別職っていうと議会の私たちも特別職でありますので、常勤の特別職、いわゆる町長さん、副町長、それと教育長、これは、町長の裁量で昭和60年以前、かなり前から期末手当に加算措置がとられています。町長等の給与に関する条例の中なんですけれども、一般職の給与に関する条例第15条第4項中職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額とあるのを町長等が受けるべき給料月額及び当該給料月額に100分の30を超えない範囲内で町長が定める割合を乗じた額の合計額、非常勤の私たち、非常勤の特別職である町議会議員に対しては、町長と議長の協議で平成2年から期末手当に加算措置がとられて割増し支給がされてます。条例を読みます。平生町議会議員報酬等に関する条例では、一般職の給与に関する条例第15条第4項中、職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額とあるのは、議員が受けるべき議員報酬月額及び当該議員報酬月額に100分の20を超えない範囲内で議長が町長と協議して定める割合を乗じて得た額と読みかえるものとして準用、約20%の加配措置がとられています。常勤の特別職にあつては100分の30、私たち非常勤の特別職にあつては100分の20を超えない範囲で、つまり町長さんの裁量っていうふうにここに書いてありますよね。これはやめてもいいんじゃないかっていうことを御提案なんです。過去にはいろいろあったと思うんですけど、今財政非常事態、こういう法的根拠が非常にあやふやなもの、やめたほうがいいんじゃないでしょうか。やはり、これを削減するべきじゃないかということで、一つは常勤の町長さん、副町長さん、教育長さんなんですけれども、一つは私たちなんですけれども、町長と議長で協議という項目もありますから、一応考えをまず先にお尋ねをして、時代に全くそぐわないんじゃないでし

ょうか。つい今までやってらっしゃる可能性が非常に高いと私自身思ってるんですけども、きちんとやってらっしゃるんでしょう。ほかにも割増しの額についてはいろいろと複雑な仕組みがあるようでございますので、ちょっと少しお話も、特に経常経費の削減についてはどこも県内やってらっしゃるんです。だけど、やりよるけやりよるんじゃいけんと思うんです。さっきのやりよらんけやるって、ちょっと二重するところなんですけれども、やはり、住民の皆さん方にきちんとして、普通は町長さんの給料条例に載ってますよね。あれだけと思うちょっと人が多いんです。もしやるんなら、一般職の給与を準用せずにきちんともつと住民の皆さん方にわかるようにするべきじゃないかというのも私の提案の趣旨なんです。そのことに対して6点目にお尋ねをいたします。

それと、7点目なんですが、構成町の長としてのお考えをお尋ねします。行政改革っていうことをテーマに一般質問させていただいてますので、一部事務組合に対することも少しお尋ねしようと思います。一部事務組合を構成する町の長として事業絡みから行政改革、当初は簡素合理化を主に国からの主導的な性格で始まった行政改革です。その間に随分と主体的に進められた町村もあります。また、これは今後も続いていくことだろうと思います。ただ、いろんなことが想定されています。まず、田布施平生水道企業団と柳井地域広域水道企業団、これ同じ水絡みですよ。用水供給事業と水道事業っていう違いはあるんですけども、当然、今後の流れを考えていけば、少し水絡みで簡素合理化の方向性もあるんじゃないか。それと、可燃ごみの収集と処理というごみの絡みで周東環境衛生組合また、熊南総合事務組合、それも、当然そういう絡みが出てきますので、今のところで結構でございます。やはり、行政改革っていうことは簡素合理化も当然大きなメインテーマであろうと思いますので、一部事務組合を構成する町の長としてのお考えをお尋ねをさせていただきます。以上です。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 行政改革に関連をして7件の御質問をいただきました。順次お答えをさせていただきます。

まず、平成27年度はなぜ実施しなかったかということでございますが、27年度から新たな計画の策定時期を28年度にずらしました。行革そのものについては第5次の実施計画をローリングしながら取り組みについては引き続き取り組んでまいりまして、先ほども御指摘ありましたように第4次総合計画の後期基本計画、28年度からスタートすると、5年間、平成32年度のスパンでいくということですから、行革もそれにあわせてことし、まさに不離一体ものとしてそれを支えてく行革の推進期間ということで28年度から32年の5年間、総合計画と期間をあわせたということでございます。

それから、2番目の職員数と人事行政の運営等の状況公表に示された数字が違うかどうかとい

うことでございます。詳しくは総務課長のほうから答弁をいたしますが、いろいろ現実にそういう状況が出ておりますから、それはいろいろ理由がありますが、できるだけわかりやすい公表方法にしていきたいというふうに考えております。

それから、第6次の大綱の策定に当たり、住民意見を反映する環境を整えるべきではないかということでもございました。かなり、庁内での改革事項もたくさんあることでありますので、引き続き庁内での専門部会を設置をして、職員もしっかりこれにかかわり、あるいは行革推進本部等もこれにしっかりリンクをして、この計画に参画をして取り組んできたということで、庁内での機構改革案や職員のあり方等については、御指摘ありましたように住民の生活にかかわってくる施策なりあるいは取り組みについては、これは御指摘のように住民との対話というのは説明あるいはそうした意見の反映というものは極めて大事でありますので、策定過程はそういう形でスタートさせていただきますけれども、いろんな行政協力員会議なり、いろんなアンケート調査、コミュニティ協議会のそれぞれ地区での懇談会、会議等にも我々も出席をいたしておりますから、いろんな情報交換をしながらその辺の意見、趣旨を受けとめてきたつもりであります。同時にこれからもそういうものをしっかり反映できるようにしていきたいというふうに思っております。

それから、事業別予算、決算で見える化の工夫をしたらどうかということもございます。今日、朝は説明を提案理由の中で触れたかと思いますが、28年度から当初予算の概要版を策定することにいたしております。事業別にわかりやすい予算書をつくれということで指示をいたしまして、今新年度から対応していけるのではないかとというふうに思っております。できるだけ決算についてもそういう形で整理をして公表できるように、引き続き取り組んでいきたいというふうに考えております。

それから、職員が積極的にかかわる仕組みについては、今、行政運営に当たって仕組みをつくっております。プロジェクトチーム設置要綱という設置をして、庁内会議の仕組みをつくっております。庁内で横断的に組織をしたそれぞれ職員の能力を生かしていけるように、特に若い職員を中心にした斬新な発想等も吸収していけるようにプロジェクトチームをそれぞれ設置しております。今回の場合は、例えば、未来戦略の策定では31歳以下の若手の職員の中から12名ワーキンググループを設置をして、それを3班に分けて班ごとに協議を行い、5回全体会議を行ったという報告をいただいておりますし、今回の第6次行革大綱の職員の中から熱意のある職員を募集をしまして、職員が手を挙げて参加をしたメンバー含めて11名で専門部会を設置をして協議をしてきたと、こういうふうにいるいろいろな取り組みをそれぞれワーキングチームと検討チームというような未来戦略のワーキングチーム、行革推進本部の部会、IT推進委員会、人事評価検討チーム等々、今、職員のそういう参加をした体制で取り組みを進めております。それぞれ職員が閲覧できるように公開羅針盤で公開をそれぞれしておりますが、各職員が自分が関係した施策な

り、あるいは事業については十分承知をしておると思いますが、それ以外の部分についてどれだけ理解をしているかというのは、これまた調査をしてみたいというふうに、まだしておりませんからこの辺についてはわかりません。またの機会にしたいと思っております。

それから、経常経費の削減ということで、削減案の提案をいただきました。町長等の給与に関する条例、あるいは議員の場合の平生町議会議員の報酬等に関する条例、それぞれ条例で規定をされてるものが支給をされるということでございますから、扶養手当については、これは両条例に規定されておりませんので支給はされておりません。特別職の期末手当について100分の30を超えない範囲で町長が定める割合ということでございまして、議員の場合は100分の20ということで町長と議長が協議をして決めるということでございます。平成27年度の実際の支給については、町長等につきましては100分の30のところを100分の10、平成14年から今続けております。議員は今そのままございまして、御提案がありましたように議員の方の御協力がいただければ、議長とも協議をしたいというふうに思っております。

それから、行革の、一部事務組合の構成町としての考え方でございます。まず、田布施平生水道企業団と柳井地域広域水道企業団はどうかということでございまして、田布施平生水道企業団につきましては御承知のように、これまた大変いろんな歴史的な経緯があって厳しい財政環境に置かれております。平成14年からプロポーザルをやって包括民間委託にしまして、当時職員が12名が、今職員が6名ということで、かなりぎりぎりの行政改革といえますか民間委託を含めてやりながら対応してきておると、最初はスーパーウォーターに委託をしておりましたが、今は住重環境エンジニアリングということで、大変厳しいこちらからの議会の要望も踏まえて対応していただいております。それから本町の関係でいえば、かつてありました平成25年には平生町の佐賀と尾国の簡易水道、佐合島の飲料水供給施設、これを企業団へ統合、27年度には蔭平、日向平の飲料水供給施設を統合ということで、本町のこういったそれぞれの水道事業については、田布施平生水道企業団に全て統合していただくことができました。御協力に感謝したいと思います。

柳井広域でございますが、これも受水費が、今後は少し下がるようになりましたが、大変厳しい状況を踏まえて構成する各市、町の厳しい要求もございまして、これらを踏まえて県への要望、一方で企業団みずからが身を削る努力をしようということで課題について今、実務担当者で柳井地域水道事業研究会ゆうものを設定をしているんな課題の検討が進められております。さらに広域化に向けての議論もあわせてこれからやっていくようになるというふうに思っております。

それから、ごみの関係でございますが、熊南環境につきましては、これも私が管理者ということで実施をいたしておりますが、今事業は資源活用センターと合同斎苑と馬島、佐合島の離島航路の業務、3つ抱えておりますが、いずれも組合の事務簡素化、合理化については常に念頭に置

いて取り組みを進めさせていただいております。周東環境は、私は議員と一緒に一議員という立場で参加をしておりますけれども、これは、当然行政サイドでの、毎年課長会議を開催し予算の編成前にはそれぞれのこちらからも、今年も強い要望をして、ある程度反映をさせる、経費節減に向けて要望を反映できたというふうに思っております。引き続き取り組みを強化をしていきたいというふうに考えております。以上です。

議長（福田 洋明君） 羽山総務課長。

総務課長兼選挙管理委員会事務局長（羽山 敦紀君） 私のほうからは、信頼ある負託に応えているかというところの職員数の部門別数、職員総数、そして職員定数の件について補足して説明させていただきます。

まず、職員数の部門別数が違うのはなぜかというお話ですけども、人事行政の運営等の状況公表につきましては、総務省で统一的に定められた要領に沿った内容を示しております。行政改革大綱につきましては本町の実態に沿った内容を示しております。ですから、内容的には議会事務局の職員が行政改革大綱案の中では3名となっております。内容的には、議会事務局職員が2名と監査事務局職員が1名でございます。これに対しまして人事行政の運営等の状況公表の職員数につきましては、議会は2名となっております。こちらは、人事行政の運営項目の財政公表におけます割り振りの際には、監査事務局は総務部門に計上しているためにそういう差異が生じておるところでございます。

それから、行政改革大綱の職員総数は、人事行政の運営等の状況公表の職員総数より1名少ないのはなぜかというお話でございますけども、こちらにつきましては、先ほどもあります人事行政の運営等の状況公表の規定の中で、26年度分までについては教育長を含んだ数で上げなさいよというところがございます。上がっているもので、総数が1名合わないのは教育長分の1ということになります。今後におきましては、先ほど町長申しましたように、よりわかりやすい公表方法等について検討してまいりたいと思っております。

また、最後に条例定数でございますけども、こちらは、確かにプランの中では計画目標値という形で148と示しておりますが。今現在町の条例、職員定数条例におきましては158のままそのまま置いておりますけども、今後、機構改革等によりまして組織改編を実施する場合には、その組織における適切な職員定数についてということで検討させていただきたいと思っております。以上です。

議長（福田 洋明君） 本日の一般質問はここまでといたします。

本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は3月11日午前9時から開会いたします。御苦労さまでした。

午後4時38分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 福 田 洋 明

署名議員 平 岡 正 一

署名議員 岩 本 ひろ子

平成28年 第1回(定例)平生町議会 会議録(第2日)

平成28年3月11日(金曜日)

議事日程(第2号)

平成28年3月11日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑
- 日程第3 委員会付託

本日の会議に付した事件

- 日程第2 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑
- 日程第3 委員会付託

出席議員(11名)

2番 中本 敦子さん	3番 松本 武士君
5番 村中 仁司君	6番 中川 裕之君
7番 河藤 泰明君	8番 淵上 正博君
9番 細田留美子さん	10番 河内山宏充君
11番 平岡 正一君	12番 岩本ひろ子さん
13番 福田 洋明君	

欠席議員(1名)

1番 長岡 浩君

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 河島 建君 書記 村井 泰行君

説明のため出席した者の職氏名

町長 山田 健一君 副町長 吉賀 康宏君

教育長	高木 哲夫君	会計管理者	高岡 浩行君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長			羽山 敦紀君
総合政策課長	藤田 衛君	町民課長	石杉 功作君
税務課長兼徴収対策室長			兼末 仁君
健康福祉課長			田代 信忠君
経済課長兼農業委員会事務局長			藤山 一人君
建設課長	瀬戸 孝博君	佐賀出張所長	安村 昌己君
教育次長兼学校教育課長			角田 光弘君
社会教育課長			岡村 茂樹君
総合政策課長補佐			池田 真治君

午前9時00開議

議長（福田 洋明君） ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、初日に配布したとおりであります。

・

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（福田 洋明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において中本敦子議員、松本武士議員を指名いたします。

・

日程第2．一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑

議長（福田 洋明君） 日程第2、一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑を行います。

まず、一般質問を行います。河内山宏充議員。

議員（10番 河内山宏充君） それでは、再質問をいたします。4点に関して再質問ということで、あと3点は強く求めるということで、私なりの考えを申し上げておきたいと思います。

まず1点目なんですけれども、なぜ平成27年度は行政改革は実施されなかったのかということなんですけれども、町長の御答弁の中では、2点のことを上げていらっしゃいました。

総合計画での後期基本計画に期間をあわせるため、27年度から28年度としてスタートしたと。これ確かいつか私もそのようなことを述べた記憶がございます。そのことを受け入れていただいたのではないかとはいいます。

27年度は第5次行革のローリング期間としたということで、それ相当の期間が必要だったと

いうことを述べられたわけですが、2点のことをちょっともう一回、確認の意味を込めて再質問させていただきます。

27年度、町長等の報酬の削減とか管理職手当の削減とか、いわゆる経常経費の削減をされて、行財政改革をやられたといえやられたんでしょうけれども、全体としてはどうだったのだからかということが、非常に問題としてはちょっと疑問に思うもので、またこれは、住民の皆さん方にとっても行政改革の今まで必要性をずっと訴えてきていらっしゃったわりには、住民の皆さんにとって、この1年間というのは、ひょっとすると機会損失だった可能性もあるのではないかと。いわゆるそういうアクションを起こさなかったために行政サービスがきちんとした、またその住民サイドにとって、それ町のほうとしては住民ニーズをとられた上での行政サービスという視点ですから、ある程度、住民ニーズというのは多種多様なものがありまして、それをとられたところに行政サービスをどうするかという問題が町のほうには当然出てきますので、決して住民ニーズが全て行政サービスではないとは思いますが、行政改革をする上で、経費削減等計画に基づいた編成予算もされていますし、そのことは一体どうだったのだからか。少しやっぱり新たな取り組み期間とされたわけですから、もう少し町長としてなぜだったのかということで詳細にする義務が、私あると思います。全体としての策、計画はなかった。そうすると、庁内の組織にもモチベーションの低下、欠落も当然出てくるでしょう。それはしかし、庁内の組織の中で話していたと言われればそうなんでしょうけれども、27年度の予算編成当時のそういう話はなかったと記憶しております。

常々行政改革の必要性は、住民活動を担う団体の育成活動を支援する仕組みを構築し、協働体制を確立するとともに、公正の確保と透明性の構築を図る必要があると、常々先ほども申し上げましたけれども、行政改革を今後もずっと進めていきますよということで、2次、3次、4次とやってきていらっしゃるわけですね。なぜ空白期間があったのか。

町として、やはりこれは住民の皆さん方にきちんと説明すべき必要があると思います。今一度このことをお尋ねいたします。

また、このことをもう一点、これ実は、私もそのように常々言いましたけれども、過去にも第2次行革の後、第4次の集中改革プランの後、機会があったわけですね、第3次の総合計画を確か策定する段階で、1年ずれていました。そしてその策定の段階がずれている根拠というのが、いろいろ調べてみますと、国が主導、また要請した17年から21年間の5年間に実施された集中改革プランにあると思うんです。実はこのときの第4次行革、4年間でした。18年から21年。それに、あと集中改革プランがプラスされて、これが前倒して17年から始まっています。ですから、第4次の行革は4年間でそれに付随して一体となってやるといわれた集中改革プランが実は17年から21年の5年間。実はこのときの行革は集中改革プランを集中的にやると

いうふうに、その当時の行革大綱の中でも言われております。

これが、最初は2次、3次の間、確かにずっと5年ごとで、総合計画の中で5年、5年のスタンズっていったんですよね。国に主導という側面はありますよ。しかし、それが町として十分昇華しきれない、しょうか、昇のほうですね。昇華しきれなかったためにこういうふうになったと。1年間ずれてきた。そこで、直していただいたということはいいんですけれども、その辺の過程をきちんと、やはり住民の皆さん方に説明するべきではないかと思います。

それと、もう一点なんですけれども、27年度第5次行革のローリング期間としたということだったんですけれども、これ私今までローリング方式というのは毎年度補正や補完などを行なうことで変化する社会情勢に対応し、計画と現実が乖離することを防ぐ方式というふうに、これ実施計画書のなかにもそういうふう書いてありますよね。毎年度やっていくんだよって。そうすると、何でここで27年度だけ空白期間で第5次全体を見回さなければいけないという予定があったのか。ローリング方式というのは、行政の継続性とか実効性とか順応性とかの担保として、いわゆる実施計画書、3年総合計画の下支えする実施計画書、この中で毎年度見直してやっていきますよということやっていらっしゃったと思うんですけれども、それをさらに下支えする行政改革大綱、どうして1年間毎年のように実施計画にそれは反映されてやってきていたことだろうと思うんですけれども、私自身もいろいろと考えれば考えるほど頭がこんがらがってきます。なぜ、今一度なぜ27年度に実施されずに28年度からされるのか、お考えをお尋ねをさせていただきます。

2点目です。信頼ある負託に答えているかということで、例として職員数、これは部門別と言いますか、配置別って言いますか、それと定数の件をお伺いいたしました。検討するということなんですけれども、実はこれが大きな今までと一緒に根源じゃないかと思うんですよね、やるやると言っておきながら。検討するというのは、私たち行政用語なんでしょう。なかなかわかりづらい言葉です。今まで住民の目線で言えば、異なる職員数、職員定数があったということですよ。しかも、一方の職員定数に関しては、第4次の行革で、しかも行革懇談会と有識者の方々を含めた組織をつくられてそういうふう決められたと。総務課長さんだけの御答弁じゃなくて、やはり庁内組織としては、行政改革推進本部長、本部をつくられて、本部長として町長を中心としてやると言われて来られたんですから、なぜこういうことになったのか。やはりきちんと町長、行政改革本部長としてもきちんと説明をしていただかないといけないと思います。

例を挙げて、1つ2つのことで全体評価すると言われてればそうなんでしょうけれども、たかが1つ2つ。されど1つ2つ、1つのことで信用をなくしていく、信頼もなくなっていく、そういう危険性があるわけですよね。目標としてしっかり管理までと言われたのに大変残念なことなんですけれども、やはりこれはなぜだったのだろうか。これ一般質問で通告もいたしまして、

しばらく時間がありましたからどういうふうに対策をするか、それは検討すると言われればそう
なんだろうが、やはり、先ほどは総務課長さんだけの、一昨日ですか、総務課長さんだけの答
弁でしたので、行政改革本部長として町長さんの御答弁を再度求めたいと思います。されなけれ
ばされないでも結構です。

それと、3点目、4点目、5点目に関しては、私なりの考えを申し上げておいて、強く求める
という形で終わりたいと思います。

まず、住民の意見を反映する環境を整えるべきということでは、御答弁は第6次行革は市内主
体の改革が主であったと、かわりのあるものは今後、住民との対話、また情報交換をしていく
ということなんです。ぜひそういうことを実行していただきたいと思います。住民の皆さん、知
ってますし見えますし、注視はしています。例えばなんですけども、毎年のように財産の売り
払いを計画をされていますけれども、1,000万円ですね、ここ数年。これ果たして実現され
ているかどうか、きちんとやっぱりチェックされて。ただ、住民の意見を今後検討していくとい
うことですから、先ほどは私、検討するという言葉はよく意味がわからん行政用語とは申し上げ
ましたけれども、強い決意も少しこの御答弁に関しては感じていますので、今後、注視してい
くということで、強くこの実現性、実効性に関しては担保させていただければと思います。

4点目についても、強く申し入れをさせていただきます。まずは、御答弁のほうでは、28年度当
初予算の概要版から対応していきたいと、この後は決算にも対応したいと、そのようなお考えを
お持ちだということで、この辺に関しては提案も含めた私の一般質問でしたので、今後の動向を
注視させていただくとともに、1つだけ申し入れさせていただければ、概要版では意味がない。
全事業をどうにか、ホームページなり何なりかを活用された全事業別予算決算の公表、公開を課
題としてぜひ取り組んでいただきたいと思います。

このほうも、今後やるということを言われましたので、これもどうなのかなとは思いますが、
そのような考えを常々お持ちではあったということは、同じ視点だろうと思います。

ぜひ今後もこれは注視しておきますけれども、何とか概要版ではない方法をとっていただきた
いということを注文を、この場を借りて注文をしておきます。

5点目なんですが、職員が積極的に、みずからかわる仕組みをつくられているか、調査をし
たいということですから、これも今後随時、御報告等、議会という場にいただけるとは思うんで
すけれども、やっぱり調査結果の公表等も課題として、ひとつ取り組んでいただくことを、この
場を借りて強く要求をしておきます。

6点目と7点目、再質問をいたします。この経常経費削減について質問いたしました。加算に
関しては100分の10にしていますという、減額しているんですよということ。私の言い方が
大変まずかったんだろうと思います。私、ゼロにしませんかというような趣旨で言ったんですけ

れども、そのことに対しては御回答いただかなかったように思います。つまり、町長さん自身の裁量で特別職、常勤、非常勤以外の私たちも絡んでいます。しかし、条例にはこの裁量というふうに書いてあるわけですから、やはりそれなりの努力をしてきちんと御説明、それは議会に関して、非常勤の議会に関しては議会側のこともあるからというお考えは十分受けとることはできました。ただ、それにしましても、そういうふうに書いてあるわけですから、やっぱりそういうアクションをとられるべきではないでしょうか。

100分の10じゃなくてゼロ、加算ゼロにいたしませんか。財政が非常に厳しいという中で、いろんな人件費に関して削減をされていらっしゃる。職員の方々にもその削減ということがありますけれども、特別職なんですから、立場は違いますけれども、皆さん、住民の皆さん、知っていますし見えますし、どこもやっている、だけど平生町ではどうでしょうかということで、再度このことに関しまして、経常経費、特に加算、特別職の加算について再度、御質問を、お考えをお尋ねをさせていただきます。

それと、7点目に申しあげました、構成町の長としての考え、これ一部事務組合のことなんですけれども、今後のことですから大きなテーマ、行政改革というテーマで申しあげました。水絡み、ごみ絡みで申しあげましたけれども、実は気になるのは、組織のあり方というか議会のあり方なんですよね。私も町長さん、周東環境衛生組合の中で、私も議員ではないかという、そのようなことをいただきました。実は、私常々町長さんと一緒に席に議員として、果たしてこれが正当なのかなというふうに思いました。ほかにも一部事務組合には、繰出金として出して一部事務組合で町長さんが議員として出席されていらっしゃる、そういう議会があると思います。これも大きなやはり行政改革の一環ではないでしょうか。一部事務組合としては離れては、町の行政としては離れている形ではありますけれども、やはり構成しているんですから、御一緒にこのほう、私も組合議員です、確かに。やはりこういうことも含めて整理をする時期ではないかと思います。構成町の長としてのお考えを、町長さんに再度、7項目めはお尋ねをいたします。以上です。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 河内山議員に御回答を申し上げます前に、一言私のほうから御挨拶をさせていただきますと思います。

きょうはちょうど東日本大震災から5年目を迎えております。ごらんのとおり庁舎には半旗を掲げ、午後には、2時46分に黙禱をするように、今なっておりますが、改めまして、犠牲者の方々の御冥福をお祈りを申し上げますとともに、被災地、被災者の皆さんに心からお見舞いを申し上げます。発災後5年、国の対策は、集中復興期間から復興創生期間へと新たなステージへ移行しますが、復興の遅れ等も指摘されております。諸政策が加速をされて、一日も早く復興再生が果たせるように願ってやみません。私たちも危機管理意識の向上、防災対策の強化

に向けて引き続き取り組んでいきたいと考えますので、よろしく願いをいたします。

それでは、行革に関連をしての再質問にお答えをさせていただきます。

まず最初の、平成27年度の件でございますが、この前お答えさせていただきましたように、総合計画との整合性をきちんととっていくと。まさに計画として、不離一体のものとして取り組んでいく、そういう心構えを一方では示しながら、同時に行革については、これはもう普段の取り組みとして、新しい計画があろうとなかろうと第5次をやってきたわけですから、やらなければいけない課題はある程度、明確になっております。そういった意味で、ローリングをしながらというふうに言いましたけれども、それぞれの取り組みの課題、こういうものがしっかり維持をしながら、担保して取り組みを進めてきたというふうに考えております。そういうことで、あわせて、これ毎年進捗状況については、したがって、去年も6月末の段階では全員協議会で進捗状況について御報告をさせていただいております。

また、町民のサイドに対しては、第6次計画がスタートしますから、十分その時点でまた説明をさせていただきたいというふうに考えております。

それから、2番目につきましては、職員数の数の定数の問題等々については、これはきのう、おとついで私がお答えしましたように、わかりやすい公表について今後検討していきますということを申しあげましたので、中身については総務課長が答弁をしたとおりであります。それから、住民意見を反映する、これは要望として承っておきます。それから、当初予算の概要、これは、同じ問題意識で何とか事業別にわかりやすいものを示していきたいと、こういう気持ちで作成を指示をしてきたわけでございます。新年度から対応をしていきたいというふうに考えております。職員がかかわる部分については、またこれからもいろんなテーマがあると思いますから、ワーキンググループ、プロジェクトチーム、しっかり機能するように指導していきたいというふうに思っております。いろいろの程度、理解をしておるか、これまた機会があれば調査をしてみたいというふうに思っております。

経常経費の削減でございます。加算分についての御指摘がありました。もう100分の30のところを100分の10にして町長は今、対応しておりますというお話をさせていただきました。加えて、今回は、申し上げておりますように、給与のカットについても100分の20ということも申し上げております。したがって、今回この加算処置に関連をしては、これ当然議会も絡んでくるわけですから、先般も申し上げましたように、議会が一つの方向性というものをを出していただければ、あわせて対応をしていきたいというふうに考えております。

大事なことは、この前もありましたように、町長の給与をカットしろ、半分でもええじゃないかというような話があったり、この加算措置の問題が出たり、やっぱり大事なことはみずからがやっぱり身を削る努力をやっぱり率先をして示していくという、私自身は今できるそういう対応

をとらせていただいております。それから、最後の構成町としての考え方はどうかと、一部事務組合でございますけれども、御指摘のように、広域消防等を含めて、同じように負担金を出して、そしてまた議員の立場というのもあります。

やっぱり、確かに整理をするところは余地があるかと思いますが、これは単独で平生町だけでというわけにもいきませんから、この辺についてはそれぞれ関係する構成町で協議をしていかなければいけない課題だというふうに思っておりますから、それぞれまた首長同士の話す機会がありますから、いろいろこの辺のあり方については協議をしてみたいというふうには考えております。

議長（福田 洋明君） 河内山宏充議員。

議員（10番 河内山宏充君） では、多分もう一回が最後なんですけれども、なかなか私も伝えることが、町長さんがお伝えすることが私の思いを伝えることが難しいみたいですので、1点だけお尋ねをいたします。

経常経費削減について、給与カットを例に言われましたけれども、話が、例えとして受ければ私そういうふうに裁量でできているんですから、そういうふうに言われる前にきちんと整理すれば、もっとみずから率先したという思いが強くなるんじゃないかと思うんですよね、私は思うだけで、期待不足なんでしょう、きっと、町長さんにですね。みずから率先したい。わかります。だけど、全体として見れば、それって長い、長い諸先輩方が過去決められたことなんです。確かにそういう状況があったんでしょう。でも今の事態にはそういう加算、裁量で増額されているということは、時代背景としてもそぐわないという意味で、随時、整理していかんやいけんというのが行政の中の、私たち議会の中の務めでもあると思うんです。だから、それを給与カットをしているということとちょっと話を別にして、やはり色んな仕組み、制度のなかでされてきたこと、諸先輩方が、それは大事に引き継ぎます。だけど、今時代にはそぐわない。そういうことからしていけば、やはり裁量ということになっているわけですから、この辺をきちんと整理しましょうということなんですよ。いろんな、多分ほかにも調べればあるかもしれん。それはないかもしれません。例えば、給与カットに関しても、もちろん後ほど、町長さん特例を出されていますので、今そう言われましたので、また質疑もさせていただきます、そのことに関しては、

ただ、昔には確かそういうことをされていた、それを全く否定するものじゃないんです。ただ、今そういうふうになって時代も変わった、そういう状況の中で、裁量として随時、カットしてもらっている一方では、ずっと上がっているわけですよ、それではその同じことを言うとうとう巡りになるんですけど、そういうのをやっぱり整理をしていかんやいけんのじゃないですかという趣旨なんですよ。例えば、一般には町長さんの給与をカットされているということで、多分カット分が月額給料だろうと、ごめんなさい、訂正します、町長さんの給与のカットではな

いんです、一切、発言を訂正お願いいたします。後ほど、特例に関する件でも言いますので。

ただ、いろんな形で、くどいようですが、3度言うようで申しわけないんですけども、昔にはあった、それは事実です。でも今の時代にはそぐわないと思うんですね。やはりこれは考え直す。町長さんの裁量ということですから、議会のほうに投げかけをされましたので、大きな議会全体の課題として取り組まなければならないなと思いますけれども、一方では、それは議会に対する配慮かもしれないんですけども、おまえらやってみいやというような感じで、非常に厳しいお考えをお持ちだなとも思ったんですね。町長さん、やっぱりみずからリーダーなんですから、町長さんがやっぱり、常勤の特別職でも町長さん、副町長さん、教育長さんは町長さんの裁量でって書いてあります。議会のほうは議会で町長さんと議長さんちゅうことになっているわけですから、きちんとその役割は果たしていただいけませんか。そのことはちゃんと報告していただいけませんか。そういうふうにしなないとやはり、これからの時代皆さん本当見えていますし、知っていますし、やはり1本大きな柱として行政をどう運営していくか。幹になる部分ではないかと思うんですね。給与のことと一緒に言われましたので、私としてはそれ以上ありませんけれども、これはこれとして、職員の皆さん方もいらっしゃいます。財政が厳しいと言われる。まずはされるべきじゃ。むしろ給与カットをするよりも、ごめんなさい、どうしても給与カットになるんですけども、済みません、削除お願いします。

もう一度、100分の10ということじゃなくて100分のゼロというお考えはないか、しつこいようですが、再々質問ということ、この1点だけさせていただきます。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 先ほどから申し上げておりますように、この加算分については、それぞれ特別職ということで規定がありますから、これおっしゃるように町長の裁量ということであれば、町長の判断として議会サイドも含めて議会の総意をまとめていただければ、それを踏まえて適切に対応していきたいというふうに考えております。

議長（福田 洋明君） 河内山宏充議員。

議員（10番 河内山宏充君） では2点目の質問へいきます。2点目の質問はプレミアム商品券についてということで質問をさせていただきます。

趣旨は、商店街の調査はしたかしたなかったか。また、額面を小さくしたほうがよかったのではないかと。提案も含めて私なりの考えを申し上げて、どうなのだろうかということで質問をさせていただきます。

まず1点目、商店街の調査はした、しなかったということです。プレミアム商品券事業を私、一方では地域通貨の可能性もひょっとしてどうなのだろうかということで、ある程度注目をしていました。プレミアム付商品券を購入し、使用した側の調査結果というのは、先般、所管は経

済課でございますので、このほうで公表、今もホームページ上にもあるんですけども、公表をいたしました。拝見をさせていただきました。使用した側の調査結果はあるんですけども、使われた側である小売店、クリーニング店、理美容店とかその調査結果、したのかしなかったのかをお尋ねしたいと思います。

というのも、要は流通しないといけないわけですから、一方では使った、一方では使われた、この両方の調整といいますか、そういう今後またあるときに、やはりきちんとニーズなりを把握しておかなきゃいけないんじゃないのかな。また、地域通貨の可能性もこのプレミアム商品券によってどうだったのか。今後、議会の中でも地域通貨はどうかという質問は過去においても随分と出ておったように記憶しております。

一方だけのやっぱり、一方の、一方だけでなく一方もあるわけですね。つまり、物事というのは表もあって裏もある。必ず2者がある。こういう考え方に立てばプレミアム付商品券については使った側だけでなく使われた側も当然調査をするべきではないのかというのが、ほとんどが公表していただいて、どこで使われましたかと、ほとんどが大型店ですよね。このプレミアム付商品券は地域経済の活性化が大きなテーマだったと記憶しております。

確かに町内にある、町内じゃなきゃ流通しないから大型スーパーで使われたということもあるんでしょうけれども、ターゲットはもう少し下にある個人商店なりを含めて、お話が進んでいたと思います。その点でどのように分析をされているのか、お考えをお尋ねをしたいと思います。商店街の調査はしたしなかったを含めて、どう分析されているのかということをお尋ねをさせていただきます。

それで、2点目は、額面が1,000円ということでした。いろいろとやっぱり小売店関係を見ますと、もう少し小さくしたほうが流通、地域通貨の絡みもあるんですけども、額面を500円なりにしたほうがひょっとしたらよかったんじゃないかなというふうに疑問を持っていましたので、分析をかなりされていらっしゃると思いますので、そのこともお尋ねをいたしておきます。というのも、先ほども申し上げましたけれども、結果としては大型店の使用が8割、小規模店の使用が2割だったんですね。小規模店ということになると商品単価と構成、それぞれのお店では違いますが、平生町内の小売店舗等であれば1,000円という単価が果たしてどうだったのかどうなのか。特にお金、額面でおつりはもらえないですから、足して、まして流通させていかなければならない。その中でどう小売店舗、地域経済を活性させるか。確かに大型店舗もそういう役割ではありますけれども、大型店舗よりも小売店舗をターゲットにした事業であったということをお尋ねを記憶しております。そのことをどう分析されているのか。以上2点ほどお尋ねをいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） プレミアム付商品券事業に関連をして、1つは、商店側の調査ということでございます。この事業につきましては、既に報告をしておりますけれども、2月の10日が最終の換金ということで事業が完了しております。集計をいたしまして、本町では9万6,000枚に対して使用枚数9万5,930、99.93%と非常に高い使用率でございました。ただ、その御指摘のように、小売業の中で大型店が82%という状況でございまして、いろいろ背景は考えられますけれども、町とすれば基本的にはこの取扱店については一般公募をもちろんさせていただきましたし、商工会の会員のところに、今、商工会の場合は熊南ギフトカードの取り組みをされております。その取扱店とほぼ同等のお店が参加をされたというふうに聞いております。有効期間中の、この商品券の有効期間中のそういった熊南ギフトのカードの取り組みの実績がありますから、それに加えてだと思いますが、トラブルは発生をしていなかったというふうに報告を受けております。そういうことで、なかなか利用者のサイドとすれば逆におつりがもらえなかったという部分でどうだったのか。あるいはまた逆にものを買って、1,000円だからちょうど、もうちょっとプラスアルファで消費にはずみがついたのか、その辺をちょっともっと掘り下げた利用者のアンケートというのがあればよくわかるんだと思いますが、この辺もまたひとつ課題だと思いますし、参加した商店側の対応についても、これは今後の課題というふうに思っております。調査はしたがって、利用者の調査は行なっておりますけれども、参加された商店のほうの調査は、現段階ではしておりません。

それから、額面を小さくしたほうがよかったんじゃないかということでございますが、先ほど言いましたように、熊南ギフト券の取り扱い等々を含めて、大体1,000円券というのが今普通になっております。いろんな地域振興券の額面も1,000円と、ここ近隣もほとんどの市町村みな1,000円で実施をいたしておりますし、大体今のところこの1,000円券が妥当なのかなというふうに考えておりますし、仮に500円ということになると、今1,000円券で9万6,000枚と言いましたが、500円だとすると19万2,000ぐらいになるかな、数になると思います。その辺のまた日数や費用というものも出てくるというふうに思いますが、これ商工会の皆さんともしっかり話をしながら、この取り組みを進めさせていただきましたので、これは将来の一つのこういう意見もあったよということで、検討の課題にさせていただきたいと思っております。

議長（福田 洋明君） 河内山宏充議員。

議員（10番 河内山宏充君） 再質問ではないんですけども、何て言いますか、地方創生の絡みで非常に短期間の間にこういう事業をされなきゃいけなかったというのはわかるんですけども、ただ何事もそうなんですけれども、抽象的にしか今のところよう言いませんけれども、国から言われたことをそのままやるのではなくて、一旦やっぱり消化して、平生ではどういう状態

なのか。随分と随時、全協等常任委員会でも報告はしていただきましたけれども、やはり所管課で一度消化していただいて、こうなんだということをして、もっといただければいい取り組みがさらにできたんじゃないかと思います。

ぜひ今後の課題ということで、2点ほど受けとめさせていただきますということですから、それ以上は、常々、またこれも非常に私自身も迷うところですけども、今後積極的に平生町としてどうするか、より、さらに詳細にこういう事業は進めていただくように強く申し入れをさせておいていただいて、私の一般質問を終わります。

.....
議長（福田 洋明君） 次に、松本武士議員。

議員（3番 松本 武士君） それでは、通告書に従って質問をさせていただきます。平生町の活性化について2つ質問をさせていただきます。農業の活性化と健康寿命延伸、観光の活性化とイタリア半島構想について質問をさせていただきます。

まず、農業の活性化と健康寿命延伸ですが、高齢化に伴い、医療費が増大しています。将来的には医療費が国家の税収を超えるのではないかというような話もあるほどです。医療費を抑えるには、町長が平生町健康づくり計画で言われているように、自分の健康はみずからつくるという意識が重要ではあります。その一方、農林水産省が機能性を持って農林水産物食品開発プロジェクトを平成25年7月からスタートしています。機能性を持つ農林水産物や加工食品の持つ機能性を高める研究を行い、個人の健康状況に応じ、機能性を持つ作物を供給し、病気を予防し、食材を生かした自然な食生活により、健康で豊かな生活を享受できる社会の構築に貢献しようとしています。この機能性を持つ農産物なんですが、例を挙げますと、稲の品種でハイゴコロというのがあります。これ胚芽が通常の2倍から3倍もあるので、ガンマアミノ酪酸、いわゆるギャバが多く含まれ、血圧降下作用、肥満防止、動脈硬化防止、アルツハイマーの予防などに効果があるとされています。また、赤くなると医者が青くなるということわざがあるトマトでは動脈硬化症、がんなどの多くの生活習慣病の原因となる活性酸素の一種を消去する作用があるリコピンを通常より多く含む品種を開発されています。このような機能性作物によって、町民が野菜への関心を高め、健康に寄与し、野菜の摂取量を底上げし、農業の活性化が期待される場所ではあります。平生町では、平成25年から29年度の計画で、平生町健康づくり計画を作成しています。皆さん御存じだと思います。これなんですが、この42ページで野菜摂取量が多い人の割合を現状63%から80%に上げると目標を掲げています。この目標を達成するためにも機能性作物の普及啓発振興を行うべきではないかと私は考えているのです。その振興策として、現在、平生町の未来開拓戦略の中で健康寿命日本一を目指す町民会議をつくらうとされていますが、この町民会議に平生町の農業生産者を加え、機能性を持つ作物の振興を行ってはいかがでしょうか。

農地があまり整備されていない平生町では、農業生産者の減少を維持していく対策としても、今までやってきた安全安心よりもワンランク上の安全安心高栄養の高付加価値の作物づくりを振興していく必要もあるのではないのでしょうか。機能性作物を振興していくかどうか、そして健康寿命日本一を目指す町民会議に農業生産者を加えるかをお答えください。

次に、イタリア半島構想についてですが、先日、KRYですかね、平生町のふるさと納税のことを紹介していました。某水産会社の魚醤が紹介されていましたが、その製作コンセプトにあったのが室津半島がイタリア半島に似ているとのことでした。世間ではどんなふうに使われているのかというのを、きょう私はホームページで見るとちゃんとこういうのが出てくるんですね。似ているんです。小郡のほうがナポリになるらしいんですけど。こういうコンセプト、どこかの国に似ているかという、これは山口県も似たようなことをやっています、山口県はオーストラリアに似ているらしいんですね。山口県ホームページを見ると、オーストラリアに行けない人は山口県でオーストラリア気分を楽しみましょうと紹介して、ハーバーブリッジのかわりに錦帯橋に行き、エアーズロックのかわりに秋吉台に行ったと紹介しています。これを室津半島で私なりに考えてみたんですが、ローマ神殿が白鳥古墳でサンマリノが般若寺かな、なんて今妄想してみました。サッカーも盛んなところや気候が温暖で食べ物も豊かなところも確かに似ていると思います。このコンセプト、私は悪くはないと思うんですよね。ただ、室津半島で言いましたら、1市3町の自治体がありますね、平生町も含め。この今後の自治体間の連携というんですが、どのように進めていくのでしょうか。そこら辺をお答えください。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） お答えをさせていただきます。

平生町の活性化と健康寿命の延伸ということで関連をして、機能性を持つ農作物の活用についてということで御提案をいただきました。

御指摘のように、今機能性食品とかいろいろ言われておりまして、機能性を持つ農作物についてもいろんな研究機関や民間企業等で開発が進められている、いろいろなそれを持つ生活習慣病だとか、あるいはまた、いろいろな各種の予防効果がいろいろ指摘をされて健康にいいということで、いろいろ注目をされておる作物だというふうに使ってあります。ただし、まだまだ生産するという側に立てば、いろんな産地の影響と言いますか、もちろん自然環境もありますが、進出がある程度一定的な、安定的に加工できて、技術がそれなりに確立をされておって、生産から消費までの一つの流通の整備等々、課題もあることも事実であります。

したがって、この機能性の農作物については、今平生町健康づくり計画に基づいてどうかというお話でございます。今、健康づくり計画と食育等、今一体的に取り組もうということで、平生町とすれば今年、新年度から食育推進ネットワーク連絡会議、これを立ち上げて健康寿命の延伸に

つなげていけるように、まさに健康づくりと食育は一体だという立場で取り組むようにしておりまして、その連絡会議には食にかかわる地域のいろんなボランティア団体、自主グループを含めて、農業関係や漁協、商工会、学校、保育園、幼稚園、行政関連等々、関係する組織、機関が連携をして一体となってこの取り組みを進めていこうということで、今からスタートをしますんで、その中で、今御指摘のあったような機能性農作物についての共通の検討課題として研究しながら取り組みを、どうしていくかテーマとして投げかけていってみたいというふうに考えております。

それから、イタリア半島構想です。今、お示しがありましたように、まだ構想という段階でなかなか中身的なものの協議を今からやるわけですが、地形的な類似点というのは、これはもうよそが真似ができんわけですから、大変大きな御指摘のようにメリットだとは思いません。イタリア半島とこの室津半島で、さっきあったように、まさにあれからいうたら、この辺はちょうどミラノになると思います。佐賀がローマで小郡がナポリというぐらいのちょうど感じかなというところです。それぞれ今ありましたように、食の関係からスポーツ、サッカーだとか自転車もそうですけれども、そういったスポーツからいろんな切り口があると思うんですね。したがって、そこから辺については、ある意味では少し、今までと違った若いメンバーに少し集まってもらって、夢のあるプランを少し出し合ってもらって、どういう形でこのイタリア、この前60周年のときのアンケート調査いろいろいただきました。それからキャッチフレーズの提案もいただきました。あのときも何件かありましたが、瀬戸内のイタリア半島というのは、ひとつのこうキャッチフレーズ的に出されておりましたけれども、なかなかおもしろいなと思って見たんですけれども、この辺ももう本当にまさにこの地形もそうだし、配置も上関側のシチリア半島、馬島、佐合島まで、コルシカ島とサルデーニャ島というのがあるんですが、これの位置も全く一緒です。そういう意味ではものすごいおもしろい発想だと思いますんで、少し我々のような古い感覚ではなしに、若い人たちの少しアイデアと感覚でいろんな、どういう切り口でどういう取り組みができるのか、少し議論してもらいたいというふうに思っておりますんで、これは新年度、少しその辺も課題として取り組んでいきたいと。ある程度、なかなか言うだけじゃ、ぱっさりしていたんではいけませんから、ある程度のものができた段階でそれぞれ連携する上関なり1市2町、3町、それぞれ呼びかけをしていくということになるかと思いますので、まずは計画を練る、そして余り大風呂敷を広げてもいけませんから、やれることを一つずつやっていくというような形で、少しでもそういう構想が具体化していけば、ある意味では夢のある、また地域になっていくんではないかというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） 松本武士議員。

議員（3番 松本 武士君） 2つ質問をさせていただいて、全体的に町長は前向きな御答弁をいただいたんだと思うんですが、確かに新しい品種を導入して育てていこうとすると課題があり

ますよね。その作物を育てていって量を確保するのもありますし、一番問題なのはだれが買ってくれるんだと、それをつくったとして、そんな特殊なものを、多分もう少し高くなると思うんですね。特別なやつですから。それをだれが買ってくれるかというところを、一番悩むところだと思うんですよ。

そういう面で、平生町はずっと安全安心ということで健康野菜と言ってきた歴史もありますし、スタートがほかの自治体と、もう早目にスタートを切っているし、ほかのところで有機にやるということだったら、やっぱりそれなりの技術ができていないと、今回の予算でもあります伝承の土づくりということでもあります。そういう強みだと私は思っているんですよ。その強みを生かすきれなければ、この先、もうないかなと私は思っているわけで、ぜひ課題はあるにしろ、平生町の強みですから、そこをもっと強く押し上げるような施策をぜひお願いしたいなと思います。

町長、イタリア半島構想にはかなり今の答弁を聞いて、熱を入れているのかなという感じは受けとめた感じはあるんですが、若いメンバーで新年度取り組んでいくということで、その答弁を聞いて私もちょっと胸が躍る気がしているんですが、確かにそっくりなんですよ。不思議なくらいそっくりだなと思うんですが、悪くないと思うんですよ。最近、南周防大橋のところに飲食店が来られましたよね。あの方も何でここに、平生町にお店を構えてくれたんですかって聞いたら、夕日がきれいだったからと言われたんですよ。先ほど、小郡がナポリでしたよね、と言われましたけど、あそこでも夕日がきれいだからここに移り住むことにしたという方もいらっしゃいますし、本当に気候、私もこっちに移り住んで8年になるんですが、気候は温暖、食べ物も海の幸もあり、お米もおいしいし、いいところだなと思うんですよ。それを活かさない手は絶対ない。絶対にまねできない強みですよ。この2つは強みですよ。これを強みと強みを掛け合わせてみたらどうかと思うんですよ。最近、ヘルスツーリズムというのがはやっています、そういった面で、旅行をしながら健康づくりをしようみたいなのがはやり始めているわけです。そういった面で攻めてみたらどうかという、私は思っているわけですね。そこら辺、町長のほうはどんなふう考えているのかお聞きしたいんですけど。お願いします。

議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。再開を午前10時15分といたします。

午前9時57分休憩

.....

午前10時15分再開

議長（福田 洋明君） 再開をいたします。山田町長。

町長（山田 健一君） ヘルスツーリズムについてということでございます。確かに今、健康志向が大変高まっておりますんで、ツーリズムはいろんな形で事業を展開させておると思いますが、それも一つのこれからのみんなが注目をする観光とあわせてやっていく一つの大きなテーマにな

ると思います。いろんな事例等も踏まえながら、少し勉強してみたいと思っております。

議長（福田 洋明君） 松本武士議員。

議員（3番 松本 武士君） ぜひ研究されて、平生町の活性化というものをぜひ実現していただきたいと思うんですが。私が選挙のときに平生町の活性化というふうにならうって選挙活動をしたわけなんですけど、平生町、今の状況で活性化できるのかと、応援していただいた方にも言われたぐらい、活性化できないと思われていますので、ぜひ力を入れて活性化していただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

次の質問に移らせていただきます。平生町行政改革について2つ質問をさせていただきます。ほかの議員の方がいろいろ質問をされて、河内山議員はとくにいろいろと質問されたので、余り私も言うことがなくなってきたかなというところがあるんですが、私なりの行政改革について質問させていただきます。

1つには、財政危機宣言というものなんですけど、先日5年ごとの国勢調査でも総人口の減少が確認されまして、2060年には9,000万人割り込むとの推計もあり、税収の先細りや働き手の不足など、社会構造の変化を予想されます、こういった縮小社会、いわゆる縮小社会、少子高齢化とも言いますが、縮小社会の中での行政改革には、社会保障の削減とか公共施設の統廃合など、痛みがしょうがないと私は思っているわけなんですけど、ただ、今までの経済成長のことを考えたり、行政サービスに慣れてしまっているところを考えると、いきなり行政サービス切られるとちょっときついなところがあるというのを私は考えているんですね。それで、先日ちょっとある方と話をしたんですけど、いろいろな町の役を担っていらっしゃる方とちょっとお話をさせていただいて、その人にちょっといくつぐらい役を持っていらっしゃるのかと聞いたら、5つぐらいと答えられたんですね。いろいろな会合とか、議会でもいろいろ言われていると思っておりますけど、同じ人がいろんな役をいっぱいしょっているわけなんです。それで、これから先、人口減少して行って、その方も年をとられますよね。で、今自分のことも考えていかなければいけないと、その方も言っていたんですけど、社会保障費削って、今在宅療養とか在宅介護ですか。今要介護1、2を削ろうとしていますけれど、そういう面で社会保障を削られていくと、自分たちで何とかしなければいけない。もしお孫さんがいた日にはそのお孫さんの面倒も見なくちゃいけない。しかも介護している方もいて、ダブルケアになったりするケースも多々出てくると思うんですね。そういう面で言えば、その1人の方が5つも役を持っているといえば、ちょっと異常というか、もう無理。本当にほかの人の手助けがなきゃやっていけないということになりかねないですね。そういう1人で町のある程度の役を担ってしまっている、1人の方が担ってしまっている状況が、町長も認識されているとは思いますが、そういうところをなくしていかないと、今やられている協働のまちづくり、無理なんじゃないかなと思うわけなんですよね。

できれば、町長にもっと、町民の方に財政危機なんです。もっと皆さんに協力していただかないとこの町はもたないんですという認識を持っていただくように、財政危機宣言をしていただけたらと思うんですね。号令というか、大変なんですと町長の号令をしていただければ、皆さん、じゃあ助け合わなきゃという意識を持っていただけると思うんですよ。そういった意味で財政危機宣言していただけるかどうか。よろしくお願いします。

2つ目は、町民への説明方法について、先ほども言いましたが、今回の行政改革実施計画というものの、公共施設の更新や統廃合、使用料、手数料の適正化や新たな税の検討など、町民に負担を強いるような案が見られますね。先ほども言いましたけど、仕方がないのかなと思うのは思うんですが、これもうちちょっと町民の方々にはちょっと申しわけないところもあるんですが、今までのような行政サービスを受けようとする、結局のところ、実際にかかる費用は自分たちの税金に跳ね返ってくる。そういうことを理解していただきたいんですね、私も。町長もそう思っていらっしゃると思うんですけど。

そういった面で、中本議員がいろいろこう言われていましたけれど、町長みずから町民の前に立って、納得いくように説明をしていただかないと、皆さんもこう納得していただけないんじゃないかと。みずから出向いて、ちゃんと顔と顔を合わせて説明していただかないと、これからの先ほども言いました協働のまちづくりは無理なんじゃないかと思うんですよ。町長から、みずから各地に出向いて説明する、そういうことをしてはいかがでしょうか。するべきじゃないんでしょうか。概略版をつくるとか何かそういうんじゃないかと、顔と顔を合わせて、心と心を合わせて、それで手と手を取り合って、体と体を動かしてやっていくんじゃないんですか。やっていかなきゃいけないんですね。その辺の考えをお聞かせください。お願いします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 財政の、厳しい財政を踏まえて、一つは財政危機宣言をしてはどうかと。もう一つは、町民の皆さんに町長みずから出向いていろいろ話をすべきだということでございます。御指摘の点はごもっともだと思っておりますが、ただ、最初の財政危機宣言、これについては、やっぱりしっかりその方法を考えていかないといけないだろうと思っております。

確かに、今の財政の厳しい状況の中で、議員が御指摘のように、将来の財政需要等々を踏まえていけば、やっぱり今の時点でいろいろ将来に向けて手を打っていく必要があるということは、これはもうわかっておるわけでございますが、これいろんなところに実例がありますけれども、ある市では、財政危機宣言をやった、いかにももう財政が破綻するというような受けとめが先行して困ったという話が、その出し方によってはその言葉そのものがひとり歩きを始めるということもありますんで、ここはやっぱり同じやっぱり危機感を共有をしながら、町民の皆さんとやっぱり共有をして、どういう形でその状況を克服をしていくのかというやっぱり方法は、これはし

っかりおっしゃったように、私も町民の皆さんにしっかり説明を、責任を果たしていかなければいけないというように思っております、まだ今具体的な検討を今行政改革の中でも示しておりますけれども、検討を今進めてまいりますから、しっかりその辺である一定のものと言いますか、段階で、当然これは、やっぱり町民の皆さんにしっかり我々も説明責任を果たしていかなければいけないというように思っておりますから、いろんなやり方、方法はあると思っておりますけれども、しっかり私みずからがそういう姿勢を持って、この時期の状況打開に向けて取り組んでいくという、そういう気持ちだけは申し上げておきたいと思っております。

議長（福田 洋明君） 松本武士議員。

議員（3番 松本 武士君） 財政危機宣言をするとちょっと問題があるという感じが、実例があるということで、そういったはっきりとしたことは言われないうって、私の質問では、もう一つちょっとあったんで、それを答えていただけないかなと思うんですけれども、町長みずから出向いて、出向かれて顔と顔を合わせて、例えばコミュニティ協議会の総会とかで説明されるということですかね。そこをお答えください。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 最近ちょっとやっていませんけど、以前、いろんな合併問題とかいろんなことがありましたけれども、まちづくり懇談会とか、そういうものを地域で持ちながら、私自身も当然出向いていって、一緒にその地区でいろんな懇談会、会合を持ってやってきたという経緯もありますから、これからもこういう一つの財政問題、大きなテーマですから、しっかりやっていきたいというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） 松本武士議員。

議員（3番 松本 武士君） その説明はよろしく願います。

これからのこと、説明会は当然のようにやってもらいたいんですが、先ほど言っているとおり、協働のまちづくり、これ鍵だと思えますよ。これからのまちづくりに関しては、町長は町民との距離を縮めるために毎月親しみトーク、町長と語る日を行われてますようですが、いろいろ説明会をやられて、その後、財政状況はどうなっているんだとか、随時かわっていくわけですよ。そのタイミングもあるわけで。そういう町の動き、そういうのを知ってもらうには、親しみトークだけではないと思いますよ。いろいろなことをやって情報発信はしていると思うんですけど、なかなか日中働いている方との交流を促進、町長と交流というのはなかなかないと思うんですが、そういう協働のまちづくり、町長との距離を縮めて、また、やっていく必要があるんじゃないかと、私は感じているわけなんですよ。

それで、先ほども町長はほかの自治体のことをちょっと言われましたけど、ブログとかフェイスブックとかツイッターですね、そういうソーシャルネットサービス、そういうのは町長、フェ

イスブックは町長やられているとは思いますが、そういったものをもっと活用して、常に町長と町民が交流できる、そういう体制をとる必要があるのではないのでしょうか。開かれた行政を実現し、町民の方により一層の協力をしてもらうためにも、町長みずからの言葉で常に町民と語り合う場が必要なのではないのでしょうか。平生ファンクラブとかいろいろ町のやっていることをPRするところがありますけれども、限界があると思うんですね、言えることは、町長でなければ言えないことは絶対にあるはずですから、町長みずからがそのフェイスブックとかツイッター、ブログをもっと活用していただいて、町民との距離を縮めていただいて、協働のまちづくりをもっと促していただきたいんですが、ソーシャルネットサービスですね、そこら辺の活用をして、町民との交流をさらに深めるかどうかをちょっと聞かせてください。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） ネットサービスを活用してもっとやってはどうかということです。フェイスブックも一応開設しましたが、なかなか活用できていないと。これ本当にずっとある程度時間的にとれる時間帯をどういうふうにつくっていくのかというのは、私自身が課題で、これやっぱり相当時間がやっぱり要りますから、しっかりその辺は調整をしながら、少しどうやったらいいか検討したいというふうに思いますので、よろしく。

議長（福田 洋明君） これをもって一般質問を終了いたします。

・

議長（福田 洋明君） これより、行政報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。これをもって、行政報告に対する質疑を終了いたします。

次に、提出議案に対する質疑に入ります。まず、議案第2号平成27年度平生町一般会計補正予算について質疑を行います。質疑はありませんか。河内山宏充議員。

議員（10番 河内山宏充君） 27年度平生町補正予算ということで、一般会計の補正予算についてお尋ねをいたします。ページ数が42、10の教育費なんですけれども、お尋ねしたいのは、2項の小学校費、目の2教育振興費、19で負担金補助及び交付金ですか、就学援助費の減額、これ実績ということで御説明いただいたんですけれども、それと、同じく3の中学校費でも同じく就学援助費の減額がされているんですけれども、両方ちょっと実績見込みということなんですけれども、お聞きしたいのは、実績とはいえ大きい減額幅なんですよね。小学校費、特に。当初の予算組みが715万5,000円だったと記憶しているんですけれども、それに対して、就学援助費の減額が179万2,000円ですか。就学援助費、積極的に皆さん利用されて、また子供たちの教育機会の均等ということでも、非常に大きな、生活困窮者に対して、いわゆる申

請主義でこれやられているんじゃないかと思うんですけども、当初予算組みされていた金額の割には大きい減額な幅なものですから、いわゆるどういう経緯だったのか。減額というのは当初の見積もりに対して年度末実績ということですから、当然あり得ることなんですけれども、ちょっと幅が気になるものですから。特に子供の教育機会の均等ということで、どういうふうな事情があったのかどうなのか。そのことをお尋ねさせていただければと思います。以上です。

議長（福田 洋明君） 高木教育長。

教育長（高木 哲夫君） ただいまの御質問でございますが、就学援助費につきましては、確かに保護者の申請主義に基づくもので、広報等いろいろな周知手段を持つての毎年の事務でございます。内容につきましては、教育次長のほうから答弁させていただきます。

議長（福田 洋明君） 角田教育次長。

教育委員会次長兼学校教育課長（角田 光弘君） それではお答えいたします。

42ページの小学校費の教育振興費、就学援助費の補助金の減額でございます。こちらにつきましては、先ほど教育長が申し上げましたとおり、申請主義でございまして、広報であったり、ホームページ等を活用して周知に努めている現状がございます。27年度当初予算を組みます場合に、就学援助費のそれぞれ項目ございまして、学用品であったり通学用品、修学旅行、社会見学等そういう項目がございます。年度当初の予算措置では、一番多い申請につきましては、学用品が一番多いんですけども、100名で見えておりました。年度当初の見積もりをする場合に、26年度については、当初770万円のところを710万円で出ておまして、既にそこで60万円減額している状況がございます。27年度組むときに100名で見まして、こればかりは申請主義でございまして、またそれぞれ家計の状況もその年によってかわります。

そういうことを踏まえれば、やはり大きめにどうしても予算措置をする必要がありますので、最大100名を基準にいたしまして、それぞれの費目で予算の試算をいたしました。金額的に一番大きいのは給食費でございます。それが715万5,000円のうち、予算上では475万円程度あります。そちらにつきましてもやはり申請者が見込んだほどじゃなかったということで、結果、精算しまして総額で179万2,000円程度の減額となったところでございます。以上です。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第3号平成27年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第4号平成27年度平生町下水道事業特別会計補正予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第5号平成27年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第6号平成27年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計補正予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第7号平成27年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第8号平成27年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、平成28年度予算の質疑を行います。一般会計は全般についての質疑、歳入は一括、歳出は款ごと、特別会計は会計ごとに質疑を行います。

まず、議案第9号平成28年度平生町一般会計予算について質疑を行います。

一般会計予算全般についての質疑はありませんか。平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 全体についてちょっとお伺いをいたします。

まず、第1に、28年度の予算編成のテーマです。協働と持続可能なまちづくりの実現とあります。私はこれなかなか意味がよくわからないのですが、どういうことを想定しておられるのか、お伺いをしたいと思います。

それから、次に、予算の中で、いわゆる給料、人件費分ですね。これは一般質問の中でもちょっと中本議員のほうから出ましたが、6月から職員の給料の削減を予定しておるといような話も出ましたが、この給料の金額は削減を予定して組んだものなのか、通年の今までどおりの予算

で組んだのか。資料とか特別会計の給料分等もずっと見ておりましたが、大体同程度の金額は含まれてはおるんですが、その取り扱いをお伺いをいたしたいと思います。

それから、次に132ページ、ちょっとこれ小さいことですけど、特別会計にもかかわりませんから、ちょっとお伺いをしたいんですが、132ページに等級別職員数という一覧表がございます。これに私は特別会計に組まれた人数も全部足してみたんですよ。そうすると、27年4月1日現在で、いわゆる1級に属する者が、一般会計分は16人ですが全体で18人です。28年4月1日現在を見ると14人になっています。18人が14人になっています。特別会計でもそうですね。それでよく見ると、1人ほど2級に昇給をしておるんですよ。だから、これ3人はどうなったのでしょうか。これはお伺いをしたいんですが。以上です。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 協働と持続可能なまちづくりということでございますが、これはちょっと縮めておりますが、協働のまちづくりの象徴として協働と、いわゆる協働のまちづくりという意味で、協働というふうに入れさせていただいております。これは、今、本町としても今年度、また新年度にかけて地域での、4地区から6地区へそれぞれコミュニティ協議会の設立に向けて取り組んでいくと、これ一つの大きなテーマでございます。したがって、これと持続可能なまちづくり、これはまさに財政問題を含めて、厳しい財政状況の中で将来に向けての持続可能なまちづくりを展望していこうと、これが一つの考え方が背景にありまして、協働と持続可能なまちづくりという形に設定をさせていただきました。

それから、給与の件でございますが、これは従来どおり、計上させていただいております、いろいろ組合との話し合いもしていかなければなりませんから、これはこれで今まだ決定をしておらないわけですから、そのとおり計上させていただいております。

議長（福田 洋明君） 羽山総務課長。

総務課長兼選挙管理委員会事務局長（羽山 敦紀君） 御質問の132ページの等級別職員数につきまして御説明させていただきます。

こちらの掲載しております平成27年4月1日現在の人数、そして28年4月1日現在の人数、それぞれ等級別に人数が掲載してございますけれども、今御質問のありました、平成27年4月1日現在で、特別会計を含めて18名、1級はですね。28年で特別会計含めて1級は14名という数はどうしてなのかという話ですけども、こちらにつきましては、27年4月1日現在の表に掲載しております人数は、27年度予算の予算書の数字がそのまま移行しております。28年4月1日現在につきましては、今年度の人数から退職者等を除いて予定、採用者の人数も含めたもので計上をいたしております。ですから、現状を踏まえた上での予定数値というのが28年4月1日となっておりますので、それがそのまま本当に今から人事異動等もございませぬけれども、

それがそのままイコール、全く100%イコールというわけではございませんので、あくまでも予定数ということでございますので、その辺で御認識をお願いいたしたいと思っております。

議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 協働と持続可能なまちづくり、言葉はそれでいいですが、協働のまちづくりについて、27年度当初予算のときも私いろいろと申し上げました。私の認識は、中本議員が一般質問で申された評価と大体、協働のまちづくりの今日の実態は同じ考えを持っております。それで、この協働のまちづくりについて、あるコミュニティ協議会の幹部の方が、赤子山の登山道の整備に今参加してきたと言われて、行って、いいかげんきつかったけど、1,500円もらったという話もありまして、しかし、あれはだめじゃいねって言われるんですよ。私ら子供のとき連れて登ったけど、今ごろ登る者はおりやしませんよという話はしました。それと、また来てくれちゅうから行くのは行くけどと。それから、協働のまちづくりについてどうもようわからんって。どんなまちをつくれって平岡さん言うんかねって言われるんですよ。協働のまちづくりって言われるけど、姿が見えないんですよ、協働のまちづくりの。どういうことなのかというのは、この予算のそれが柱にまだなってきたおわけですけど、いろいろ苦労されているとは思いますが、この姿が見えない。どういう姿になっていくんですか。財政の、行財政改革については、また後も申しますが、よくそれは急いでやっていかなければならないと今、思います。

それで、この3名は退職をされたんじゃないんですか、1級の方。1級とえば、役場に入って間もない方だとは思いますがね。いろいろ噂も入ってきておるんですけど、退職をされてどうされたのか。退職の理由だとか、もし言えるなら、ここだからなかなか難しいかもしれんけど、退職をされてどうされたかが、情報として提供できるものがあればしてほしいんですけどね。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 協働のまちづくりに関して、それぞれ地域で今取り組みを進めていただいておりますが、条例を策定してそれから推進プランをつくって、各地区でコミュニティ協議会の設立と同時に、その地域の課題解決に向けて、あるいは地域でいろいろ、その地域ごとのプランをつくっていただくように今しておりますが、それがそれぞれ策定をいただいておりますが、そのことが十分周知がまだいってないんだろうというふうに、今のお話を聞く限りでは思います。したがって、十分、それぞれコミュニティ協議会がございまして、立派な計画もつくって、地域課題の解決に向けて取り組むという形になっていますから、そのことの周知を含めて、これは行政のほうも一緒になって地域の皆さんとそれが周知されるように、さらに努力をしていくように、よくまた伝えていきたいというふうに思っております。

もう一つは総務課長のほうから答弁をさせます。

議長（福田 洋明君） 羽山総務課長。

総務課長兼選挙管理委員会事務局長（羽山 敦紀君） 今の1級の職員の扱いですけれども、確かに今おっしゃられるように、若い職員で退職をする者がおります。その行き先は新しく職を求めていますので、平生町が嫌になったからやめたというものではございません。

議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） ちょっと次、長くなるがいろいろと申し上げます。

私は今、夕張市のことちょうど10年で新聞この前からいろいろ見て、共通するところ、気持ち共通するところがありまして、10年やってきてもう職員はやめる、まちに住んでいる人間も札幌のほうに移っていくとか、まちの悲惨な姿が東京都の職員が市長になって一生懸命頑張っておられる姿も伝えられてます。もうこれはやれんと、このままじゃ。だから、もっと前向きな計画をつくって再建策を総務省と本気でやらんにやまちがなくなってしまうという危機感を持って、新しい検討委員会をつくって、次の計画をつくって総務大臣に提出をされております。

その中では、職員の給料もまた引き上げていこう、まちも新しい事業を起こしていこう、子育て支援もさらに充実していこうと、いわゆる前向きな中身で、いわゆる財政再建団体では考えられないような提案をまとめて、これから本気で交渉するというまちの存亡の危機をかけた努力をされている姿を見ました。うちの町も似たような状況なんですよ。それで、町長さん、2月の議会の改革特別委員会の話で、中本議員が出席をされていないという話でありましたし、状況も話しましたが、出席されればよかったですね。そうすれば、あのような答弁にはなっていなかったと思うんですよ。出てきて、副町長と総合政策課長が出てきて、もう30年には基金がゼロになってもうやっていけんようになると、こういう表を示して、人口が減って交付税が減ってくると。高齢化、少子化で町税も減ってくると。財政再建に、いわゆる財源対策に取り組む、行政改革に取り組むと、機構改革に取り組むと同時に、職員の給与を5%カットすると、こういう話をされました。深刻な状況の報告でしたよ。中にあったのは、ほかは抽象的で、職員の給与を5%カットするということだけが具体的でした。

私は、国会で安倍首相が上から目線で質問する議員に向けて、居丈高に、安倍政権になったらこれだけの成果を挙げてという答弁をする姿をよくテレビやラジオで聞いたりします。中本議員に対する答弁に町長の姿と今回、ばっちり重なったんですよ。出てきてお話を一緒にしておられれば、ああいう答弁にはなってなかったと思うんですよ。

それで、私はいいほうに考えようと思うんですよ。職員の給与5%カットはやめると。これをちょっと約束をしていただきたいと思います。あれだけのいい、私はこれだけやってきたと、基金も3億7,000万円になったと、こういうお話をされたんですよ。財源も一応確保をされていますから、まず振り出しに戻して、みずからが先頭に立って、町の財政構造の改革を進める、こ

れをやっぱりやる必要があると思うんですよね。

私はこれまでの質問で、人口減少をしたら候補者が減るという話を何度もしてきましたし、町の財政構造をかえていかなければだめだという話もしてきました。今年の予算を見ると、下水道の事業を見て思うんですが、昨年もみずから率先して、一番今お金が入りやすいのは下水道の料金だと。下水道の引き込みの数をふやしたらどうかという話もしました。提案は前年実績を見込んで減額です。この1年間の努力は何だったんだろうかという気もするんですよ。

先ほど、町長話がありましたように、10年前にこの表見たらよくわかるんですけど、思い出すし、教育長も退任されるに当たって一番思い出になるのは、この10年前の三位一体改革、合併が壊れて単独町制をしなければならないと、その後に三位一体改革が来まして、それは大変でしたよ。当時、議長の職をしていましたから、先ほど申されるように、各地の懇談会に行って、町の、例えば職員の給与もカットし、議員もカットしました。そして町の報酬の、いろんな報酬も全部カットしました。公民館の使用料もとるようになりました。そういう説明を一生懸命、町の各所でやって歩いた、私も参加しました。血の出るような努力をしてきたんですよ。

この間、職員の給与と議員の報酬等はもとに戻りましたけど、報酬はそのままですよ、10年、いろんな各種委員とか、いわゆる公職、非常勤の方々の。それと公民館等の使用料もそのままですよ。みんな負担をお願いしておるんですよ。10年たったらまた同じことを繰り返すのかというのが、この前の特別委員会での私の感想なんですよ。

民間の企業でしたら従業員のカット、給与カットを2回もすれば当然責任の問題も出てきますよ。そこに姿がなかったということは、私は残念に思ったんですよ。と同時に、私はやっぱり副町長、総合政策課長、副町長だけにしましょうか。やっぱり対応悪いと思うんですよ。やっぱり出られんなら出られんで一言あってもいいはずなんですよ。どれだけの認識を持って出てこられたのか。やっぱり職員の給与をカットするというのは一大事なんですよ。やっぱりもっとそれぞれが決意を込めて取り組んでいただきたいと思うんです。そのために先頭に立ってやって、いわゆる決意も伺おうと思うんですが、その前に一つほど、協働のまちづくりについて伺いしますが、私はどうしてもやっぱり先が乏しいと思うのは、これはまち・むら地区のふれあい便です。この中に、来年度の総会を開きますということで、各自治から1名の代議員の選出をお願いしますよと。それから、各世帯ずつ100円の会費もお願いしますよというお知らせがあります。それで代議員の方は参加してくださいと。協働のまちづくりの協議会がこういう具合に自治会に基盤を置くとするのであれば、今の自治会活動の状況を考えれば、いずれ消滅しますよ。つまり、一生懸命、本気にやっている方々が、おられる間は続くかもしれませんが、やっぱりこの体系から見ても難しい。それで、最後に申し上げたいんですが町長、これから先どうされるか知りませんが、あと残されたのは2年半なんですよ。財政再建を本気でやっぱり取り組むと。そし

て、協働のまちづくりにしても随分と長い間、取り組んできましたが、なかなか展望が見えないと。じゃあこれについても本格的な検討をして、どうするかもよく考える時期になっておるんじゃないですか。20年間やって、町の財政がパンクする状態になったと、これじゃ困ります。本気でやっていただきたいと思うし、一生懸命やっていくつもりでおるんですよ。ですから、適当な時期に町村会の会長も辞職をされて、本気でちょっと一緒に財政再建に取り組んでいく、平生町まちづくりに取り組む必要があるんじゃないですか。この決意をお伺いしたいと思うんです。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 何点かありますが、協働のまちづくりと財政絡みの中で改めて決意をと。この前の説明会の件につきましては、これはちょっと事情がありまして、早く聞いておれば我々も特別委員会、それは私出て説明させてもらったんですが、後でそういうことで報告を受けております。それはそれとしましても、大変厳しい状況の中で、今人件費問題を含めて、もう一度、我々もこの襟を正して取り組んでいかなければいけない時期を迎えておるということで、今はもう職員も含めて、話をさせて今いただいております。したがって、組合との交渉もしっかりやっていきたいというふうに考えております。

状況を考えれば、10年前の状況を踏まえて、もう一度しっかり原点に戻ってやれという今御指摘でございます。今の状況を何としても立て直していかなければいけないというのが、今課せられた大きな課題であるというのは、私もしっかり認識しておりますから、その点についても取り組みが、全力を挙げて取り組んでいきたいと思っておりますし、協働のまちづくりにつきましても、いろいろ点検をしながら、やっぱり今からできるところもありますから、しっかり先行した部分で反省をしなければならんところ、あるいはまたプラスをせんにやいけんところ等々、しっかり点検をしながら、何とかこれも軌道に乗っていくように、責任を果たしていきたいというふうに考えております。

議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。再開を11時15分からいたします。

午前11時03分休憩

.....
午前11時14分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、歳入について質疑はありませんか。河内山宏充議員。

議員（10番 河内山宏充君） 歳入財源の確保という点から、2項目についてお尋ねをいたします。

まず、1点目なんですけども、このたびの28年度の予算の中で、地方交付税の中に、いわゆる昨年、地方版総合戦略。これ策定した1,000万円、交付税措置がされる。これが入っているのかどうなのか。入ってなければ、いつごろの予定なのかということ、まず。この歳入に入れられてらっしゃるかどうかが。そういうことをお尋ねしたいと思います。

それと、当初から、財政基金の繰り入れを約1億円されてらっしゃいますよね。全く、今までと同じ感じ。確かに、基金残高としては、26年末、27年末、1億3,000万ぐらいはふえてはいますけれども、結局同じ、入りをはかりて、どうのこうのというお話の割には全く入りが量れてないんじゃないか。と申しますのも、27年の3月の実施計画書、発行された段階では、繰入金は5,000万として今後、予定をされていたんじゃないかと理解しているんです。それが倍増したと。やはり、このへんのところは歳出削減。行政改革ともつながってくると思いますけれども、どのような一体予算組をされたのかどうなのか。2点ほどお尋ねをいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 総合政策課長のほうから答弁いたします。

議長（福田 洋明君） 藤田総合政策課長。

総合政策課長（藤田 衛君） 地方交付税に関して、総合戦略をつくったら1,000万円ということでしたが、これは交付税とは、直接関係ございませんで、早期策定分とかそういうのを含めて、既に国のほうからは交付金として措置されているものでございます。それから、基金については、今年度の新年度予算の予算編成方針でも基金に依存しないという体質の中で、各課説明を申し上げたわけですが、やはり、交付税については、人口減少分というの見込まないといけないというところもございまして、それから、総合戦略、総合計画の初年度ということでもございましたので、約1億円近い基金を繰り入れざるを得なかったという状況でございます。

議長（福田 洋明君） 河内山宏充議員。

議員（10番 河内山宏充君） 基金依存からの脱出をうたいながら、どうしても、そりゃ、やりくりとしてようわかるんですけど、やはり、大きな柱として基金依存体質からの脱却をしようというふうにならなってきたんですから、今までと全く一緒じゃないですか。何とかしようよということは、また、委員会のときでもいいますけれども、何とかしなきゃ、これ、どうにもならん問題ですよ。その点では、この予算組みに対しての責任問題というか、きちんとした説明をまた改めて委員会のほうでもお尋ねをいたします。

次の質問で、した中で、1,000万の措置なんですけれども、これ交付税とは別に措置されているということなんで少し、これどこに入っているのか。わかるように、地方総合戦略版も作成すれば1,000万円交付されますって言われてたんですから、きちんとその証拠なり根拠を

ちょっと今言っていただけないですかね。またいずれその後、それにつきまして委員会で申し上げます。

議長（福田 洋明君） 藤田総合政策課長。

総合政策課長（藤田 衛君） 失礼いたします。総合戦略の、早期策定すれば1,000万円交付しますというのは、国のほうの補正予算の留保財源があったわけでございますので、その分で、補正予算で上げさせていただいております。これは、動画の部分と、それから、ホームページの作成というところで予算措置をさせていただいているところでございます。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、歳出について質疑を行います。まず、議会費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、総務費について質疑はありませんか。河内山宏充議員。

議員（10番 河内山宏充君） 所管の委員会に所属はしておりますけれども、一応、そのときの前段として少しお尋ねをさせていただきます。

46ページ、企画振興費12節役務費手数料、払込13万9,000円ですね。これたしかクレジット。ふるさと納税に対するクレジットの支払手数料じゃないかと思うんですけれども、その上に、8の報償費でふるさと納税200万円ということですよ。ですから、ふるさと納税返礼品等を含めて200万円。それで、その決算に関して手数料、クレジット会社に対する使用手数料ですね。クレジットの。この13万9,000円で、歳入で500万円の寄附は全部ふるさと納税という考え方でいいんでしょうか。その流れを少し説明していただけませんか。

議長（福田 洋明君） 藤田総合政策課長。

総合政策課長（藤田 衛君） ふるさと納税についてのお尋ねでございます。

まず、報償費の209万円でございますけれども、それは今お礼の品として特産品を寄附していただいた方にお返しをしております。これは4,000円相当ということでございます。送料含めてということでございます。これの500人分ということでございます。歳入のほうは500人分ということで、1人1万円ということで計上しているところでございます。

それから、手数料の13万9,000円ということでございます。これは、一つはポータルサイトふるさとチョイスというのが、今もう利用はさせていただいておりますけれども、正式には、この6月からというふうに考えております。その手数料。それから、クレジット決済というのが寄附者の中からかなり要望がございますので、これについて、新たに、これも導入したいとい

うことでございます。この月額の手数料。要は、ヤフー公金の初期費用決済手数料。決済というのは、1万円という方の寄附がございましたらその1%ということでございます。その決済手数料等々含めたものが13万9,000円ということでございます。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、民生費について質疑はありませんか。細田留美子議員。

議員（9番 細田留美子さん） 民生費、60ページ。60から61ページ、老人福祉センターのことについてお尋ねいたします。61ページ、今回、排水設備に工事請負が入っているんですけど、かなり老朽化も進んでいる老人福祉センター。これからの整備予定お願いいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 健康福祉課長のほうから答弁いたします。

議長（福田 洋明君） 田代健康福祉課長。

健康福祉課長（田代 信忠君） 61ページの工事請負費で、排水設備を上げております。

この内容といたしましては、この区域が下水道の処理区域に入りまして、それから、3年以内に排水設備を設置していかないといけないというのが下水道法で決まっておりますので、今回、そういった排水設備の工事を含めたものでございます。

今後におきまして、老人福祉センター、平成5年にできまして、かなりの年数がたっております。今後は、現在、指定管理で町社協のほうに委託管理していただいておりますけども、今後協議をして、来年度以降の指定管理をどうするか。また、その老朽化した施設をどうするかというのは協議していきたいと思っております。

議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

議員（9番 細田留美子さん） 平成5年にできて二十数年たって、水回りのほうも大分修理が必要だったこともありますので、今からどうやっていくか。老人福祉センター管理運営費1,199万6,000円。社協がどういうふう、今からも使っていくつもりがあるのか、ないのか。そのあたりもございますので、しっかり、このあたりは戦略的に考えておかれないと、今からこれが、非常に使い勝手がいい悪いもありますので、どういうふうにされていくかは、研究をしっかりされていかれたらと思っております。以上です。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。岩本ひろ子議員。

議員（12番 岩本ひろ子さん） 今、2次区分の扶助費ですが、介護サポートタクシー事業費の件なんですけど、これはどういうふう。何人ぐらい利用されて、申請はどういうふうにしておられるのか。申請というか、希望者はどういうふうに取り扱いしておられるのか、ちょっとお聞き

いたします。今、179万1,000円、予算を組んでおられますが、どれくらい利用者がおられますか。

議長（福田 洋明君） 田代健康福祉課長。

健康福祉課長（田代 信忠君） 介護サポートタクシー事業でございます。この目的は、外出の困難な要介護、要支援者にあります高齢者の外出を支援するために、町とタクシー会社での協定を結びまして、1回当たり500円の介護サポートタクシー券を年24枚を上限として公布しているものでございます。現在、対象者といいますが、そういった方々、利用が見込みで約250人を予定しております、実際に利用されている方、大まか200人程度でございます。

議長（福田 洋明君） 岩本ひろ子議員。

議員（12番 岩本ひろ子さん） 新たに使いたいという方の希望とかは、それはできるのかどうか。今、申請しておられている方でしょうけど、新たに申請したいというか。そういう方はどういふふうになりますか。できますかというか。新しく、今、もらってない方でもほしいという方がおられた場合は、どういふふうな手続をしていくか、お聞きします。

議長（福田 洋明君） 田代健康福祉課長。

健康福祉課長（田代 信忠君） この介護サポートタクシーの事業ですけれども、この対象者というのが、介護の認定を受けられた方が対象でございますので、そういったまずは、認定の申請をしていただいて、それからそういった該当、認定されて支援1、2、介護5までありますが、そういった方が対象でございますので、初めての方というか、申請希望されている方で、まずは、認定をしていただければと思います。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、衛生費について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、労働費について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、農林水産業費について、質疑はありませんか。 洲上正博議員。

議員（8番 洲上 正博君） 1点ほどお聞きします。この81ページ、ジャンボタニシ駆除支援対策事業とミカンバエ防除支援対策事業。毎年、これぐらいのお金を補助金として出しておられますが。この効果についてはどうなんですかね。ずっとこのとおり、ずっと続いておるんです

かね。この辺はどうなっているのか、ちょっとよろしく。

議長（福田 洋明君） 藤山経済課長。

経済課長兼農業委員会事務局長（藤山 一人君） 今、御質問がありました81ページの負担金及び交付金のジャンボタニシ防除支援対策事業とミカンバエ防除対策事業について、お答えをいたします。まず、ジャンボタニシ防除支援対策事業でございますが、これは、町内に発生しておりますジャンボタニシの生息密度を下げるために、防除薬剤の購入費を助成する事業でございます。平成23年度から、本町では単独事業として実施しております、事業主体はJA南すおう。JAで買われました防除薬剤に対して、町が5分の1。また、JAも独自に5分の1を上乗せして助成をしているところでございます。ジャンボタニシについては、平成9年ごろから、町内では被害が出てきて、そのころから、毎年、農林事務所、農協、町が共同して調査をしております。当時は、広く欠株を発生するなど、収量等に支障が出ておりましたが、効果的な薬剤が発明されまして、販売されることによりまして、ここ最近、欠株等はあまり見られなくなりました。ただ、繁殖力が旺盛なために、水路からいろいろ広がっていくことに加えまして、農業機械や人について広がることもあり、発生区域としては広がっておりますけど、実質的な被害は随分抑えられたということでございます。したがって、この事業は有効的な薬剤を適正に散布するための助成ということで町から上がっておりますので、引き続き実施していきたいと考えています。

続きまして、ミカンバエの防除対策事業でございますが、これは、本町の特産品でありますアルギットミカンの品質保持のために行っております。ミカンバエの防除薬剤に対する購入補助ということで、ジャンボタニシの補助と似たような形のものでございます。これも平成23年度から実施しております、主要実施主体はJA南すおう、並びに、平生町柑橘研究会ということで、柑橘研究会の会員さんが自分たちの出荷するミカンの防除に散布します防除薬剤の3分の1を町が補助するものでございます。ミカンバエにつきましても、ミカンの中に産卵をし、消費者がミカンを食べる際に幼虫が出てくるという品質の低下による価値を下げることを防ぐために防除作業をしていただいております、これを薬剤についても非常に効果ありますので、適正な防除をされれば、発生が抑制されるということで、これも引き続き、来年度も実施したいというふうに考えております。以上でございます。

議長（福田 洋明君） 淵上正博議員。

議員（8番 淵上 正博君） 確かに、今言われたように、大型機械がありますから、それについて拡大をとるわけですね。その辺について、やっぱり、拡大を抑えるためにはどういうふうな対策を取ったらいいかというのをよく研究をされて、ほんと今宇佐木のほうまで来とるんですよ。その辺もよく研究をされて、拡大をしないような方法をぜひ考えていただきたい。これは要望でいいです。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、商工費について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、土木費について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、消防費について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、教育費について、質疑はありませんか。河内山宏充議員。

議員（10番 河内山宏充君） 教育費についてお尋ねをさせていただきます。ページ数で言えば103ページ。10の教育費、項の教育総務費、目としては事務局費ですね。18の備品購入費ICT機器。これは140万7,000円ですよね。これは、当初予算説明の中でも、学びのイノベーション推進事業として、佐賀小でのタブレットと電子黒板を利用した授業を展開していくということで大変喜ばしい。非常に、学校のICT化って言うんですか。そういうものに積極的に取り組んでいただいて評価していると思うんですけど、心配するのは、佐賀地区全体はデジタル難視聴地域ですよね。どうのような接続で、どうのような通信をされるのかっていうことなんです。平生小でも、電子黒板を利用したICT化を進められていらっしゃるけれども、ちょっと地域性が違う。佐賀小では、YSNへ、たしかつながってたんじゃないかと思うんですけども、そうすると、通信料とか、接続料とか。平生小でももう既に、電子黒板使ってるけれども、今度タブレットということになりますとかなり情報量とか、外からの情報通信という形でされると思います。これはどのようになって、通信料とか接続料とか一般的に必要なになってくるんじゃないかと思うんですけども、その計上等どう見込みをされていらっしゃるのか。既にお見込みとは思いますが。

それと、一番気になるのが、タブレットを使用した授業。いわゆる、小学校2校ありますので、今後、平生町でも展開をされると思うんですけど、特に、佐賀小学校は小規模特認校ということで、こういう施策の展開をされるのかもしれませんが、全体として考えればどうなのか。私、地域の一員としては、佐賀小学校でそういうふうな特色を出していただく、大変喜ばしいと思うんですけども、町として考えれば、今度、平生小にも当然導入される予定等も含めて、い

ろいろ御検討をされているんじゃないかと思うんですけども、その辺が議会議員としても、大変、気になるところでございまして、今後の展望というのをお尋ねをしたいと思います。

それと子供たち、幼少期ですけど、一番気になるのがいわゆる、デジタル機器を使ったときのブルーライト対策。いわゆる、目の疲れとかというものがさまざまな情報が氾濫しております。いわゆる、デジタル、LED光線を使えば当然、目の疲れ、ブルーライト対策というのも、当然、今後、出てこうかと思うんですけども、それを想定されていらっしゃるかどうか。そのことも含めて御検討され、健康問題として、やはり、捉えておく必要が、今の時点であるのではないかと思うんですけども、どう施策として、それらを兼ね合わせた上でのICT化を進められていこうとされているのか。少しお尋ねをさせていただきたいと思います。以上です。

議長（福田 洋明君） 角田教育次長。

教育委員会次長兼学校教育課長（角田 光弘君） それでは、103ページの事務局費の備品購入ICT機器のところでございます。

こちらにつきましては、事業名といたしましては、平生っ子学びのイノベーション推進事業という名称を掲げまして、学校のICT化を推進していくという大きな基本的な考え方がございます。教育情報の推進に対応いたしました教育環境を年次的に整備していきまして、もって、学力の向上を図っていくということが目的でございます。この予算につきましては、佐賀小学校におきまして、電子黒板と書画カメラとタブレットを使用した学習システム、こちらを導入するものがございます。御質問にありますように、まず、外部との接続の環境でございますが、基本的には、授業によっては外部と通信して、情報を取り込むこともありますけれど、基本的には、そういうものは想定はしておりません。教材を使っただけの学習になりますので、外部との通信で、それを授業に使うということは、回数的には少ないものと思っております。ですから、授業におきまます不都合というのは、なかなか考えにくい状況ではございます。それと、タブレット端末の、今後の整備、町として、どう考えるかということでございます。今回、佐賀小学校におきましては、PTAのほうの会計で16台のタブレット端末を購入されております。そちらと電子黒板をつなぎまして、学習システムでございます。子供たちの集中力、理解力を高める双方向な授業を可能にするということで、その学習支援をしようと思っております。佐賀小学校におきましてモデル的に今回導入するということでございます。

町全体で、今後の整備状況でございますが、当然、平生小学校にも今後ということで考えておりますが、年次的な整備になるのかと思っておりますが、まだ具体的に何年に何台ということまでは、まだ検討が進んでおらないのが現状でございます。

それと、デジタル機器の使用によります健康被害の対策でございますが、やはり河内山議員言われたように、当然長時間の使用になれば、当然そういうことも考えられます。しかしながら、

その授業におきましての使用時間というものは、もう限定して使っておりまして、その授業全体で、それを長時間使うということは、まず考えられません。

あくまでも、このタブレットにしる、電子黒板にしる、授業を補完する使用になりますので、そのあたりの健康被害につきましては、当然、頭に置きながら使用しなければなりません、長時間の利用にならないよう、その辺については配慮しながら使っていられるものと思っております。以上です。

議長（福田 洋明君） 河内山宏充議員。

議員（10番 河内山宏充君） よく理解できました。ただ1点気になるのが、モデルケースとはいえ、佐賀小で導入されたタブレット端末、PTA会計のほうからっていうお話でございまして、町全体で考えれば、だから、それをずっと。ですから保護者の皆さん方、また、今まで先人の皆さん方のPTA会計、多分、保有額とかもあると思うんですけども、だからといって、平生小でその、いわゆる、こっちと佐賀小としては、学校全体のお金、保護者のお金ちゅうことですよね。PTA会計ですから、当然、先生も負担を一部されてると思うんですけども。

平生小でそういう会計があればいいんでしょうけど、なかなか、大規模校として難しいところがあるだろうから、そのへんの区別だけはきちんとして、それが佐賀小学校の特色で、先人の皆さん方が残された財産なわけですから、ぜひ、有効に使っていただいて、佐賀小学校を特色ある学校として育てていただきますように強くお願い申し上げます。以上です。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、災害復旧費について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次の公債費、諸支出金、予備費については一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、給与費明細書から地方債の調書まで一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、特別会計予算について質疑を行います。

まず、議案第10号平成28年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第11号平成28年度平生町下水道事業特別会計予算について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第12号平成28年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計予算について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第13号平成28年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計予算について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第14号平成28年度平生町介護保険事業勘定特別会計予算について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第15号平成28年度平生町後期高齢者医療事業特別会計予算について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第16号平生町行政手続条例の一部を改正する条例から議案第30号平生町営特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例まで一括で質疑を行います。質疑はありませんか。河内山宏充議員。

議員（10番 河内山宏充君） 議案第22号町長等の給料の特例に関する条例の全部を改正する条例について、お尋ねをいたします。この条例案は、議案の中身ですよ。ここにも書いてありますけれども、町長が20%、副町長が15%、教育長が100分の10、10%をそれぞれ月額給料を削減するということなんです。これ、全体といたしますか、いわゆる、未来を見渡しての町長としての決断であろうと思うんですけれども、ちょっと疑問に思うところがあるもので、この条例に対するお考えをということで、2点ほどお尋ねをいたします。

まず、1点目なんですけれども、報酬審議会との絡みですよ。これ、報酬審議会そのものが

諮問機関でありますから、審議会は行政庁の責任の所在を曖昧にする、いわゆる、隠れみのであるとの批判もある。これは、随分前も何回も言ってたんですけども、しかしながら、平生町の特別職報酬等審議会条例は実在して組織もあると。そして、その条例の中で、第2条として、町長は議員報酬並びに町長、副町長及び教育長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするとき、あらかじめ、当該報酬等の額について審議会の意見を聞くものとする。所掌事項が定められています。多分、これ、特例に関する条例だから聞かれたのか、聞かれなかったのか。まず、そこをちょっとお尋ねをいたします。

それとそういう状態にあっても、先ほども少し述べましたけれども、町長さん、副町長さん、特別職の給料の月額というのは、諸先輩方が決められてきて、ずっと続いてた。それで、それなりの、それなりのって言うちゃいけません、そのときには根拠があってそういう月額に決められてたと思うんですね。ここ10年間のうち9度、特例条例として設定されて単年度で月額給料の条例を減額されてるという状態が続いているわけなんですけれども、そうすると、単年度、単年度、単年度。一見続いているようなんですけども、単年度ごとですよ。そうすると、過去からずっと町長さん、特別職の給料はこういうものであると諸先輩方が決められたこと。もう10年のうち9回も減額されているんですから、もうそろそろ見直しというか、こういう対応じゃ、将来を未来戦略ということでもされてるんですから、当然、将来を見越した在任中にはこうしますよという当然、住民の皆さん方にもメッセージを発するべきじゃないかと、私は判断します。単年度、単年度で、このままやられていいのか。未来戦略として、将来はこうなりますよという展望を、一方で住民の皆さん方に押しつけておきながら、自分自身はそういう。それは悪いとは言いませんけれども、少し将来展望、私に言わせれば欠けているんじゃないか。どうなんだろうかというふうに思います。

それと、いろいろと調べていってみますと、10年間のうち9度という。1年間だけされてなかったんですね、実は。これは26年度だったんですね。常々財政が厳しい、厳しいと言われながらも、17年から25年度までは削減された。そして、27年度に、やはり、削減をされた。そして、28年度でも、こうして条例を出された。26年度の財政状況を見ると、決して、今と全然状況はかわってないと思うんですけども、何かそうすると、財政が厳しい。みずから身を切る覚悟と言われる言葉にですけど、うんって首をかしげたくなるんですね。スタンス的に一貫性がないと申しますか、極端に、大変申しわけない言葉で言いますけれども、26年度はそういう形でできていた。27年度、ええとこ取り、いや、申しわけありませんね。ちょっと、言葉、適切でないかもしれませんが。やはり、将来に向かって、財政運営をこうするんだよというメッセージを発するためにも、今の2つの理由からもきちんとした、今からの将来展望を含めて、それは、みずからカットするって言われれば、それをどうのこうのというのは、条例

として私らに付託されてるわけですから審議をしなければいけない。どうも表と裏があるみたいで、大変申しわけないんですよ。カットするって言うからいいんですよ。ただ、基本的なスタンスですね。幹が1本ないような気がしてですね。それがいろんなことに反映してるのかなというふうに、私自身が思うんですよ。非常に、単年度ですずっとやられてて、1年間なかったということ。これに対する説明を、町長さんの言葉からお聞きさせていただければと思います。また、28年度からはさらなる減額幅になってますよね。今からは。今までとは違って。これ、やはり、十分住民の皆さん方に説明させる。私はこう思うということ、やっぱり、御説明をされるべきだろうと思うんですよ。やっぱり、財政が厳しいけ、こうなんですよっていうお話をされるんじゃないかとは思いますが、やはり、町長さんみずから、そのことを発信される必要はあると思いますので、その2点について、どうなのか。3点ですね。なぜ、額も変えてなのか。今までだったらずっと。新たな段階で削減額をアップされた理由等について、素直な、率直な意見を、町長さんの意見をお伺いさせていただければと思います。以上です。

議長（福田 洋明君） ここで、暫時休憩いたします。再開を午後1時からといたします。

午前11時55分休憩

午後1時00分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

山田町長。

町長（山田 健一君） それでは、3点御質問がありましたので、お答えをさせていただきます。

最初の報酬審議会でございます。これ以前は、ずっと報酬審議会を開いておりました。そして、独自カットを始めて2、3回開催したかと思いますが、以前はこれ、もともとカットをするのを報酬審議会想定しておりませんで、当時は開会をすると、町長等の給料については、これは引き上げという答申を2回ぐらいいただいたと思うんです。いや、そうはいかん。こっちはもう引き下げるんだということで、もうその際、決めて出されるんなら、やらんでもいいですとかいうような話になりまして、報酬審議会はそれ以降開催をしておりません。引き上げのときの諮問をするということになるかと思いますが、今のところこちらが意思決定をして進めさせていただいておるとい状況です。

それから、単年度、26年度につきましては、これは、平成17年からずっと25年まで、30%カットと15%カットをずっとやってきまして、26年度の前に、実は、これ、議会のほうから御指摘をいただいて、お前、今度は改選迎えるのに、勝手に削減しちゃいけないかと、給与決めたというような話も、たしかあったと思うんですが、それを受けて戻して、また、次の町長が誰になるかわからんけども、それはその方に委ねようということで、一旦、この条例

については戻しましょうということで、26年度戻して、昨年からまた私のほうで給料カットを15%させて、今回20%。こういうことで今、取り組まさせていただいております。上げたのはこれはもう、厳しい状況ですから、何分にも、そのように、判断をさせていただきました。職員や町民の皆さんに、いろいろ、こういう厳しい状況について話をすることであれば、当然みずからが、やはりその、しっかり考え方を整理をして、その姿を示していかなきゃいけないという立場で今回、こういう形にさせていただきました。

議長（福田 洋明君） 河内山宏充議員。

議員（10番 河内山宏充君） それで少し、お話をさせていただきたいのは、今、単年度ですとされているんですけども、結局、お金に色はついてないんですけども、ないけん財政厳しい。その厳しい状況というのは、もう、17年当時から、ずっとかわって来てないわけですよ。そして、過去においては、特別、なぜ報酬審議会があったかと言えば、上げるにしろ、下げるにしても、町長さんの意見をどうなのかっていう、いわゆる本当の意味での諮問的役割があったと思うんですよ。

いずれにしても、過去は引き上げるっていうようなことがありましたけれども、それはその結果として、いや、私としてはそうじゃない。もっと厳しい。だから、そういうことは、やっぱり積極的にみずから情報発信していくことで、また、同じベクトル、同じ方向へ、職員の皆さん方、町民の皆さん方、向くことができると思うんですよ。

一方では、大きなことだけを言われて、もっと情報の発信の仕方っていうんですか。先ほども、少しお話があったんですけども、私の一般質問もなかなか要を得ない。伝えられない一般質問で、いつも苦慮しているんですけども、やはり、人に伝えるということは非常に難しい。

だけど、それが伝わったときには、伝わって、伝わって、相乗効果で2乗にも3乗にもなる。松本議員は掛け算とかっていうふうに、それを申して上げましたけども、やはり、それが掛け算になっていくと思うんですよ。やはり、この辺のところっていうのは、少し、町全体としても、組織としてもお考えになられておくべきだろうと思います。

その点で言えば少し戻るんですけども、在任中に関してはやっぱり厳しい財政状況ですから、過去の諸先輩方が決められていた額に対して、やはり予算をしっかりと組んでいけないといけないんですから、単年度ということじゃなくて、少なくとも在任中に関しての使命っていうか、責任を果たすためにも、きちんとした、こういう単年度じゃなくて、持たれたほうがいいということ強く申し上げておだけにしますので、そのことも。

私自身も、この月額給料のカットに対しては、みずから削減されるっていうことを、ですからいいのかなと。ただし、かなりの影響がほかの町内、組織。組織の長でありますから、本当に、一般職の職員の皆様方、管理職の皆様方に目に見えないモチベーションの欠落といたしますか、そ

ういものがある。それにも増して、ところがあるということはお含みおきを、ぜひいただきたいということで、質疑を終わらせていただきます。

議長（福田 洋明君） 答弁、いいですか。

議員（10番 河内山宏充君） はい、要りません。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第31号公の施設に係る指定管理者の指定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第32号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減、共同処理する事務の変更、共同処理する事務の構成団体の変更及びこれに伴う規約の変更についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第33号広島市と平生町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、承認第1号専決処分事項の承認について、平生町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例及び承認第2号専決処分事項の承認について、平生町税減免条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例を一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、報告第1号平生町土地開発公社の平成28年度事業計画及び資金計画並びに予算についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

日程第3．委員会付託

議長（福田 洋明君） 日程第3、お諮りいたします。議案第2号から議案第33号並びに承認第1号及び承認第2号は、会議規則第35条第1項の規定により、お手元に配布の付託表のとおり、各常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第2号から議案第33号並びに承認第1号及び承認第2号は、お手元に配布の付託表のとおり、各常任委員会に付託することに決しました。ここで暫時休憩いたします。再開を午後1時30分からといたします。

午後1時11分休憩

.....
午後1時30分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

ここで暫時休憩いたします。再開を2時30分といたします。

午後1時30分休憩

.....
午後2時30分再開

議長（福田 洋明君） それでは再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。次の本会議は3月22日午前10時から開会いたします。よろしく申し上げます。

午後2時30分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 福 田 洋 明

署名議員 中 本 敦 子

署名議員 松 本 武 士

平成28年 第1回(定例)平生町議会会議録(第3日)

平成28年3月22日(月曜日)

議事日程(第3号)

平成28年3月22日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第2号 平成27年度平生町一般会計補正予算
- 日程第3 議案第3号 平成27年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第4 議案第4号 平成27年度平生町下水道事業特別会計補正予算
- 日程第5 議案第5号 平成27年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算
- 日程第6 議案第6号 平成27年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計補正予算
- 日程第7 議案第7号 平成27年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第8 議案第8号 平成27年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 日程第9 議案第9号 平成28年度平生町一般会計予算
- 日程第10 議案第10号 平成28年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 日程第11 議案第11号 平成28年度平生町下水道事業特別会計予算
- 日程第12 議案第12号 平成28年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計予算
- 日程第13 議案第13号 平成28年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計予算
- 日程第14 議案第14号 平成28年度平生町介護保険事業勘定特別会計予算
- 日程第15 議案第15号 平成28年度平生町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第16 議案第16号 平生町行政手続条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第17号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例
- 日程第18 議案第18号 平生町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第19号 平生町の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第20号 平生町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第21号 町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第22 議案第22号 町長等の給料の特例に関する条例の全部を改正する条例
- 日程第23 議案第23号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第24 議案第24号 平生町水産廃棄物処理事業特別会計条例を廃止する条例

- 日程第25 議案第25号 地域再生法に係る固定資産税の不均一課税に関する条例
- 日程第26 議案第26号 平生町教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例
- 日程第27 議案第27号 平生町環境審議会条例の一部を改正する条例
- 日程第28 議案第28号 平生町堆肥センター設置及び管理条例を廃止する条例
- 日程第29 議案第29号 平生町営住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第30 議案第30号 平生町営特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第31 議案第31号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第32 議案第32号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減、共同処理する事務の変更、共同処理する事務の構成団体の変更及びこれに伴う規約の変更について
- 日程第33 議案第33号 広島市と平生町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について
- 日程第34 承認第1号 専決処分の承認について
(平生町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例)
- 日程第35 承認第2号 専決処分の承認について
(平生町税減免条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例)
- 日程第36 同意第1号 平生町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第37 同意第2号 平生町教育長の任命について
- 日程第38 議員派遣について
- 日程第39 委員会の閉会中の所管事務等の調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第2 議案第2号 平成27年度平生町一般会計補正予算
- 日程第3 議案第3号 平成27年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第4 議案第4号 平成27年度平生町下水道事業特別会計補正予算
- 日程第5 議案第5号 平成27年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算
- 日程第6 議案第6号 平成27年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計補正予算
- 日程第7 議案第7号 平成27年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第8 議案第8号 平成27年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 日程第9 議案第9号 平成28年度平生町一般会計予算
- 日程第10 議案第10号 平成28年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算

- 日程第11 議案第11号 平成28年度平生町下水道事業特別会計予算
- 日程第12 議案第12号 平成28年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計予算
- 日程第13 議案第13号 平成28年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計予算
- 日程第14 議案第14号 平成28年度平生町介護保険事業勘定特別会計予算
- 日程第15 議案第15号 平成28年度平生町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第16 議案第16号 平生町行政手続条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第17号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例
- 日程第18 議案第18号 平生町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第19号 平生町の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第20号 平生町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第21号 町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第22 議案第22号 町長等の給料の特例に関する条例の全部を改正する条例
- 日程第23 議案第23号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第24 議案第24号 平生町水産廃棄物処理事業特別会計条例を廃止する条例
- 日程第25 議案第25号 地域再生法に係る固定資産税の不均一課税に関する条例
- 日程第26 議案第26号 平生町教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例
- 日程第27 議案第27号 平生町環境審議会条例の一部を改正する条例
- 日程第28 議案第28号 平生町堆肥センター設置及び管理条例を廃止する条例
- 日程第29 議案第29号 平生町営住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第30 議案第30号 平生町営特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第31 議案第31号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第32 議案第32号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減、共同処理する事務の変更、共同処理する事務の構成団体の変更及びこれに伴う規約の変更について
- 日程第33 議案第33号 広島市と平生町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について
- 日程第34 承認第1号 専決処分の承認について
 (平生町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例)
- 日程第35 承認第2号 専決処分の承認について

(平生町税減免条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例)

日程第36 同意第1号 平生町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第37 同意第2号 平生町教育長の任命について

日程第38 議員派遣について

日程第39 委員会の閉会中の所管事務等の調査について

出席議員(11名)

2番 中本 敦子さん	3番 松本 武士君
5番 村中 仁司君	6番 中川 裕之君
7番 河藤 泰明君	8番 淵上 正博君
9番 細田留美子さん	10番 河内山宏充君
11番 平岡 正一君	12番 岩本ひろ子さん
13番 福田 洋明君	

欠席議員(1名)

1番 長岡 浩君

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 河島 建君 書記 村井 泰行君

説明のため出席した者の職氏名

町長	山田 健一君	副町長	吉賀 康宏君
教育長	高木 哲夫君	会計管理者	高岡 浩行君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長			羽山 敦紀君
総合政策課長	藤田 衛君	町民課長	石杉 功作君
税務課長兼徴収対策室長			兼末 仁君
健康福祉課長			田代 信忠君
経済課長兼農業委員会事務局長			藤山 一人君
建設課長	瀬戸 孝博君	佐賀出張所長	安村 昌己君
教育次長兼学校教育課長			角田 光弘君

社会教育課長 岡村 茂樹君

総合政策課長補佐 池田 真治君

午前10時00開議

議長（福田 洋明君） ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配布したとおりであります。

. .

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（福田 洋明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において村中仁司議員、中川裕之議員を指名いたします。

. .

日程第2．議案第2号

日程第3．議案第3号

日程第4．議案第4号

日程第5．議案第5号

日程第6．議案第6号

日程第7．議案第7号

日程第8．議案第8号

日程第9．議案第9号

日程第10．議案第10号

日程第11．議案第11号

日程第12．議案第12号

日程第13．議案第13号

日程第14．議案第14号

日程第15．議案第15号

日程第16．議案第16号

日程第17．議案第17号

日程第18．議案第18号

日程第19．議案第19号

日程第20．議案第20号

日程第 2 1 . 議案第 2 1 号

日程第 2 2 . 議案第 2 2 号

日程第 2 3 . 議案第 2 3 号

日程第 2 4 . 議案第 2 4 号

日程第 2 5 . 議案第 2 5 号

日程第 2 6 . 議案第 2 6 号

日程第 2 7 . 議案第 2 7 号

日程第 2 8 . 議案第 2 8 号

日程第 2 9 . 議案第 2 9 号

日程第 3 0 . 議案第 3 0 号

日程第 3 1 . 議案第 3 1 号

日程第 3 2 . 議案第 3 2 号

日程第 3 3 . 議案第 3 3 号

日程第 3 4 . 承認第 1 号

日程第 3 5 . 承認第 2 号

議長（福田 洋明君） 日程第 2、議案第 2 号平成 2 7 年度平生町一般会計補正予算から日程第 3 5、承認第 2 号専決処分の承認について、平生町税減免条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例までを一括議題といたします。

3 月 1 1 日の本会議において両常任委員会に付託いたしました本件についての審査の経過及び結果報告を求めます。河藤泰明総務厚生常任委員長。

議員（7 番 河藤 泰明君） 総務厚生常任委員会の委員長報告を申し上げます。

平成 2 8 年 3 月 1 1 日の本会議におきまして、本委員会に付託を受けました案件を 3 月 1 5 日委員会室において、町長以下所管課職員の出席を得て慎重に審査いたしました。審査の結果は、お配りした資料のとおりです。

それでは、主だった審査経過を報告いたします。

平成 2 7 年度補正予算、議案第 2 号中歳出については、まず総務管理費での減額理由を問う質疑がありました。一般管理費のまちづくり受託研究事業負担金は予定していた県立大学には委託せず自前で行ったため、コミュニティ助成事業補助金は県の選考から漏れたため、記念式典費の報償費の記念品は見積もり以上の安価でできたため、企画振興費の日中友好協会負担金は同組織の解散によるもの、財務財産管理費の遊具点検は一括発注による入札減、といった理由であるとの回答がありました。

また、選挙費の委託料は、選挙年齢を 1 8 歳以上とするシステム変更経費であり、名簿は予定

されている参議院選挙で適用する予定で選挙人が200名程度ふえる見込みとのことでした。

統計調査費の補正は、国勢調査の調査区見直しに伴い指導員1名分の増加を含めた精算を行うものとのことでした。

民生費の社会福祉費では、福祉医療対策費の後期高齢者人間ドック補助金の増額補正に関連し、この受診増とあわせて医療費が県平均を下回ってきた原因分析も行き、この状況が継続するような取り組みを行うよう要望をいたしました。

また、臨時給付金事業費のシステム改修委託料に関して、対象者特定のため、税務情報の利用は所管では不可能であり、税務課に依頼して実施しているとのことでした。

児童福祉費の児童環境づくり推進事業費の、児童クラブ賃金の減額は、障害児対応分と夏休みの時間給対応分の見込み精算によるものとのことでした。

衛生費の保健衛生費では、予防費の日本脳炎予防接種時期の緩和について十分徹底がされなかったことや、健康づくり推進事業費の各種検診についても受診率が上がらないという理由から減額補正となったが、委員からは厳しい施策でもあり今後の事業進捗を見守るとの意見がありました。

消防費の需用費では、今回は消防団の安全装備品整備についての助成が採択されなかったが、今後も有利な助成制度を活用して順次更新していく計画であるとのことでした。また、ハザードマップ作成委託料の減額補正は入札減が理由であることの説明がありました。

議案第3号、議案第6号から議案第8号については、質疑はありませんでした。

平成28年度予算、議案第9号について、冒頭での予算全般的な質問に対し、当予算案からの財政指標把握は行っていないこと、特別職給与と管理職手当のカットを含んだ予算案であること、28年度末の財政基金残高を2億7,000万円余りと想定していること、町有地の売り払いについては売買に限らず賃貸も視野として努力するといった回答がありました。

また、第3庁舎の外壁改修と開発公社の土地購入についての計画性について質疑が行われ、それぞれ、緊急性が高いこと、農免農道完成が確実となったことを受けての予算化であることの説明がありました。

歳入全般では、雑入の市町村振興宝くじ交付金の計上がない点についての質疑があり、交付額の確定段階にないことから計上を見送った旨の回答がありました。

また、税收等の減収計上についての質疑では、生産年齢人口の減少や所得が上昇してきていない実態を勘案した計上であること、特別とん税についても入港状況の報告から減額見込みとしたことなどの説明がありました。

歳出の総務管理費では、ふるさと納税への意気込みを尋ねたところ、返礼品の拡充やクレジット決済、ポータルサイトの導入を行い、500万円以上の寄附額を目標にしっかり取り組んでい

くとのことでした。また、一般管理費の地域おこし協力隊についての予算組みや募集方法、企画振興費の若者定住促進住宅補助事業と同窓会支援事業についての内容確認を行いました。

民生費の社会福祉費の老人福祉総務費では、まず、敬老祝金縮小の経緯を問う質疑に対しては、超高齢化社会において延伸を続けている平均寿命を上回る、90歳以上からを支給対象年齢としたとの説明がありました。

また、敬老会行事の各コミュニティ協議会への移行に際して予算減額がされていることについて求めた説明では、協議会へは丁寧な説明と支援を行うこととし、予算を上回る参加率の改善があれば補正対応も行うとの回答がありました。

児童福祉費の保育所運営費の病児病後児保育事業の予算根拠についての質問では、国の算出根拠としては、この事業に対しての基本補助分と年間利用者数に応じて基本補助分に加算される利用者加算分と、さらに住民税非課税者を対象に無料となるための低所得者減免加算分を合計したものを予算計上しているとのことでした。

消防費では、非常備消防費の需用費の電気代予算が倍増となる理由について質問があり、今年度で整備が完了した9基のモーターサイレンの供用開始に伴うものとの説明がありました。

反対討論として、基金依存体質脱却への取り組みが見えないこと、歳出の計画性がないと判断すること、自主財源確保の方向性が見えないことの3点がありました。

議案第10号、議案第13号から議案第15号、条例に入りまして、議案第16号から議案第21号までは質疑がありませんでした。

議案第22号では、近年の町長等の給料について単年度ごとに減額する行為と、報酬審議会に諮問しないスタンスの整理を行い、町長の責任ある立場から任期内で額を見極めるべきとする意見と、同趣旨での反対討論がありました。

また、議案第23号では、この条例は管理職手当の定額化とカットを含むものかとの確認があり、条例ではなく規則で定めるものであることの説明がありました。

議案第25号、議案第27号、事件であります議案第31号から議案第33号については質疑はありませんでした。

また、承認第1号、承認第2号についても質疑はありませんでした。

以上で委員長報告を終わります。

議長（福田 洋明君） 続きまして、松本武士産業文教常任委員長。

議員（3番 松本 武士君） 産業文教常任委員会の委員長報告を申し上げます。平成28年3月11日の本会議におきまして、本委員会に付託を受けました案件を3月16日、委員会室において、町長以下、所管課職員の出席を得て慎重に審査いたしました。審査の結果はお配りしている資料のとおりです。

それでは、主だった審査経過を報告いたします。

議案第2号中所管事項について、道路橋梁維持費の立木補償の場所について質問があり、般若寺道祖本線のクヌギの補償額が合わず交渉が難航しているため減額するとの説明がありました。

災害復旧費では、財源が起債から一般財源に変わった理由について質問があり、単独災害復旧のため起債対象にならなかったためとの説明がありました。

議案第4号については、下水道整備費の物件移転補償費では、当初の予定と結果について質問があり、当初は家屋損失と水道管の移設の補償を想定していたが、家屋の補償がなく、水道管移設の減額があったことの説明がありました。

議案第5号について質疑はありませんでした。

議案第9号中所管事項については、労働費では、青少年ホームについて、運営審議会の中で若者を中心とした活発な運営ができないかという質問があり、テニス教室や料理教室等を行い、利用促進をしていきたいとの説明がありました。

さらに、労働福祉対策費の貸付金について、毎年繰り返しているため、基金を積むなどの対策はないのかという質問があり、この制度は労働金庫、県、町村の協調融資であり、融資枠を確保していないと申請があった際に対応できないこと、県も基金を積む方法については考えていないこととの説明がありました。

農業費では、伝承の土づくり推進事業について質問があり、ひらお特産品センター協同組合に対し堆肥の助成を27年度から3年間予定しており、それ以降は次の段階として生産基盤を推進するような助成を考えているとの説明がありました。

林業費では、有害鳥獣対策関連事業について、イノシシの増加が予想されるが予算内に納まるかとの質問があり、イノシシの年間捕獲頭数、防除柵設置ともに件数を多めに想定しているため予算内で賄えるとの説明がありました。

商工費では、ひらお産業まつりの補助金の用途について質問があり、広報と記念品の購入が主であるが、内容については実行委員会と協議をして決定しているとの説明がありました。

さらに観光費では、サメネット設置の委託料について、ネット代も含まれているのかとの質問があり、ネットは既に町で購入しており、ネットの設置撤去の費用であるとの説明がありました。

土木費の道路橋梁維持費では、補償、補填及び賠償金の立木補償について金額が変わらない理由について質問があり、10年くらい前に草刈りの際、苗木を伐採してしまったための賠償であること、交渉が難航しているが法的対応もしており、今後も交渉していくとの説明がありました。

また、河川維持改良費の樋門管理の委託料では、管理する場所、委託先について質問があり、大内川、中川、曾根排水機場の維持管理業務であり、現在、総合設備管理株式会社に委託しているとの説明がありました。

都市計画費では、国道のバイパス延伸工事の見通しについて質問があり、柳井市と関連する市町と県を含めて引き続き国に対し要望していくが、岩国市からも要望が出ているので前進するように取り組みたいとの説明がありました。

さらに、住宅費では、町営住宅の老朽化や環境の維持管理について質問があり、草刈りについては道路作業員や入居者に維持管理を頼んでいるが十分でない現状であるため、老朽化と合わせて、将来的に町営住宅をどうしていくかを考えていきたいとの説明がありました。

社会教育費では、公民館のトイレ改修の概要について質問があり、3階トイレは既に洋式化しており行わず、工期は4カ月程度、時期は5月の中央公民館まつり以降で、建設課と協議し決定するとの説明がありました。

また、使用料及び賃借料では、曽根公民館の借り上げ料の予算表記について質問があり、「土地」とあるのが敷地料、「曽根公民館」とあるのが建物のリース料であるとの説明がありました。

議案第11号では、使用料に結びつく、下水道接続の数値目標の根拠については、今までの数値をもとに、それ以上の数値設定を行いたいという説明がありました。

議案第12号では、汚泥減容化の方向性について質問があり、さまざまな方法を検討しているがコストの問題等もあることから現在、いろいろな角度から検討しているとの回答がありました。

議案第24号については、水産廃棄物処理センターと堆肥センターの廃止後の管理について質問があり、建物自体は今までと同様鍵をかけて管理するが、地元住民から倉庫等で借用したいとの申し出があることから、進入路を封鎖し敷地への立ち入りを禁止するか、普通財産として賃貸するのか、住民の意向等を勘案して対応するとの説明がありました。また施設内の機械設備については、予算の関係上、着手時期は未定であるが、建物と一緒に解体する方向であるとの説明がありました。

議案第26号、第28号、第29号及び第30号についてはいずれも質疑はありませんでした。

以上で、委員長報告を終わります。

議長（福田 洋明君） 以上で、委員長報告を終わります。これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

続きまして、討論に入ります。まず、本案に対する反対討論はありませんか。河内山宏充議員。
議員（10番 河内山宏充君） 議案第9号平成28年度平生町一般会計予算に対する反対討論並びに議案第10号平成28年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算に対する反対討論並びに議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第22号に対する反対討論を申し上げます。

まず、議案第9号に対する反対討論を申し上げます。入るをはかりて出るを制すと常々町長は申されます。その意味としては、出費というものはある程度計画的にコントロールできるが、入るといものは他律的な要素が大きくどうしようもならない。どうしようもならない部分が大きいのできちんとわきまえる必要がある。出費に対する計画的コントロールを実施し、入るといものに対する他律的な要素も十分にわきまえた上での計画的コントロールをする。つまり、両方に対するマネージメントが必要であるということでありましょう。

この言葉を引用し、平成28年度平生町一般会計予算に対する理由を3点申し上げます。

まず、1点目です。財政基金に依存する予算組みからの脱却をうたわれながら、マネージメントがなされていないと判断するからです。ここ数年の年度ごとの当初予算に対する財政基金の取り崩し額の状況を調べてみますと、26年度当初予算では、1億6,100万円、27年度当初予算では、1億1,200万円、28年度当初予算で9,667万円財政基金の取り崩しをされ予算化をされています。

家計の貯金に例えられる財政基金の取り崩し額がいよいよ平成28年度は1億円を切る事態となりました。27年3月に策定された第四次総合計画実施計画書に示された向こう3年間、平成27年度から平成29年度間の一般会計財政計画では、平成28年度の繰入金額は5,000万円と予定されていますが、提案された平成28年度平生町一般会計予算では、財政基金を9,667万円取り崩し、倍額の特繰り入れが既になされています。

今後の交付税措置等、収入の変化により年度中に財政基金を積み立てて、帳尻合わせはされるでしょう。このままなら、平成28年度末の財政基金予定額は2億7,000万円です。

財政計画に対し、1億円弱の財政基金を取り崩し、繰り入れをする当初予算では、基金に依存しない予算からの脱却を目指す支出の計画的コントロールを確実に実施する、計画的に基金を積み立てていくとはいえないでしょう。年度当初の資金量、保有現金高との絡みもあるでしょうが、計画的なマネージメントがなされていないと判断いたします。

2点目、出る、歳出に対して、計画性がなくコントロールされていないと判断するからです。27年3月に同じく策定された第四次総合計画実施計画書に示された3年間の一般会計財政計画では、平成28年度の予算規模、歳入歳出合計額は48億2,250万円とされています。一方、このたび提案された平成28年度平生町一般会計予算総額は48億8,000万円、その差5,750万円です。

その差の理由は、平成28年度当初予算に庁舎管理費として計上する第3庁舎の外壁塗装などの工事費1,200万円と大野みのげの土地開発公社所有地の購入費5,300万円が主なものです。

第3庁舎の外壁塗装などの工事費として予算化をされていますが、実施計画書に示す3年間の

一般財政計画からは老朽化した本庁舎を含め、今後、庁舎全体をどうしていくか管理計画を持たずに計画的にコントロールされた中での支出とは判断できません。

また、大野みのげの土地開発公社所有地の購入費5,300万円に関しては、過去に議会でも取り上げをされてきた問題です。処理できることに評価をいたしますが、事業全体の見通しの甘さから県との調整、連携不足がいえるのではないのでしょうか。

農道事業の進捗は大幅に遅れ、確かに見通しがつきにくかったとはいえ、町として購入に対する対策を怠っていたという側面があると判断いたします。

計画性を持たない支出予算は、例えそれが必要であっても、時には不要な予算ともなり得る、そうすることがまたマネージメントではないのでしょうか。

平生町の財政を改革するには、可能な限り出る、歳出を計画的にコントロール、つまりマネージメントする。これこそが財政健全化への最初の一步だと判断をいたします。

3点目、入るをはかり自主財源の確保策を掲げながら、計画性がなくコントロールされていないと判断するからです。27年3月に策定された第四次総合計画実施計画書に示された3年間の一般会計財政計画では、28年度分は自主財源を含むその他の収入として、8,100万円を予定されています。

一方、このたび提案された平成28年度平生町一般会計予算では、一般会計財政計画でのその他の部分に当たる分は8,800万円。行政資源量の減少する中、一見財源の確保策が順調にはなされているようですが、これは毎年度、不動産の売り払い収入1,000万円が計上されているからで、数年間ここ不動産の収入売り払いの実績はあらわれていません。

入るをはかり自主財源の確保策を掲げながら結果が出ていない、入るといふものの他律的な要素を十分にわきまえられた施策の展開が図られてはいないからでしょう。歳入予算として計上されるなら最低限、改善策をきちんと示す必要があります。他律的な入るといふ構成要素を分析し、戦略化し、どう具体策として実践するか、マネージメントしなければなりません。入るに対するマネージメントがされていないと判断をいたします。

最後に、第六次平生町行政改革大綱を策定し、健全な財政計画に計画的に取り組んでいくとされていますが、第四次行政改革大綱及び集中改革プランでは、実行するとされたことでさえ実践されず、今改めて検討をするという状況では、行政改革大綱自体にも疑問を生じざるを得ません。たった一つのことと言われるかもしれませんが、評価されるには、十分な材料、理由ともなり得ます。平生町の財政健全化は待たなし、今からすぐにやらなければ財政状態でありながら、余りにもスピードが遅い、遅すぎる。町民の負託に応えられる進化、発展する組織づくりへの取り組みを切望いたします。

以上、議員各位に対し、御議決の適切なる材料判断にさせていただきたいとの立場から3点にわ

たり平成28年度平生町一般会計予算に対する反対討論をまず申し上げます。

続いて、議案第10号平成28年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算に対する反対討論を申し上げます。

これは、一般会計予算から、繰り入れなされる特別会計予算です。私は平成28年度平生町一般会計予算に反対の立場ですので、繰入金の関係から平成28年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算に反対をいたします。

続きまして、議案第11号平成28年度平生町下水道事業特別会計予算並びに議案第12号平成28年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計予算に対する反対の討論をいたします。

この2つの特別会計予算も一般会計から繰り入れがなされる特別会計予算です。私は、平成28年度平生町一般会計予算に反対の立場ですので、繰り入れの関係から反対といたします。

同じく、議案第13号熊南地域介護認定審査会事業特別会計予算、議案第14号平成28年度平生町介護保険事業勘定特別会計予算、議案第15号平成28年度平生町後期高齢者医療事業特別会計予算、以上の3会計についても、一般会計から繰り入れがなされる特別会計予算です。私は、平成28年度平生町一般会計予算に反対の立場ですので、繰入金の関係から反対といたします。

続きまして最後に、議案第22号町長等の給料の特例に関する条例の全部を改正する条例に反対の立場から討論をいたします。

みずから町長等の月額給料をカットしようという条例案に対し、なぜ反対をするのか。それは、協働のまちづくりの旗振り役としてふさわしくない手順であり、職員への給料削減への無言の圧力となるとともに、あり方を含めた行政サービスの全てを隠してしまうと判断するからです。

では、平生町特別職報酬等審議会条例を引用し申し上げます。諮問的性格を有する審議会は行政の責任の所在をあいまいにする、いわゆる隠れみのとの批判もありますが、平生町では、特別職報酬等審議会条例が設けられています。1条にその設置として、「町長の諮問に応じ、議員報酬等の額について審議するため、平生町特別職報酬等審議会を置く。」第2条、「所掌事項として、町長は議員報酬並びに町長、副町長及び教育長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。」とあります。

町長は平生町特別職報酬等審議会とのかかわりで特別職報酬等審議会は削減を目的としていないこと。過去において特別職報酬等審議会から引き上げの答申を2度受けたこと、この2点を理由とし、平生町特別職報酬等審議会への諮問をせず、これまで10年間のうち9度独自に特例という形で上程、議会は可決、減額をなされています。

確かに、諮問と答申という関係から申せばその内容は尊重すべきでありましょう。しかし、引

き上げか引き下げか、答申とは異なる条例改正案を町として提出されたとしても違法性無効の問題は生じません。むしろ町としての提案をされ、議会が可否の判断をする、これこそが、二元代表制に基づく議会制民主主義であろうと思います。

今回は、町としての提案をなされています。問題は町のリーダーとして弱い発信力、手続を踏まえ意見を聞くという姿勢がないこと、また、答申とは異なる条例改正案は町として提出したくないともとれる発言と質性、以上のことを含め反対する理由を3点上げます。

特例条例での減額措置は時限的、例外的な措置でありながら、政策判断として恒常化をされ、一向に説明責任が果たされていない。特別職の月額も過去において先輩諸氏が条例として定めた額です。とはいえ、毎年度ごとに繰り返す例外的な措置では、過去、未来に対し説明責任が果たされてはいないと考えます。税収がふえるとすれば、元額になるといえる側面もあります。みずからが、未来に対する情報を発信するならば、最大限任期満了まで()限度とする月額を示すという政策判断が必要ではありませんでしょうか。

その一方で、特別職の期末手当に対する加算措置等は行われ、支給がなされています。その整合性自体に疑問があります。みずからの身を削るとはいわれながら、町長の裁量範囲として、特別職の期末手当に対する加算措置は行っていらっしゃる。任期ごとの退職手当も、支給を受けていらっしゃる、このことは果たして全体としてはどうなのでしょう。非常に疑問を抱かざるを得ません。

3点目に、平生町特別職報酬等審議会を形骸化させている。都市計画審議会などほかの審議会を含めその運営、開催は作為的に行われているのではないかと判断をいたします。つまり諮問に応じるという審議会は、町長が異なる結果と推測する審議会では開催をされないのではないかと判断をされています。必要とする審議会と必要としない審議会とに区別をされている、これはまちづくりの基本とされる協働の理念とは乖離していると判断をいたします。

最後に町長は平成26年度、一度だけこの特例条例案を上程されていません。その理由を議会の判断にゆだねた結果、上程をしなかったと申されますので、議会を構成する議員として、反対する理由を申し上げ、町長等の給料の特例に関する条例の全部を改正する条例に対し、反対の立場からの討論といたします。以上です。

議長(福田 洋明君) 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(福田 洋明君) 次に、反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(福田 洋明君) なしとします。以上で、討論を終わります。

これより、採決に入りますが、分割して採決をいたします。

まず、議案第2号平成27年度平生町一般会計補正予算を採決いたします。議案第2号に対する委員長報告は可決すべきであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号平成27年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算から議案第8号平成27年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算を一括して採決いたします。議案第3号から議案第8号に対する委員長の報告は可決すべきであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第3号から議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号平成28年度平生町一般会計予算を採決いたします。議案第9号に対する委員長の報告は可決すべきであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立多数であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第10号平成28年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算を採決いたします。議案第10号に対する委員長の報告は可決すべきであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立多数であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号平成28年度平生町下水道事業特別会計予算及び議案第12号平成28年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計予算を一括して採決いたします。議案第11号及び第12号に対する委員長の報告は可決すべきであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立多数であります。よって、議案第11号及び第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号平成28年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計予算から議案第15号平成28年度平生町後期高齢者医療事業特別会計予算を一括して採決いたします。議案第13号から第15号に対する委員長の報告は可決すべきであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立多数であります。よって、議案第13号から第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号平生町行政手続条例の一部を改正する条例から議案第21号町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例を一括して採決いたします。議案第16号から議案第21号に対する委員長の報告は可決すべきであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第16号から議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に議案第22号町長等の給料の特例に関する条例の全部を改正する条例を採決いたします。議案第22号の件に対する委員長の報告は可決すべきであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立多数であります。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例から議案第30号平生町営特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例を採決いたします。議案第23号から第30号に対する委員長の報告は可決すべきであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第23号から第30号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号公の施設に係る指定管理者の指定について及び第32号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減、共同処理する事務の変更、共同処理する事務の構成団体の変更及びこれに伴う規約の変更について採決をいたします。議案第31号及び第32号に対する委員長の報告は可決すべき承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって議案第31号及び第32号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号広島市と平生町の連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議についてを採決いたします。議案第33号に対する委員長の報告は可決すべきであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立多数であります。よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

次に、承認第1号専決処分事項の承認について、平生町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例及び承認第2号専決処分事項の承認について、平生町税減免条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の件を起立により採決いたします。承認第1号及び第2号に対する委員長の報告は承認すべきであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、承認第1号及び第2号は原案のとおり承認されました。

日程第36．同意第1号

議長（福田 洋明君） 日程第36、同意第1号平生町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。町長から提案理由の説明を求めます。山田町長。

町長（山田 健一君） 議員の皆さん、おはようございます。

去る3月9日に御提案申し上げました数多くの議案につきまして、本会議並びに常任委員会で慎重に御審議賜りましたことを、まずもって厚くお礼を申し上げます。

そしてたゞいまは、予算14件、条例15件、事件3件、承認2件につきまして御議決を賜りまして、誠にありがとうございました。

新年度予算におきましては、「協働と持続可能なまちづくりの実現」をテーマとして、厳しい財政状況ではございますが、英知を結集して取り組んでまいりますので、議員の皆様方におかれましても、よろしく御指導賜りますようお願いを申し上げます。

さて、本日御提案申し上げますのは人事案件2件でございます。

それでは、同意第1号平生町固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員は、固定資産課税台帳に登載された事項に関する不服申し立てを、

普通地方公共団体の長から独立をした中立的、専門的な立場として審査決定するという重要な任務がございます。本町の場合は、佐賀の下祿義彦さん、曾根の小島康司さん、そして大野の久保徳行さんの3名の方を選任させていただいておりますが、そのうち久保徳行さんの任期が3月22日で満了となります。久保さんは平成19年から3期9年の長きにわたりお務めをいただいております。任務の特殊性から適任者と判断し、引き続き御活躍いただきたいところではございますが、本人から後進に道を譲りたいとの強い申し出がございましたので、このたびの任期満了に際し御勇退いただくこととなったわけでございます。

後任者につきまして、あらゆる方面から総合的に判断をいたしました結果、平生にお住まいの加村千里さんを選任いたしたいと存じます。加村さんの略歴は別紙として添付いたしておりますが、東山口信用金庫に41年間勤務され、光支店の支店長等を歴任されながら、平成3年には本町のスポーツ少年団の指導者としても御活躍をいただいているところであります。税務関係にも精通をされておられる方でありまして、さらに愛町精神に富んでおられることから適任者と存じます。ここに地方税法第423条第3項の規定によりまして、町議会の御同意をお願いするものでございます。

以上で、同意第1号平生町固定資産評価審査委員会委員の選任についての説明を終わらせていただきますが、説明不足の点につきましては、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者によりお答えを申し上げたいと存じますので、よろしく御審議を賜りまして、御同意いただきますようお願いを申し上げます。

議長（福田 洋明君） これをもって、提案理由の説明を終わります。これより、提出議案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本案については討論を省略したいと思っております。これに御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、本案については討論を省略することに決しました。これより、採決に入ります。本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、同意第1号は原案のとおり同意されました。

日程第37．同意第2号

議長（福田 洋明君） 日程第37、同意第2号平生町教育長の任命についてを議題といたします。町長から提案理由の説明を求めます。山田町長。

町長（山田 健一君） ただいまは、平生町固定資産評価審査委員会委員の選任につき、御同意を賜りまして誠にありがとうございます。

続きまして、同意第2号平生町教育長の任命について、御説明申し上げます。

このたびの議案につきましては、平成26年に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正がなされまして、教育委員会制度が改正されたことによるものでございます。同法改正に係る主なポイントにつきましては、本議会初日の教育長の行政報告で申し上げましたとおりでございます。

教育委員の任期は4年ですが、新教育長の任期が3年に縮小され、旧制度における教育長の任期とかわりなく、新しく任命した時点から3年間の任期開始となるものであります。

同法の改正を受けて、総合教育会議と大綱の策定につきましては、今年度早々に総合教育会議を設置をし、平生町教育振興基本計画を大綱と位置づけ、すでに策定をいたしておるところであります。

制度移行につきましては、山口県と下関市、萩市において、昨年4月から既に移行したことは御承知のとおりであります。本町におきましては、滑らかな移行となるように制度の経過措置も尊重しながら、現在まで旧制度のまま教育行政に取り組んでいただいているものであります。

この間、高木教育長から、「このたび4年の任期を全うせずに教育委員を辞任することは、議会の皆様方への道義的なものがあることは十分承知をしております。しかしながら、本年4月に制度移行を失すると、教育長の任期が年度途中の10月からという、中途半端な形で継続させてしまうことになります。したがって教育長の任期も定期の人事異動時期に合わせるため、制度移行を決断ください。」という進言を早くから受けておりました。私も任命権者としての道義的責任を感じ、熟慮いたしましたことも事実であります。

高木教育長には2期8年という任期を全うしていただきたいとの思いと、本町教育の将来を思いつての大局的な判断に基づく進言の狭間の中にあつて苦慮しておりましたが、本人の意思も固く、その意向を尊重してその申し出を受けることを決断し、このたびの提案となった次第であります。

事務手続き的には、1月の教育委員会会議で、教育長辞職の承認がなされ、すぐさま私宛に3月末をもって教育委員を辞職したいとの願いが提出されたものであります。

いきさつは以上ですが、ここで、新制度移行を踏まえ、皆様方にお願いがございます。新しいスタートとなりますので、過去の慣例等は、リセットさせていただきたいということでもあります。平成8年9月にさかのぼりますが、当時の教育委員任命にあたって、時の町長から任命

要件が提案をされております。3点ございます。一つは、地区代表的な選考はやめる。二つ目は官民を問わずよき人材を選ぶ。三つ目が任期は原則2期8年とする、というものであります。爾来、教育委員の方々は、お一人の方と保護者代表を除き全ての方が2期8年で後進に道を譲っておられます。

人材確保の上からも、教育行政の継続性の上からも、幅広く人材を求めることはもちろんのことではありますが、任期について柔軟な対応ができますように、教育長の職にある者も含めて、御理解をお願いをするものであります。

それでは、前置きが長くなりましたが、任命にあたっての議案の説明をさせていただきます。

高木教育長におかれましては、平成20年10月から2期7年半にわたり、要職を歴任してこられました行政経験と幅広い知識を生かされ、教育、文化の振興に多大な御貢献をいただいたところであります。

特に、懸案でありました学校施設の耐震化につきましては、重点的に取り組まれた結果、当初県下でも下位であった耐震化率が100%を達成することとなりました。また、地域に根差した学校づくりを進めるためコミュニティスクールのスタートとともに、平生町地域協育ネットを立ち上げられました。さらに、生きる力を育むためにキャリア教育の充実にも力を注がれ、平成23年度から平生中学校にて卒業生を講師として招聘して行ったキャリア教育講演会の開催などが認められ、平生地域協育ネットの文部科学大臣表彰に続き、昨年には平生中学校がキャリア教育優良学校として同じく文部科学大臣表彰を受賞したところであります。

このように、長年の行政経験を活かして精力的に御活躍をいただいてまいりましたが、先ほど申し上げました経緯によりまして、このたび御勇退となったわけであります。

後任者につきましては、全町的にまた学識面、経験面などの要件を踏まえ、多くの方を候補に挙げながら、あらゆる角度から総合的に判断をいたしました結果、曾根にお住いの新田保弘氏を教育長に任命したいと存じます。

新田氏は、昭和30年9月21日生まれの60歳でございます。昭和53年3月に福岡教育大学教育学部を卒業後、その年の4月に上関町立白井田小学校教諭として教員生活をスタートされ、現在は柳井市立柳井小学校校長として御活躍をされております。

その間、柳井市教育委員会指導主事、山口県教育庁学校安全・体育課教育調整監などの要職も歴任をされ、教育職のみならず、教育行政の経験も豊富であります。性格も非常に温厚かつ真面目な方であり、信望も厚く、広い視野で多角的に物事を見る力もお持ちでありますことから、本町の教育長として適任であると判断するものであります。

新田氏の主な経歴につきましては、議案に添付しておりますので、御参考に供していただきたいと思います。

以上、御説明申し上げましたとおり、新田氏は教育長としての識見を十分に備えておられ、適任者として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によりまして、町議会の御同意を賜りますようお願いを申し上げます。

以上で同意第2号につきましての説明を終わらせていただきますが、説明不足の点につきましては皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者よりお答え申し上げたいと存じますので、よろしく御審議を賜り、御同意をいただきますようお願いを申し上げます。

議長（福田 洋明君） これをもって提案理由の説明を終わります。これより提出議案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 今、先ほど町長提案理由の中で、教育委員の人選に当たっての基準の話がございました。

私もずっとこれは、特に2期8年というところには、ちょうどあのときの場も覚えておりますが、引っかかるものがございまして、今回、見直されるというのは、いいことだと思います。それで、先ほどの提案の中で3点いわれまして、その3点目だけを見直すのか、全てについて見直すのか。

私の意見としては、最後に新田氏を選んだ理由を言われました。それで十分なのではないかという具合に思いまして、全てについて、もう今までの経緯は洗い直すということを明言されてもいいんじゃないかという気もしますので、ちょっと再度はっきり言ってほしいんですが。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 今、3点ということで申し上げまして、1点目は地区代表的な選考はやめる。そのことと、2つ目は官民を問わずよき人材を選んでいく。この1、2点については、これはやっぱり共通してこれからもいえるんじゃないかというふうに私は考えておりますし、3つ目のこの任期の原則というのは、これはやっぱり考え直していかなきゃいけないというふうに考えておまして、幅広く選考していく必要性、それからいい人材を幅広く選んでいくという、これは基本として当然あるべきではないかというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 1と2について一般論で、地区だとか今までの経緯からとかいうのは、残していわれるのはわかりますけど、人事案件についていろいろなことを条件につけることに私は余り賛成じゃあないんですよ。結果として、大所高所から考えていけば、おのずから結果が出る問題ですから、できたら1、2についても当然、そのようにされるとは思いますけど、何も残しておく必要はないのじゃないのかという気がしますから、私の意見として、御意見があればちょっとお願いします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 十分参考にしながら、今後の人事行政に反映をさせるようになると思っております。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本案については討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、本案については討論を省略することに決しました。

これより、採決に入ります。同意第2号平生町教育長の任命についてを採決いたします。本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、同意第2号は原案のとおり同意されました。

・ ・

日程第38．議員派遣について

議長（福田 洋明君） 日程第38、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件については、お手元に配布の文書のとおりといたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、配布文書のとおりとすることに決しました。

・ ・

日程第39．委員会の閉会中の所管事務等の調査について

議長（福田 洋明君） 日程第39、委員会の閉会中の所管事務等の調査についてを議題といたします。会議規則第67条第1項の規定により、総務厚生常任委員長、産業文教常任委員長及び議会運営委員長からお手元に配布の文書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。したがって申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

. .

議長（福田 洋明君） 以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。
これをもって、平成28年第1回平生町議会定例会を閉会いたします。

午前11時05分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 福 田 洋 明

署名議員 村 中 仁 司

署名議員 中 川 裕 之